

第二十四回 参議院文教委員會會議録第四号

昭和三十一年二月二十三日(木曜日)午後二時開会

委員の異動

二月十六日委員木村守江君及び吉田萬次君辭任につきその補欠として大谷賢雄君及び菊田七平君を議長において指名した。

二月十七日委員大谷賢雄君及び菊田七平君辭任につき、その補欠として木村守江君及び吉田萬次君を議長において指名した。

二月二十一日委員堀末治君及び吉田萬次君辭任につき、その補欠として小幡治和君及び大屋晋三君を議長において指名した。

本日委員大屋晋三君及び小幡治和君辭任につき、その補欠として吉田萬次君及び堀末治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 飯島連次郎君
理事 有馬 英二君
川口篤之助君
湯山 勇君

委員

木村 守江君
中川 幸平君
三木興吉郎君
吉田 萬次君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君
政府委員 文部政務次官 竹尾 弼君
文部大臣官 房会計課長 天城 勲君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省大学学術局長 稲田 清助君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局 常任委員 工業 英司君
會専門員 文部大臣官 齋藤 正君
房總務課長

説明員

文部大臣官 齋藤 正君
房總務課長

○本日會議に付した案件
○文部省關係提出予定法律案に関する件

○派遣委員の報告

○教育、文化及び學術に関する調査の件
(昭和三十一年度文教予算に関する件)
(高知県繁藤小学校における紀元節祝典に関する件)

○委員長(飯島連次郎君)

これより文教委員會を開きます。
まず委員の變更について御報告いたします。二月二十一日堀、吉田両委員が委員を辭任され、その補欠として小幡治和君、大屋晋三君が選任されました。次いで二月二十三日大屋晋三君、小幡治和君が委員を辭任され、その補

欠として吉田萬次君、堀末治君が選任されました。以上御報告いたします。

この際委員會の審議の便宜上、文部省提出予定法案について当局より説明を求めることにいたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(飯島連次郎君) それでは當局の説明を求めます。

○説明員(齋藤正君) 文部省關係の提出法案につきまして、提出の順序によって御説明申し上げます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案並びに日本学士院法は衆議院を全会一致で通りまして、去る二十一日参議院に回付されました。

それから就学困難な児童のための教科書用図書の給与に対する国の補助に関する法律、これは現在衆議院の文教委員會で審議中でございます。

それから学校給食法の一部を改正する法律案、これは本日衆議院の文教委員會におきまして、提案理由の説明を行いました。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案、これは本日政府から国会へ提案される予定でございます。

その次は、万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律案、これは一両日中に国会へ提出される予定でございます。

教育委員會制度の改正に関する法律、これはまだ件名が確定しておりませんので、委員會制度に関する法律と申し上げます。並びに教科書法は来月

初めに提案する予定で準備を進めております。

なおこの前理事會のときに御説明申し上げました国際競技大会の開催に必要な競技場の建設並びに譲渡に関する法律案は、これは提案をとりやめましたので、御報告申し上げます。この点は仕事をやめたということでございます。それで、別途の方法で解決がつくであらうという見通しのためでございます。

以上でございます。

○矢嶋三義君 今の説明、ちょっと聞きたいのですが、よろしいですか。

○委員長(飯島連次郎君) はい、どうぞ。

○矢嶋三義君 ただいまの最後の説明ですね、別途の方法で解決する方が見つかったもので、それで提案をとりやめた、こういう御説明でしたか。それをもうちょっと説明して下さい。

○説明員(齋藤正君) 国立競技場を設置をいたすだけでございますならば、別に法律を用意しなくても、予算措置で建設できるわけでございます。これはそうでなくて、その当時としては、建てて、それらを国以外のものに譲渡する、という構想が考えられておりましたので、そういうことになりました。ば、特別のこれがための法律を要する、こういうふうに考えておいたのでございます。直接国立競技場を設置しようという考え方が出て参りましたので、その關係から法律を必要としないのじゃないかという考え方がござ

います。取りやめたのでござい

○矢嶋三義君 ということは、譲渡關係はやめたということでございますね。

○説明員(齋藤正君) 競技場そのものを、国が他のものに譲渡をするという關係でなしに、直接立てるという方向で行けるのではないかとということになったためでございます。

○委員長(飯島連次郎君) 次に過日行われしました委員派遣の調査報告を議題といたします。中川君。

○中川幸平君 このたび飯島委員長と、私と桐生調査員の三名が、去る二月十七日より二十二日まで、兵庫、和歌山両県の調査に参りました。

調査事項は地方教育委員會の運営状況、教科書制度、大学制度、その他教育文化及び學術に関する事項であります。

これら両県下のうち、神戸市、加古川市、明石市、洲本市及び和歌山市、田辺市、白浜町を視察いたしました。

以上の視察地におきましては、知事、市長、町長等の首長側を初め、果

會選出の文教委員、市會議員、県教育委員、教育長及び事務局關係者とも面談

いたし、さらに視察地におきましては地方教育委員會委員、教育長、小中高

等学校校長代表者、教職員、大学教授、PTA役員、青年會長、広報關係者、出版關係者等が参集いたしました。

親しくこれらの人々の意見を聴取

いたしました。

第一に教育委員会制度について申し上げます。両県下におきましては知事及び市町村長は、ほとんど教育委員会とは対立しておらず、むしろ相互に協力して教育の振興に努力している実情であり、これら両者には全然対立はないと明言いたしている市長もあり、あるいは市政の方針として教育第一主義を掲げて教育を尊重している市長もあり、あるいはすでに教育長を勤務した経験のある町長もあって、これらの人は教育委員会に深い理解を示しておりました。ただ、財政上の点で、地方財政再建のために教育費を節減しなければならぬが、これも教育委員会とよく協議して、円滑に進めたいと申し出ておりました。しこうして、新聞その他で伝えられる教育委員会法改正要綱案に対しては、兵庫県知事は賛成である、和歌山県知事もあれでけっこうであるとの明快な発言もありました。次に各地において聴取いたしました意見を総括的に申し上げます。

その一点は、地方教育委員会が設置されて以来、ようやく三年の短かい期間であるにもかかわらず、教育上の業績が著しく上っており、実情に堪えがみ、現在の制度を維持し、さらに育成をはかられたとの意見がありました。すなわち具体的な効果としては、学校施設の改善修理を初めとし、学校給食の実施、教材教具の整備充実等、学校教育の上に顕著なる功績があり、さらに社会教育の面におきましても、公民館が急速に設置せられ、青年学級の振興、また青年、婦人に対する教育が促進される等、非常な進展をみたので、その業績は著しいとの意見があり

ました。これらは僻地において格段の進歩を遂げた旨を報告されました。また地方教育委員会設置以来、教育上の種々なる問題について、教育委員及び教育長に身近に相談にいくことができ、しかも、これら問題をさつそく取り上げて解決をはかられる等、地方住民と教育委員とは直結して教育の振興をはかることができるとの意見もありました。教育もまた地方特色を帯びて、地方の実情に即応した教育が行われるようになったとのことでありました。

また教育も自主性を確立できて、一般父兄も信頼して教育委員会の教育方針に協力できるようになったとの意見もありました。あるいは青年団として、地方教育委員会と相提携して、地域社会に即応した指導が受けられ、地方教育委員会は信頼を受けているとの報告がありました。

次に第二点は、教育委員会の委員の選任方法は、直接公選制でなければならぬとの意見がありました。すなわち教育委員制度においては、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきであり、公正な民意により一般の世論を荷って教育を行うためには、公選制を堅持しなければならぬとの意見でありました。公選の結果において、一般社会の人が教育に非常に深い関心を払い、よき効果を収めているとの意見もありました。婦人側としたとしても、女性も女性の立場から教育委員を選出していただきたいとのことで、公選制を希望する発言もありました。もし任命制を採用すれば、時の首長によって自己に都合のよい人物を選任することによって教育が左右されて教育の中立性は維持しがたい等の意見があり

ました。あるPTAの役員からは、委員のうち半数は公選制により、残り半数は任命制による委員を選出してはどうかとの意見も提出されました。次に第三点としては、教育委員会は原案送付権を保持すべきであるとの意見もありました。現実には原案はすべてあらかじめ市町村長、議会と協議して作成され、相互に協力しておるので、法的にこの原案送付権を廃止する必要はないとの意見でありました。

第四点は、地方教育委員会の人事権は存置すべきであるとの意見もありました。すなわち人事権を地方教育委員会に存置することによって、その地域社会に即応した人事が適正に行われるのであって、かつ教職員を一人々々よく知ってこそ、初めて妥当なる措置が講じられるのである。もしかりに県教育委員会のみが人事権を兼ねたと仮定すれば、多数の教職員を十分知り尽くすことは至難であり、適正なる人事は期しがたいとの意見がありました。人事異動の停滞は、単に地方教育委員会の制度のみで存するのではなく、他の種々なる諸条件によるものであるとの意見もありました。

次に第五点といたしましては、地方財政赤字激増の原因は、必ずしも教育委員会に存するのではないとの意見がありました。地方財政の赤字が増加することともに、あるいは教育費も増額しておる地方もありますが、これは戦時中から放置されていた危険校舎の改築等の施設費あるいは設備費、教材教具の整備充実、あるいは社会教育における公民館の設置等によるものであつて、これこそは教育委員会の制度いかにかわらず、当然行われるべきものであつて、これらはむしろ教育委員会

であつて、これらはむしろ教育委員会への業績の実証を示しておるとの意見もありました。また町村合併の条件として学校の改築等、教育費の一時的増額をやむなき現象も生じておることとありました。また教育委員会費が教育費全体の中に占める額も多くはないとのことであります。和歌山県の戸数五百ほどの一村ではありますが、教育委員会の経費はせいぜい年額十万円ほどのことであります。

次に教育長を教育委員の互選により任命することにつきましては、教育長は専門職であり、特に研修を要する等、特に適任者を得る必要のため、互選によらない方がよいとの意見も多数ありました。なお一市長から、教育委員が教育の専門家でないから、委員会の運営が教育長の意見により支配されることとなり問題であるという意見が述べられたことを申し添えます。

なお教育委員会制度については、時の政治に左右されず、あくまでも中立性を確保しておきたいとの意見がありました。

以上は大く関係方面の意見を聴取いたしました総括的な概要であります。

要するに教育委員会制度改正に対しては、教育委員会関係者の多くは、現制度を存置されたいとの意見が多数でありました。事実、加古川市、白浜町等、昭和二十三年の任意設置以来相当の年月を経過してきておる教育委員会においては、市町村長や議会と相互に理解し協力して一体となり教育上の業績をあげており、また一般住民の信頼を得て教育行政を担当しており、人格識見において市会議員よりまさるとも決して劣らない人物が揃つておるなどとしておりました。

なお県教育委員会と地方教育委員会との関係におきましても、和歌山県を初め兵庫県においても相協力しており、ことに和歌山県は一致協力しておる現状でありました。

最後に、神戸市教育委員会から次の要望がありました。

一、五大市教育委員会の職務権限は、都道府県教育委員会と同等とし、都道府県教育委員会の五大市教育委員会に対する指導助言援助を行わないものとする。

二、五大市公立学校の教育職員はすべて五大市の公務員とし、その任免、給与、分限、懲戒、服務、その他人事に関する事項は、五大市教育委員会の所管とすること。

三、地方公共団体の議会の議員は、教育委員を兼ねることができるようになること。

四、その他は現行法通りとするのと、等であります。

次に教科書制度について、兵庫県教育委員会が聴取したことについて申し上げます。

一、検定について。

(1)非常勤審議員をもって組織する審議会の意見が十分に尊重されるようになりた。

(2)調査員の氏名公開は賛成である。

(3)シリーズもののうち、三分の一以内不合格になったときに限り、再申請を認めることについて考慮する必要がある。

(4)有効期限は、小学校六カ年の関係上、六カ年が適当と思う。

(5)工業科等の特殊科目のような教科

書の有効期限は、特例とすること。

で、実情に應じて二、三カ所設け得ることとする。

民間会社任せないで国が発行すべきである。

りませんでした。検定基準についてはさらに厳重にすべきであるとの意見もありました。

わしい価格をつけるべきであるとの意見もありました。

(1) 採択地域は同一府県内を数ブロックにすることが望ましい。

(5) 特約所には、これが事務を円滑にするために必要な専任職員を置くこと。

採択は現行法通り都道府県立学校については都道府県教育委員会が、市町村立学校については各地方教育委員会が行うべきである。

局で行なった方がよろしいとか、検定は文部省のみならず県教育委員会においても行わせるよう両者に検定権を持たせるべきであるとの意見もありました。

さらにPTAの役員の方から、文部省で農山村向き、都市向き及び中間的の教科書を三種類ぐらゐり作成して、採択の資に供するように取りはからってはいかかなどの意見もありました。

(2) 同一ブロック内は、同一の教科書とすること。そのため採択権は、県教育委員会に置くこと。

(6) 取次店の選定は、購入する学校に選定権を与えること。

四、教科書展示について。

次に採択については、各学校毎に個別に採択する方がよろしいとか、一府県を郡市単位毎にブロックに分ける方がよろしいとか、それぞれの所見が聞

たのであります。

(3) 採択に關連する不正行為については、嚴罰主義でよい。しかし教育公務員が教科書の批判もできないというふうにならないよう、限度を明確にすること。

(7) 特約所は取次店のよくない場合には、県教育委員会を通じて取りやめさせることができるようにすること。

計上して常設とするか、あるいは地域的に教科書研究委員会を組織し、これに教科書を一揃い与え教科書研究をもつて行うべきである。

五、供給について。

第一は、兵庫県立短期大学の新入学者募集停止の件であります。兵庫県は県立大学として四単科大学と二短期大学とを有しておりますが、財政上から、また教育上及び社会的欲求から、諸種問題が生じておるので、県当局は、これの解決と県立大学の今後の合理的なあり方を考えて、次の方策を立てたのであります。

(4) 採択の問題は、県教育委員会が中心になって実施することになるので、特に専門の職員を配し、強化をはかること。

(8) 定価値下げのため教師用書の寄贈等は禁止する。

(9) 定価値下げのため、運賃の特別扱いをし、免税とすること。

次に和歌山県教育委員会の教科書に關する意見は次のようであります。

すなわち姫路工業大学、兵庫農科大学に工業短期大学、農業短期大学をそれぞれ統合することでありました。ただし姫路工業大学短期大学部生活科は、女子短期大学として存置すること、そして両短期大学の来年度入学生募集停止を行うことに決定いたしました。

(1) 数多く設けて研究するに便ならしむること。

現行制度は必ずしも完全とは言えないが、この制度の存続を希望するものである。ただし次の二点の改善をはか

(1) 現在行われている不正行為はできるだけすみやかにかつ積極的に処置すること。

展示会については、期間が短いので常時研究できるよう期間を現在より延長すべきである。また展示についての経費は公費をもつてあてて一年中特約店へ見本の請求があつては迷惑であるとの業者からの意見もありました。

次に採択については、各学校毎に個別に採択する方がよろしいとか、一府県を郡市単位毎にブロックに分ける方がよろしいとか、それぞれの所見が聞

(2) 文部省は、一常設展示会場について、設備費、増設費について、二十四万円、経常経費として六万円の補助を計上された。

(1) 検定調査員の氏名は公開する方がよい。

(2) 採択する教師側の道義心を高めること。

次に採択については、各学校毎に個別に採択する方がよろしいとか、一府県を郡市単位毎にブロックに分ける方がよろしいとか、それぞれの所見が聞

たのであります。

(3) 講習会、研究会において、発行者關係の者を招き、あるいは後援を得て実施する場合は、主催者のいかに問わす、県内において実施されるものは、県教育委員会の許可を得ること。

(2) 現行検定基準は不備だと考える。すなわち基準はよく研究されているが、実施に伴い改善修正する努力が不足している。

(3) 教科書研究熱を高め教師の選択眼を向上すること。

教科書の種類が多過ぎるので、一科目についての種類を少く制限してほしいとか、教科書の改訂は三年ごとに一回が至当であるとの意見がありました。

第二に、兵庫県では農科大学、医科大学の国立移管が知事より熱心に要望されました。両県立大学の国立神戸大学への移管により、完備した総合大学として神戸大学を発展させたいというのであります。

(4) 発行、供給について。

(1) 各教科書とも画一的であつて独創性に乏しい。

(4) 学校教員の編集委員依頼や教科書關係の講師派遣については届出制をとること等でありました。

次に、懇談会等においての意見を総合的に申し上げますと、教科書法制定について中央教育審議会の文部大臣に対する答申はおおむね妥当であるとの所見が多数でありました。

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

(1) 一発行所一課目一種類の発行がよい。

(2) 内容について誤りもかなりある。

次に、懇談会等においての意見を総合的に申し上げますと、教科書法制定について中央教育審議会の文部大臣に対する答申はおおむね妥当であるとの所見が多数でありました。

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

(2) 教科書の改訂は、三カ年に一回以上を行わないこと。その他の年度は同一の定価で改訂部分については、別紙を挿入して補完作用を行う。

(3) 内容よりも表紙、口絵等に腐心して商品化の傾向が著しい。

(4) 宣伝費を節約して価格を引き下げること。

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

(4) 特約所は、一府県一つとしないこと。

(6) 複式の教科書、盲ろうの教科書は提供については国はもっと努力すべきである。

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

次に採格について申し上げます。定価はもっと安くしたいとの希望も多くありました。また教科書は父兄の負担が多いので、国費をもつて学校において購入できるように考慮されたいとの要望がありました。また紙質、写真版等を考へて、値段はあまり制限せず教科書として作成されたものにふ

を支給できるようにしたい。

第二に、新制大学と旧制大学とは差別があつて、まず国立学校の施設費を十分考慮していただけるようお願いしたい。また図書館の費用もはなはだしいので、これら施設費、図書費を予算の中に十分見ていただきたい。

第三に、学生厚生問題として、学生ホール、学生食堂など設備を完備し、学生指導の案をあげたい。授業料値上げ実施後はことにその点を考慮していただきたいとのことでした。現状では学生と懇談する茶代さえもないとのことでありました。また学生健康保険も考慮すべきであるとの意見でありました。

学生の就職については、和歌山大学は伝統もあり、あるいは熱心に努力した結果、好成績をあげておるとのことでありました。

新制大学は旧制大学に比較して種々不利の点があるが、優秀な教官を配し、地方文化のセンターとして努力しているとの、地方の新制大学を育成強化の方向に努力してほしいとの要望もありました。

なお教官定員が少いので、教育上種々不十分の点がある等も指摘されました。

なお県立医科大学も将来は国立に移管し、国立大学に統合されるよう、知事、大学当局等からも話がありました。

なお大学教育制度について、地方教育委員の中から、またPTAの中から次の点が指摘されました。

第一は、地方大学を育成して、優秀な大学として地方の子弟が都市偏重でなくて、地方大学へ入学を進んででき

るようにしていただきたい。現在は地方では優秀な大学を目指してすでに中学より都市へ移住する現状である。

第二は、大学は文科系統より科学技術の方面を拡充強化してほしい。

第三、教員養成の大学は、専攻科目に偏して、一般教養及び教育者としての教養が不足しておる。従つて地方教育委員会が要望しておる教育者としての適任者が少いから、大学の教育内容を検討してほしい。

第四、教員養成大学において国語、社会等の専攻科目を選ぶ学生は多いが、芸能、ことに音楽、体育の教科を専攻する学生が少いから、この点大学で適宜に指導してほしい。

第五、現在の教員養成大学は教育者を養成する点に不十分ではないだろうか。りっぱな教育者として信頼して採用できるような卒業生を養成するよう大学教育をさらに検討してもらいたい。

第六、教員養成大学の二年コースは、主として女子が入学して、これは小学校に採用されるが、四年コースは多くは男子で、卒業後は主として中学校に採用される。よつて小学校は女子、中学校は男子の教官が多いので、補充の点に困難しておる実情であるから、この制度をさらに検討してもらいたい。

以上が大学教育制度について申し上げました。
なおその他明石市長から、現在明石市立明南高等学校を神戸大学教育学部明石分校に移管併設することを考えておるから、御考慮をわずらわしいとの陳情がありました。
以上をもちまして今回視察しました

概要を御報告申し上げましたが、以上のほか詳細は別に文書をもつて御報告することにしたと存じます。

○委員長(飯島連次郎君) 次に秋田、山形両県を調査されました他の一班の調査報告であります。いまだ湯山、有馬両委員の間で報告書について協議が終つておりませんので、この報告はあと回しといたしまして、ただいまの報告に對し質疑のおありの方は御発言をお願いします。

○矢嶋三義君 調査視察に出かけることはきまつた委員会にいく私不在であつたわけですが、従つて委員長に伺うわけでございますが、その点は先ほどの報告から考えてみるに、おそらく政府提案の形で本国会に提案されるであらうという教育委員会法改正に関する案件、それから教科書問題に関する案件、これらを予想して事前にそういう法案が出てきた場合の法案審議の資料にいたしたいという角度から視察されたと思うのですが、その伝えられる政府の法案の内容というものがまだ確定したとは承つておりません。従つて委員長としてはいよいよ案件が国会に出てきた場合に、それに基いてさらに事は重大であるだけに調査視察に出かけるとか、あるいは公聴会を開く必要があるとか、そういうような計画見通しをもつてこのたびの視察調査に出られたのかと私は推察しているわけ

です。ということとは、この二つの案件は非常に重大でございますが、内容がきまつていないために、きまつていないときに見た視察調査だけで、あと内容次第ではさらに必要になってくる場合が予想される。その可能性が非常に強いと思うのですが、そういう大体の

お見通しのもとに今度調査視察されたものと私は推察申し上げておるのです。が、念のために委員長から承つておきたいと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) お答えいたします。委員派遣につきましては事前

に委員の皆さんに御相談をして行なつたわけでありまして、特に理事会では御多忙の中を調査の議題等についても十分議論を練つて、なかつく教科書の問題、それから教育委員会の制度の問題等を中心にして調査をするのがよろうということ調査に出たわけであり

ます。なお法案ができておらないから、その進行のいかんによつてはさらに調査を必要とするのではないかとこの御忠告でありましたが、これは予算等の関係もありまして、議員派遣についての昭和三十年度の経費は平常通り運んで参りますと、大體形式的に今回の調査で余裕がないように私は承知しております。

それから参考人等のことにつきましては理事会にも諮つて善処したいと思ひます。

○矢嶋三義君 具体的に内容を伴つたものが出てきた場合でなければ確定的なことはきめられませんが、その場合でもよろしいわけですが、私は必要が起つた場合にはその委員会の要求というものが真に必要なものであるということを確認すれば予備費というものが二割残しているわけですから、予算がないからそれで必要があるのであるが、それがなし得ないというような委員会としての遠慮は要らないかと思つておりますので、それは具体的に問題が起つた場合でいいと思う。そこでそれはその点でそういうことでもいい

ということにいたしました。もう一点伺いたい点は、もしまあ予算関係で今度の視察調査が一応最終的なものだからに考えた場合に、今両案件についてはこの提案者である政府の方で最終的に調整段階に入つておるわけでございます。従つてただいまの報告を承

わつて、私は次のような点についてはこの委員会として確認して委員長からしかるべくそういう意思表示をされたならばいいかと思ひます。その内容というものは、先ほどから報告を承つておりまして、たとえば教育委員会というものは相当地に成果を上げた、従つて現行教育委員会法の立法精神というものは堅持されるべきだといふ大きな筋が報告書の中にずっと流れている。

こういう問題、あるいは公選制を堅持しよう、それから教育長の互選はよろしくない、私は非常に印象に残つてメ

モしたの、教育委員会法関係ではそういうことです。それから教科書関係では工業学校とか農業学校とか、そういう職業課程の学校の教科書については特に考慮しよう、あるいは採択区域は県内を数ブロックにするのが適当である、検定制は堅持してもらいたい、こういう点が特に報告書の中に強調されておつたと思うのです。われわれは立法府なんですから、議員立法であらうが政府立法であらうが、国会に、立法府に提案されてきてそれを審議する、これは修正すればいいわけなん

であります。が、ちょうど今これらの法律案件が政府で最終調整の段階に入つておるわけですから、事新たまらなくても事前調査視察の結果、こういう結果が出ておるから、もし法案を提出するならば、しかるべく善処してもら

いたという意味の委員長から私は意思表示をされておかれれば、将来に法案が現実化にできた場合に審議するに当って非常に都合ではないか、かように私は考えておりますが、委員長にこの点を承わりたい。

○委員長(飯島連次郎君) ただいまの御報告は、調査に出た一個班の報告でありますので、その内容については文部大臣はじめ文部御当局もこの場で直接お聞き取りの上でありますから、私からあらためて申し入れをするということはいかがかと思ひます。なお他の班の御報告等も承わった上にしたいと思ひます。

○荒木正三郎君 今回の二個班に分かれての調査については私も非常に御苦勞であつたと感謝しております。しかしだいたいま矢嶋君からもお話があつたように法案が出ていないのですから、法案が出ていない先に審議の参考にするために調査をするということは、私はほとんどが前例がないと思ひます。しかし、だからといって悪いとは決して言いません。それはまあ慎重を期する上にも慎重を期されて非常に結構であると思ひます。私も理事からその点連絡を受けておりましたから、その点については何も申し上げませんが、ただ法案が提出された際に、前に調査したのだからもうする必要はないと、そういう意味ではないと私は考えておるのです。その点は委員長も十分お認めであると思ひますが、この点を伺つておきたいと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) 先ほどお答えいたしましたように、理事会にはかりまして今回の調査をしようといはしたものは、一つには経費の関係、それからもう一つにはおそろく三月以降では国会も法案の審議等に追われて非常に多忙であらうと、時間的にその余裕が困難ではないかと、こういう見通しのために特に今回先立つて出たわけであり

ます。

○荒木正三郎君 今私が申し上げた点は、これは法案が出てからいろいろというふうな審議していくかということについて協議があると思ひます。それから、その際に申し上げることにして、きょうはこの程度にしておきます。

○矢嶋三義君 先ほどの委員長の私に對する答弁一応了承します。そこでこの点に關する限り委員長のお言葉を受けて大臣に伺つておきますが、それは先ほどからここで発言がなされた通り委員長みずから、大臣はおそばでお聞きになつていられるからあらためて申し上げる必要はなからうと思ひますが、先ほど來報告がなされたわけですが、こういう点は十分立案の参考にされて立案の上国会に提出されるものと私は思ひますが、大臣の御所見いかがですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私は少し出席が遅かつたのでございしますが、わざわざ現地に出張の上御調査の結果は非常に貴重な資料だと存じます。速記録を拝読いたしまして十分に参考になりたいと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) なお報告の詳細はこれを会議録に掲載することにいたします。

○委員長(飯島連次郎君) 次に昭和三十一年度文教予算を議題といたします。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○荒木正三郎君 これは予算に直接関係のない問題であります。この間から大臣にお会いいたしましたして各県に起つておる定員の削減の問題についてどういふ事情になつてゐるのか、事情を調査してこの委員会にも報告していただきたい、こういうことをお願いしておつたのです。で、この問題一つ初めに御説明をいただきたいと思ひます。それからあわせてこれは御調査になつていないかも知れませんが、本年度学芸大学を卒業する学生のうちの程度就職できるのか、就職できる実情にあるのか、もしわかつておればこれもお答えを願ひたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今荒木さんから、こういう求めがあつたのであります。委員会外非公式のことでありませんが、近時各県で教員の定員を縮めるといふうわさがある、一体自治庁からそういう指令でもしたのか。また指令の有無にかかわらず、各府または県でそういうことをやっておるか、こういうことを調べて委員会に報告しろ、こういう意味でございしました。私もこの翌日すぐにこれは大へんなことだと思ひまして、今回の予算は教員は七千五百名ふやしたための予算化してゐるのを、定員を減すといふのは私どもの意外とするところでありましたから、自治庁長官に對してそういうことがあるのかと聞きまして、そこ、それは全くない、実は自分も非公式にそういうことを聞いたから調べましたところ、自治庁でもそういう意味の通牒をしたことにはないのだ、各県においてそれをやっておるというこはいいまだ報告に接しておらぬ、こういうことでございしました。しかしながら荒木さんより、またその後私に面会を申し込まれ

て、重ねてあなたから承りましたから、今度は事務当局から事務当局へそういうことはそれでもないのだからかという問いをしたのであります。が、こういうことではなからうかといったような心当りがある、すなわち、ことしはこの予算の赤字解消を非常に熱心にやっておる、そうすると同じような条件の県が二つまたは三つあるとして、その県の教員の数とか給与とか、教員だけじゃなく、ほかの吏員の給与とを比較検討するといふことは行われ得ることとございします。そういうこともなからうかという想像をもちました。もしそれでありましては学校の教員の定数はほかの行政事務と違ふのだから、そういうことに便乗して教員数を減すことはどうかやめてくれといふ意味の申し入れは事務当局より事務当局へいたしております。不公平な結果がないように、ことに教育のことは大切でありますから、今でさえも全体からいへば教員は足りないでございしますから、不正の結果が起らないように十分注意されておるような次第でございします。

それから学芸大学の卒業生のごとでございしますが、これは大学局長から……

○政府委員(稲田清助君) 後段の点は本年度卒業いたしました見込みにつきましてはまだ集計いたしておりません。ただ年々御承知の通り募集に際しまして各都道府県教育委員会と相談いたしまして、どのくらい募集したらいいかというところは年々御相談の上募集いたしておりますし、その結果によりましてこのところ毎年二年課程を減じ、

四年課程をやしつづつあるような状態でもあり、昨年、一昨年の就職状況が七月くらいまでには特殊の事情のなきものはほとんど九十数パーセント就職しておるような状況でございします。で、本年に限つて非常に悪いという見込みは持つておりませんけれども、ただいまの御質疑にお答え申し上げるだけの資料をまだまとめてない点を遺憾に存じております。

○荒木正三郎君 ただいまの文部大臣の御答弁、御趣旨は、あるいは文部大臣のお考えは私は了解いたします。しかし實際問題として近畿というような範圍だけでなしに、全国的に定員を削減するといふような傾向があることは私も聞いてゐる範圍では全国的に起つておる、こういうふうな考へております。もちろんこれは知事の最後の決定ではありませんが、事務当局が検討しておる段階において相当多数の定員の削減を行つ、こういう様子であります。従つて最後の案のものでありますから、最終的にどの程度定員が削減されるかといふことは私もその資料にはありません。けれどもそういう傾向にありまして、これは今も文部大臣は事務当局を通じてそういうことのないように指導したい、こういうお話でしたから、この点は十分留意していただいて、今後の御指導についても十分やつていただきたいと思います。ただし、しかし実情については、これは十分御調査を願ひたいと思ひます。どの府県はどの程度の削減を試みようとしてゐるか、そういう点について文部大臣はまだ十分御存じないようには私は今の答弁から受け取つたので、今後とも一つ御調査を正確にしていだいて、どう

四年課程をやしつづつあるような状態でもあり、昨年、一昨年の就職状況が七月くらいまでには特殊の事情のなきものはほとんど九十数パーセント就職しておるような状況でございします。で、本年に限つて非常に悪いという見込みは持つておりませんけれども、ただいまの御質疑にお答え申し上げるだけの資料をまだまとめてない点を遺憾に存じております。

○荒木正三郎君 ただいまの文部大臣の御答弁、御趣旨は、あるいは文部大臣のお考えは私は了解いたします。しかし實際問題として近畿というような範圍だけでなしに、全国的に定員を削減するといふような傾向があることは私も聞いてゐる範圍では全国的に起つておる、こういうふうな考へております。もちろんこれは知事の最後の決定ではありませんが、事務当局が検討しておる段階において相当多数の定員の削減を行つ、こういう様子であります。従つて最後の案のものでありますから、最終的にどの程度定員が削減されるかといふことは私もその資料にはありません。けれどもそういう傾向にありまして、これは今も文部大臣は事務当局を通じてそういうことのないように指導したい、こういうお話でしたから、この点は十分留意していただいて、今後の御指導についても十分やつていただきたいと思います。ただし、しかし実情については、これは十分御調査を願ひたいと思ひます。どの府県はどの程度の削減を試みようとしてゐるか、そういう点について文部大臣はまだ十分御存じないようには私は今の答弁から受け取つたので、今後とも一つ御調査を正確にしていだいて、どう

いう実情にあるか、これは十分関心を
持っていただきたいということを希望
として申し述べておきます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお言葉
は了承いたしました。一つ荒木さん
の方でもどの県がどうだといって、特
殊のひどい県でもありましたら一つ御
指定願いましたら、特にそれに向つて
調査してみたいと思います。全体とし
ては今言った通りなのです。これは何
も誇張の言でも修飾の言でもないの
で、今の調査し得た限りはそうでござ
います。

○矢嶋三義君 ただいまのに関連して
ですが、第二十三臨時国会で通過成立
しました地方財政再建促進の臨時措置
法、いわゆる再建法ですね、この適用
申請を早くするようにと自治庁は弱小
県に対して盛んに督促をしておいま
す。そういう県の予算編成方針、その
状況というものは実にひどいもので
す。あの法律が国会にかかった場合
に、文部省と自治庁の関係、それから
都道府県知事と都道府県教育委員会と
の関係等が十分審議されたわけですが、
実際の法の運用に当っては一方的
に教育予算に大きなし寄せをして意
見をとり上げないという実情があるわ
けなんです。従つて私は、もう二、
三県は再建団体の指定を自治庁に申請
をしているわけですが、自治庁の方で
督促していますから次々に申請がなさ
れると思います。そういう県は特にひ
どいわけですが、従つて予算編成期に
当つて再建法の運用の適正を期する立
場からいっても、何らか文部省として調
査をし、また善処されてしかるべきだ
と思うのですが、どういふ情報を文部
省としては今つかんでおられるか。また

いかに善処をされる用意があるか、そ
の点について伺いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 再建適用団
体はちょうど今各方面から自治庁へ来
ておる最中と思います。私の郷里の県
も一昨日かそれをきめて申請したので
すが、まだ自治庁へは到達しておらぬ
のであります。今のところとりまとめ
た報告を得ておりません。ただ御承知
の法律ではあの適用を受けるためには
あらかじめ教育委員会の意見も聞くとい
うことになっております。これらが
もう少しまとまりましたら御報告がで
きると思います。

○矢嶋三義君 質問がもう一点あつた
わけなんです。それは再建法の適正
なる運用、不当に教育予算等にし寄せ
せにならないために文部大臣として私
は閣内において特に自治庁、対大蔵
省の立場において善処をされてしかる
べきだ、僕はまたそれを要望いたした
のですが、そういう非常に圧力を加え
ているわけなんです。正式に文書で
なくても口頭等によつて非常に圧力を
加えている。その結果というものが予
算編成の段階になって、先ほど来お話
に出ているようなことが出て来つた
わけなんです。従つて私は教育を守
るという立場から、文部大臣としては
善処をしていただきたいと思ひます
が、どういふ善処をしていただだけ
しょうか、その点の質問に対する答弁
が残っておりますが、お伺ひいたした
と思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申す通り
再建団体がまだ十分に集まつておりま
せんので、どの県が再建団体だといふ
報告も閣議にもまた閣議外でもまとめ
た通告は来ておりません。通告が

来ましたら、そのみならず国家のた
めに最善を尽くさなければならぬのは閣
僚としての義務でありますから、今の
御注意によつてよく調べてみたいと思
ひます。

○矢嶋三義君 それでは角度を変えて
伺いますが、それは高等学校もさるこ
とですが、今一番重点になっているの
は小中学校の定員関係だと思ひので
す。これは申すまでもなく義務教育で
すね。それで義務教育に対する国の義
務というものはこれは申し上げるま
でもないと思うのであります。従つて今
の現状からいって私は小中学校の教育
に支障がないようにするための最低限
必要な教育者の員数というものは中
央、地方を通じて何とか確保するべき
努力がされなければならない。その努力
が私は足りないと思ひのですが、一定
基準を確保するのはどういふ基準と
それからそれに対する信念を文部大臣
が持つておられるかという一点は私は
非常に重要な一点だと思ひのです。そ
れをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は法律に
きめたことを実行するためには最善の
努力をいたしたいと思つております。
○矢嶋三義君 事務当局どうですか。
○政府委員(緒方信一君) 補足して申
上げますが、私どももいたしまして
は、三十一年度の予算編成に当りまし
てあくまで三十年度の実績を確保し、
さらに三十一年度増加いたします見
算生徒に対応して教員の増加を計算い
たしまして、その三十年度の実人員と
増加見込み数とを加えて三十一
年度の定員といたしまして予算を計上
いたしておるわけでございます。これは
国庫負担金の予算について申し上げた

わけでありまして。地方財政計画におき
ましてはこれと同数のものを計上され
ているわけでございまして、政府とい
たしましての予算措置といたしまして
は、現状プラス増加の人員、こいふ
うに計算いたしておるわけでありま
す。ただ各県の別について見ました場
合に、またいろいろと検討のこともあ
ると思ひますけれども、全体として見
ました場合に、三十一年度には増員す
べきものと、かように考えておりま
す。ただその基準をどこに求めるかと
いうことでございまして、これは非常
にむずかしい問題でございまして、教
育的な観点もとよりございまして、
も、現在の地方財政の事情から申しま
して財政の事態も勘案しなければなら
ぬと考えるわけでございまして。三十
一年度の予算の積算の基礎といたしま
しては、一学級当りこれは増加人員に
対してだけでありまして、一学級当り小
中学校とも一名ということで予算を組
んだ次第でございまして。

○矢嶋三義君 もう一回伺つておきま
すが、その最低基準を確保するという
基準がですね、浮動、明確になつてい
ないから、中央においても地方におい
ても予算編成に困難をきたした場合に
は、直ちにそこにし寄せがくると思
うのです。たとえば、あなたの方の問
題としては、昭和三十一年度の義務教
育費国庫負担制度の実施に伴う予算は
当初七百九十億というものが必要だ
というので、文部省できめて要求した
ですね。で、その当時の答弁としては、自
然増に伴う教員増は一万三千人が必要
だということをご答弁されたわけ
です、必要だということ。そしてそ
れが予算の編成の結果としては七千五

百人ということになつたわけですね。
こういうところが私はおかしいと思
うんですね。この教育的立場から考えた
場合、生徒のふえる数というのはき
まつているのだから、それから生徒を
どの程度教室に入れられるかという点
もきまつているのですからね。だから
一万三千人が必要だといった場合に、
七千五百人という文部大臣が予算閣
議で下ろすということ自体に私は実は納
得しかねる問題がある。中央において
そうでしょう、地方に参つた、先ほど
申し上げましたように、自治庁あるい
は大蔵当局の圧力等があれば、その傾向
というものは倍加していくわけです。
だから私はその点を、一万三千人必要
という場合に、なぜ七千五百人に下つ
たのか、それを予算閣議で文部大臣が
了承したのか、その基準というものを
どういふふうを考え、どの程度の信念
を持つておられるのか、それを私は確
立しておく必要があるし、またそれを
承る必要があると思つてお伺ひした
わけです。だからまず文部大臣の御答
弁をいただいて、それから足らざると
ころを事務当局で補つていただきま
しょう。文部大臣どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 事務当局か
ら先に。
○政府委員(緒方信一君) 今のお話で
ございまして、私どもとしまして、結
局三十一年度の予算案として計上しま
した基礎は、先ほど申しましたよう
に、増加学級当り一名、で、これは現
在の地方財政の実情、あるいは増加学
級に對します配当の人員といたしま
してはこれでまかないがつくであろ
う、かように考えまして一名という基
準をとつたわけでございまして。全国平

均の。全国平均と申しますが、三十年
度におきます実人員に比べまして、
今の一名を加えるということござい
ますから、これを全体平均してみま
すと一二ぐらいいなりでしょうか、現在
の実際の平均は、教壇に立つ教員の数
は、一学級それくらいの率になると考
えております。で、現在の実情としま
しては、この辺で十分いくのじやない
か、かように考えておる次第ござい
ます。ただいまお話のように、何と申
しますか、固定した基準というものを
ここで定め得ればいいかもしれませ
んけれども、これはなかなかむずかしい
問題でございまして、いろいろな要素
を勘案しなければなりませんので、実
は前々から研究はいたしておりませ
んども、まだ学校の教員の定員数の基
準といったものは、はっきりきめてい
ない、研究は今後していきたいと思
っております。

○矢嶋三義君 念のためにもう一回私
伺いますが、文部省の大蔵省に對する
一万三千人という増員が必要だとい
うのは山があつたのですか、どうで
すか、伺いましう。一万三千人必要
だということにきめて、それが七千五
百人に下ること自体が、だんだんと追
込まれていって、私は教員の定員が確
保できない一番大きな原因だと思
うのです。どういふわけで文部大臣は予
算閣議で、生徒児童数の自然増につ
いて、一万三千人必要だという結論を出
しておかれて、それを七千五百人と下
つてこられたのか、その点文部大臣から
承りたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 一万三千人
あれば非常に十分でありますけれども
も、刻下の現状をみて、予算に記載し
た程度でもないけぬことはいない、か
ように思ふのであります。今局長の説明
した通りであります。

○矢嶋三義君 局長さうですか。
○政府委員(緒方信一君) これは予算
要求の過程におきましては、いろいろ
折衝もございましたけれども、ただ
ま私が申し上げましたように、増加学
級当り一名を確保するという事で予
算を組みまして今御審議を願つてお
る次第であります。

○矢嶋三義君 最後に、この点につ
いては大蔵に要望しておいて、この点に
関する質問は打ち切ります。がね、大
臣、建築工事を一年予算が足りないか
ら繰り延べるとか何とかというのと違
います。生徒児童は生きたもので、
ふえる人員というものはきまつてい
るのですからね、それを教育するに當
つて、その教職員の給与が高いとか低
いとかはともかく、何人要するという要
求というものはそんなに私は動くべき
はずのものではない、それが一万三千人
という数字を出しておいて、それが一
万二千とか一千とかというならば幾
らか話はわかります。それが七千五百
人、約半数に下るといふことは私はど
うしても納得できない。そういう線を
了承して、大臣は閣議を下つてくるこ
とについては、もう少し私はがんば
つていただきた、努力していただきた
という気持ちで一ぱいいます。この点要
望して、この問題に関する質疑を一応
これで打ち切ります。

○荒木正三郎君 僕はちよつと関連し
て文部省の御意見伺つておきたいと思
うのですが、最近の傾向として、一学
級当りの子供の数がうんとふえてきて
おります。私の考えでは、教育に相当
大きな支障があるところまできている
のじやないかというふうにみているの
です。たとえば、あるところでは一学
級の平均児童数を五十七名というふう
に抑えているところがあります。これ
は平均ですから、若干上下はあると思
います。一学級五十七名というふうな
児童数では、私はほとんど満足な教育
というのはいふべきではないのじやない
かというふうにみているのですが、さ
ういふ点文部省としても、ある程度指導
をして、そういう非常に大ぜいの子供を
一学級に収容する、そういうことのな
いように、文部省としても指導すべき
じやないかと思ふのですが、さうい
う点、文部大臣からでもよろしい
から、率直に一つ文部省の意見を聞か
してもらいたいのですが、最近だん
だんだんふえてきておる。ことし
は五十七人というふうな平均児童数の
ところが相当出てきております。

○政府委員(緒方信一君) ただいま御
指摘のように、学級当りの児童数がふ
えることは、これは教育上好ましいこ
とでないことは当然でございます。私
どもとしても、そのことは十分指
導いたしたいと思ひますが、ただ、た
だいまおっしゃいましたような、私ど
もの調査によりますと、平均はそこま
でいっていないのじやないかと、國の予
算、國庫負担金の予算、地方財政計画
の予算の算定の基礎として、五
十七人という数字は取つておりませ
ん。小学校につきまして、一般県にお
きましては四十三人、それから中学校
におきましては四十六・二という数
字、これは全国平均でございます。そ
こで、最高のところは相当今おっしゃ

いたしましたように五十人、六十人くら
いまでなつているところもあるかもしれ
ませんが、全体の平均はまだそんな
にいけないと思ひます。従来、十
分それはふえますことは好ましいこと
ではございません。ただいま申しまし
たように、國庫負担金としましては児
童数の増加に對しましてそれだけ増員
をするように考えまして、先ほどお答
えしましたように、増加学級一人当り
の教員を確保しようというのが三十一
年度の國の予算であります。

○荒木正三郎君 私さつき申しした
うに、全国平均の問題を言つてゐるの
ではございません。しかし、特定の、あ
る学校は五十七人とか、五十八人と、
さういふ数字ではないのです。一例を
あげますと、大阪市の、これは相当広
い範囲のものです。大阪市全体で一学
級五十七人と、さういふ定員を決定し
ております。校長に通知をしておるわ
けです。ですから、さういふところ
の、私はほかの都市にもあるのじや
ないかと見ておるのですが、全部調査
しておりませんが、しかし、大阪市全
体を通じて一学級五十七人といへば、
これは大へんひどい数字だと思ふので
すが、さういふ点について、文部省
としては何らかの指導をするとか、あ
るいは何らかの考慮をするとか、さ
ういふ点がないかというのを聞いてお
るわけなんです。それは財政難の時
ですから、若干ふえてくるということ
は一面、ある面やむを得ない面もある
と思うのですが、私は限度を越して
おると思ふのです。

○政府委員(緒方信一君) 先ほどお答
え申し上げましたように、國庫負担金
を組みます場合の一学級あたりの取り
方、かようなものは地方にも示してお
るわけでございまして、これからもつ
といろいろ指導していきたいと思ひ
ます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今の荒木さ
んの御意見等に關連して、だいたい私
から抽象的に申し上げますが、例外に
せよ、そんな大きな学級のあることは
望ましいことではございませんので、
できるならば、やはり少いほどいいの
でございまして。文部省もそれを希望
しておるのでございまして、御承知の
通り、わが國は戦争に負けまして、最
近までは國民は家屋もなく、また食物
さえも不自由しておつたのであります
から、それにむかひに戦前よりもまだ
大きな学校計画ができておるのであり
まして、いまだノーマルな状態に達し
てはおりませんが、自然わが國
力も逐次回復しておりますから、き
年ならずして教育状態もよくなること
を心から希望しております。今お
っしゃるようなことは、例外にせよ、
あちらこちらあることは遺憾に思つて
おります。

○荒木正三郎君 今の大阪市の平均四
十八人というお話でした。これは事
実ですか。
○政府委員(緒方信一君) 大阪府で
ございまして、府……、私は大阪府
と言つたんですが、私はこの間聞いて

○矢嶋三義君 念のためにもう一回私
伺いますが、文部省の大蔵省に對する
一万三千人という増員が必要だとい
うのは山があつたのですか、どうで
すか、伺いましう。一万三千人必要
だということにきめて、それが七千五
百人に下ること自体が、だんだんと追
込まれていって、私は教員の定員が確
保できない一番大きな原因だと思
うのです。どういふわけで文部大臣は予
算閣議で、生徒児童数の自然増につ
いて、一万三千人必要だという結論を出
しておかれて、それを七千五百人と下
つてこられたのか、その点文部大臣から
承りたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 一万三千人
あれば非常に十分でありますけれども
も、刻下の現状をみて、予算に記載し
た程度でもないけぬことはいない、か
ように思ふのであります。今局長の説明
した通りであります。

○矢嶋三義君 局長さうですか。
○政府委員(緒方信一君) これは予算
要求の過程におきましては、いろいろ
折衝もございましたけれども、ただ
ま私が申し上げましたように、増加学
級当り一名を確保するという事で予
算を組みまして今御審議を願つてお
る次第であります。

○矢嶋三義君 最後に、この点につ
いては大蔵に要望しておいて、この点に
関する質問は打ち切ります。がね、大
臣、建築工事を一年予算が足りないか
ら繰り延べるとか何とかというのと違
います。生徒児童は生きたもので、
ふえる人員というものはきまつてい
るのですからね、それを教育するに當
つて、その教職員の給与が高いとか低
いとかはともかく、何人要するという要
求というものはそんなに私は動くべき
はずのものではない、それが一万三千人
という数字を出しておいて、それが一
万二千とか一千とかというならば幾
らか話はわかります。それが七千五百
人、約半数に下るといふことは私はど
うしても納得できない。そういう線を
了承して、大臣は閣議を下つてくるこ
とについては、もう少し私はがんば
つていただきた、努力していただきた
という気持ちで一ぱいいます。この点要
望して、この問題に関する質疑を一応
これで打ち切ります。

○荒木正三郎君 僕はちよつと関連し
て文部省の御意見伺つておきたいと思
うのですが、最近の傾向として、一学
級当りの子供の数がうんとふえてきて
おります。私の考えでは、教育に相当
大きな支障があるところまできている
のじやないかというふうにみているの
です。たとえば、あるところでは一学
級の平均児童数を五十七名というふう
に抑えているところがあります。これ
は平均ですから、若干上下はあると思
います。一学級五十七名というふうな
児童数では、私はほとんど満足な教育
というのはいふべきではないのじやない
かというふうにみているのですが、さ
ういふ点文部省としても、ある程度指導
をして、そういう非常に大ぜいの子供を
一学級に収容する、そういうことのな
いように、文部省としても指導すべき
じやないかと思ふのですが、さうい
う点、文部大臣からでもよろしい
から、率直に一つ文部省の意見を聞か
してもらいたいのですが、最近だん
だんだんふえてきておる。ことし
は五十七人というふうな平均児童数の
ところが相当出てきております。

○政府委員(緒方信一君) ただいま御
指摘のように、学級当りの児童数がふ
えることは、これは教育上好ましいこ
とでないことは当然でございます。私
どもとしても、そのことは十分指
導いたしたいと思ひますが、ただ、た
だいまおっしゃいましたような、私ど
もの調査によりますと、平均はそこま
でいっていないのじやないかと、國の予
算、國庫負担金の予算、地方財政計画
の予算の算定の基礎として、五
十七人という数字は取つておりませ
ん。小学校につきまして、一般県にお
きましては四十三人、それから中学校
におきましては四十六・二という数
字、これは全国平均でございます。そ
こで、最高のところは相当今おっしゃ

いたしましたように五十人、六十人くら
いまでなつているところもあるかもしれ
ませんが、全体の平均はまだそんな
にいけないと思ひます。従来、十
分それはふえますことは好ましいこと
ではございません。ただいま申しまし
たように、國庫負担金としましては児
童数の増加に對しましてそれだけ増員
をするように考えまして、先ほどお答
えしましたように、増加学級一人当り
の教員を確保しようというのが三十一
年度の國の予算であります。

○荒木正三郎君 私さつき申しした
うに、全国平均の問題を言つてゐるの
ではございません。しかし、特定の、あ
る学校は五十七人とか、五十八人と、
さういふ数字ではないのです。一例を
あげますと、大阪市の、これは相当広
い範囲のものです。大阪市全体で一学
級五十七人と、さういふ定員を決定し
ております。校長に通知をしておるわ
けです。ですから、さういふところ
の、私はほかの都市にもあるのじや
ないかと見ておるのですが、全部調査
しておりませんが、しかし、大阪市全
体を通じて一学級五十七人といへば、
これは大へんひどい数字だと思ふので
すが、さういふ点について、文部省
としては何らかの指導をするとか、あ
るいは何らかの考慮をするとか、さ
ういふ点がないかというのを聞いてお
るわけなんです。それは財政難の時
ですから、若干ふえてくるということ
は一面、ある面やむを得ない面もある
と思うのですが、私は限度を越して
おると思ふのです。

○政府委員(緒方信一君) 先ほどお答
え申し上げましたように、國庫負担金
を組みます場合の一学級あたりの取り
方、かようなものは地方にも示してお
るわけでございまして、これからもつ
といろいろ指導していきたいと思ひ
ます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今の荒木さ
んの御意見等に關連して、だいたい私
から抽象的に申し上げますが、例外に
せよ、そんな大きな学級のあることは
望ましいことではございませんので、
できるならば、やはり少いほどいいの
でございまして。文部省もそれを希望
しておるのでございまして、御承知の
通り、わが國は戦争に負けまして、最
近までは國民は家屋もなく、また食物
さえも不自由しておつたのであります
から、それにむかひに戦前よりもまだ
大きな学校計画ができておるのであり
まして、いまだノーマルな状態に達し
てはおりませんが、自然わが國
力も逐次回復しておりますから、き
年ならずして教育状態もよくなること
を心から希望しております。今お
っしゃるようなことは、例外にせよ、
あちらこちらあることは遺憾に思つて
おります。

○荒木正三郎君 今の大阪市の平均四
十八人というお話でした。これは事
実ですか。
○政府委員(緒方信一君) 大阪府で
ございまして、府……、私は大阪府
と言つたんですが、私はこの間聞いて

○矢嶋三義君 念のためにもう一回私
伺いますが、文部省の大蔵省に對する
一万三千人という増員が必要だとい
うのは山があつたのですか、どうで
すか、伺いましう。一万三千人必要
だということにきめて、それが七千五
百人に下ること自体が、だんだんと追
込まれていって、私は教員の定員が確
保できない一番大きな原因だと思
うのです。どういふわけで文部大臣は予
算閣議で、生徒児童数の自然増につ
いて、一万三千人必要だという結論を出
しておかれて、それを七千五百人と下
つてこられたのか、その点文部大臣から
承りたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 一万三千人
あれば非常に十分でありますけれども
も、刻下の現状をみて、予算に記載し
た程度でもないけぬことはいない、か
ように思ふのであります。今局長の説明
した通りであります。

○矢嶋三義君 局長さうですか。
○政府委員(緒方信一君) これは予算
要求の過程におきましては、いろいろ
折衝もございましたけれども、ただ
ま私が申し上げましたように、増加学
級当り一名を確保するという事で予
算を組みまして今御審議を願つてお
る次第であります。

○矢嶋三義君 最後に、この点につ
いては大蔵に要望しておいて、この点に
関する質問は打ち切ります。がね、大
臣、建築工事を一年予算が足りないか
ら繰り延べるとか何とかというのと違
います。生徒児童は生きたもので、
ふえる人員というものはきまつてい
るのですからね、それを教育するに當
つて、その教職員の給与が高いとか低
いとかはともかく、何人要するという要
求というものはそんなに私は動くべき
はずのものではない、それが一万三千人
という数字を出しておいて、それが一
万二千とか一千とかというならば幾
らか話はわかります。それが七千五百
人、約半数に下るといふことは私はど
うしても納得できない。そういう線を
了承して、大臣は閣議を下つてくるこ
とについては、もう少し私はがんば
つていただきた、努力していただきた
という気持ちで一ぱいいます。この点要
望して、この問題に関する質疑を一応
これで打ち切ります。

○荒木正三郎君 僕はちよつと関連し
て文部省の御意見伺つておきたいと思
うのですが、最近の傾向として、一学
級当りの子供の数がうんとふえてきて
おります。私の考えでは、教育に相当
大きな支障があるところまできている
のじやないかというふうにみているの
です。たとえば、あるところでは一学
級の平均児童数を五十七名というふう
に抑えているところがあります。これ
は平均ですから、若干上下はあると思
います。一学級五十七名というふうな
児童数では、私はほとんど満足な教育
というのはいふべきではないのじやない
かというふうにみているのですが、さ
ういふ点文部省としても、ある程度指導
をして、そういう非常に大ぜいの子供を
一学級に収容する、そういうことのな
いように、文部省としても指導すべき
じやないかと思ふのですが、さうい
う点、文部大臣からでもよろしい
から、率直に一つ文部省の意見を聞か
してもらいたいのですが、最近だん
だんだんふえてきておる。ことし
は五十七人というふうな平均児童数の
ところが相当出てきております。

○政府委員(緒方信一君) ただいま御
指摘のように、学級当りの児童数がふ
えることは、これは教育上好ましいこ
とでないことは当然でございます。私
どもとしても、そのことは十分指
導いたしたいと思ひますが、ただ、た
だいまおっしゃいましたような、私ど
もの調査によりますと、平均はそこま
でいっていないのじやないかと、國の予
算、國庫負担金の予算、地方財政計画
の予算の算定の基礎として、五
十七人という数字は取つておりませ
ん。小学校につきまして、一般県にお
きましては四十三人、それから中学校
におきましては四十六・二という数
字、これは全国平均でございます。そ
こで、最高のところは相当今おっしゃ

いたしましたように五十人、六十人くら
いまでなつているところもあるかもしれ
ませんが、全体の平均はまだそんな
にいけないと思ひます。従来、十
分それはふえますことは好ましいこと
ではございません。ただいま申しまし
たように、國庫負担金としましては児
童数の増加に對しましてそれだけ増員
をするように考えまして、先ほどお答
えしましたように、増加学級一人当り
の教員を確保しようというのが三十一
年度の國の予算であります。

○荒木正三郎君 私さつき申しした
うに、全国平均の問題を言つてゐるの
ではございません。しかし、特定の、あ
る学校は五十七人とか、五十八人と、
さういふ数字ではないのです。一例を
あげますと、大阪市の、これは相当広
い範囲のものです。大阪市全体で一学
級五十七人と、さういふ定員を決定し
ております。校長に通知をしておるわ
けです。ですから、さういふところ
の、私はほかの都市にもあるのじや
ないかと見ておるのですが、全部調査
しておりませんが、しかし、大阪市全
体を通じて一学級五十七人といへば、
これは大へんひどい数字だと思ふので
すが、さういふ点について、文部省
としては何らかの指導をするとか、あ
るいは何らかの考慮をするとか、さ
ういふ点がないかというのを聞いてお
るわけなんです。それは財政難の時
ですから、若干ふえてくるということ
は一面、ある面やむを得ない面もある
と思うのですが、私は限度を越して
おると思ふのです。

○政府委員(緒方信一君) 先ほどお答
え申し上げましたように、國庫負担金
を組みます場合の一学級あたりの取り
方、かようなものは地方にも示してお
るわけでございまして、これからもつ
といろいろ指導していきたいと思ひ
ます。

きたんですがね。これではやれぬという話を聞いてきて、それで言っておるわけなんですがね。

○矢嶋三義君 局長、あなたのところで予算を組む場合に、大蔵省と数字を突き合せていくわけですが、大体、あなた把握されていると思うのだけれども、ちょっと荒木君に対する答弁を聞いてみると、不十分な点があるのじゃないかと思う。それは結局、予算から教員の定員と地勢の関係からも、私申し上げなくても、あなた頭に入っているわけだが、小学校は合併できないわけだから、地域によって二十五人のクラスもあれば三十人のクラスも出てくるわけなんです。その結果、大阪市に限らず、ちょっとまとまった都市は、大がい一クラス五十八人から、熊本県は六十人、六十人までは一クラスに入れるのです。だから一つ具体的に市内のある学校を取りますと、一年が八学級あるとすれば、一学級から七学級までは皆六十人入れている。そうして一番終りのクラスが端数になるから五十人とか、どうかすれば五十二、三人とかいうようになってますが、市内のちよつとまとまった小学校の一クラスというのは皆五十七、八から六十入れているのです。これは全体のワタが小さいからそうなってくるわけなんです。だからあなたがさっき申した小学校平均四十三とか中学校四十六とかいう数ですね、その数に欠陥があるわけですね。それと一方は一クラスの人員は最高何人以上収容したのじゃ教育はできないという教育的な見地からの一つの基準をもつて押えなければ、小学校の一年生あたり五十五人以上も収容したら、どんな優秀な先生だって

指導できないですよ。そういうところの大臣の発言ですが、ごもっともだと思ふのです。大臣はいつも、その言葉は非常に私はごもっともと思ふのだから、そういうお気持ちで予算閣議あたりに出られたのでは、私は教育予算はもう退却ばかりで予算は取れないと思ふのです。たしかにあなたのお気持はわかりますけれども、今の教育の現状というものを把握されて、やはりこれを維持、向上していくという立場からは、必ずしも私は河野農相の態度というものを全面的に支持するものじゃないのですが、少しああいふ態度でなければ、相手が相手ですから、私は今の文部大臣のようなお気持ちではなかなか予算が取れない。それが一万三千人から七千五百人に押えられた一番大きな原因になっているのじゃないかと思ふますので、これは答弁要りませんが、申し上げておきます。

○荒木正三郎君 結局、私の質問に対して、はっきりした答弁がないわけですが、事務当局からも、事実五十七人というふうな数字が出てくるわけですね、こういう場合に、何らか指導をする考えはないものか、こういうことを聞いているわけです。

○政府委員(緒方信一君) 文部省として、具体的に、学級あたり何人の児童でなければ収容できない、最高限はこままで、こういう権限はないと思ひます。しかし先ほど申し上げましたように、予算を組む基準等を、これは全国平均を大体とっておりますけれども、それらによつてやってもらうように事実上内面的に指導助言をしていくということは必要であらうと考え

ます。これは会議等を常にやりますので、そういうときにそういう目的を果していききたい、かように思つております。

○荒木正三郎君 こういう問題になると、文部省の権限が非常に狭まってくるのです。教育二法のときには、指導助言の権限はあるということでは、指導を振つて前の大連文部大臣は非常に強い発言をされた。事こういう問題になつてくると、文部省はあまり関係がないとはおっしゃいませんが、ちよつと公式に発言することもむずかしい、こういうお話なんです。私もちよつと納得したいのです。内面的でも何でもいいですよ。もし実際にそういう多数の、教育できないような多数の生徒を収容しなければならん、こういう事情が多くなつてくれば、何らか法的な措置をとつてもやはりこれは何とかしなければならん問題じゃないかと私は思ふんですがね。

○政府委員(緒方信一君) 教員の定数基準、従つてそれに關連いたしまして学級当りの児童数、こういうものにつきては、さういふ数字も研究いたしておりますけれども、これを法律で定めるかどうかはこれは問題だと存じますけれども、何らかそういうものを一つ定めたいという努力は続けているわけでございます。一つそれは十分研究させていただきますと存じます。

なお御参考に申し上げますが、最近五年間の一学級当りの児童数の変遷でございますけれども、二十六年以来三十年代までの一学級当りの、全国平均でございますが、これを申し上げますと、小学校におきましては二十六年四十四、二十七年四十三・一、二十八年

四十二・九、二十九年四十三・五、三十四・八と、大体こう多少の二、三、四と、こういうところを上下いたしております。中学校も大体同様ですが、少し多くなつております。

○委員(飯島連次郎君) ちよつとお話をいたしました。ここで先ほど申し上げました秋田、山形両県を調査されました第一班の調査報告を有馬委員からしていただきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(飯島連次郎君) それではお願いいたします。

○有馬英二君 第一班の調査報告をいたします。

派遣委員は湯山委員と私の二名でありまして、調査室から生田調査主事が随行いたしました。

二月十四日から十八日までの五日間、秋田、山形両県の地方教育委員会制度、教科書制度、大学制度の三点を重点として教育、文化、學術に關する調査を行なつて参りましたが、調査日数が少いということ、交通の不便によりまして各所とも十分な時間を持つことができなかったことは、はなはだ遺憾でありました。

以下、調査の要点につきまして項目別に御報告申し上げます。詳細につきましては文書をもつて御報告いたします。

まず地方教育委員会制度につきまして、今回の調査の主要事項でございますので、でき得る限り多くの方々から意見を聴取して参りました。

第一に、教育委員会制度の問題につ

きまして、知事、市長の立場からの意見を申し上げますと、現在の教育委員会制度が教育を守り、育成している事実、特に社会教育の面における地方教育委員会の功績と効果は認めて、教育の現状に対する財政的、貧困、財政権と人事権の分離、特定委員のみの選出等から果教育委員会は残し、地方教育委員会は廃止した方がよいという意見がありました。他面また、現在のように規模の小さい町村は専任教育長を置くことが人的、財政的にできないということ、教員の人事交流の面で困難を感じるということ、従つて設置単位については人口十人以上は問題はないが、それ以下については考慮を要するといふような意見がありました。しかし伝えられる改正案では、財政の節約といふことは問題にならない。また他には、当地方は市町村長と教育委員会との間が、何事も話し合ひで行なつてまことに円滑にいつており、非常にまあよくいつていて、うことでありまして、もしこれを廃止するといふような線が出てくるならば、それは全国市町村長と同一の歩調をとらなければならぬといふような点からであるように感ぜられました。

教員の採用につきましても、地方教育委員会の設立後、県一本であった時より町村の程度に應じた教員を得、特に僻地の多い地方の町村では満足をしておるといふことであります。

なおまたこの地域住民は、教育について、市町村議会議員と話し合ひをするより教育委員会委員と話し合ひすることがより身近な感じがするといふような点から、現行法そのままのまゝといふ意見が多かつたようであります。教育委

員関係者からの言では、教員の政治的中立につきましては、教育委員会があるというところによって中立を維持してある、特に秋田地方は二十数年前から政界のことをよく知っておるというよう

な年令層の人がかなり多い、従いましてその当時の教育が政治によって左右されたような経験を保持しておるの、それを一番こわがっているようでありました。現行制度が五カ年にもならぬ現在、功罪について云々され、改正、廃止ということそれ自体が、すでに教育が政争の具に供せられておる

と憂慮する、こういうことで、本問題について市民は非常な関心を持っており、教育委員会の決定は全会一致制をとっているため、人事の交流について公正な措置がとられているというところでありました。特に社会教育の面における教育委員会の成果につきましては市町村長も認めているが、社会教育は実生活とのつながりが最も緊密であり、教育委員会が直接指導をしているから、このような成果があるのである、P

T A連合会長の話では、話し合いによる中道的な教育、いわゆる教育の中立を守ってくれる機関を持つてほしい、現教育委員会制度の悪い点ではなく、いい点をとって中立性を守ってくれる機関を育成してほしいというような意見が述べられました。

また山形大学の学長からは、学長としてでなしに個人として、山形県の町村が町村合併によって二百三十町村が六十町村という適正規模の数になった

た、この問題について予算の摩擦は起きていない、それから社会教育の面が特によくなっている。教育の中立の問題として政治情勢の変化によって教育が直接的に影響をこうむることはよくない、公選を任命制にした村民と教育のつながりがなくなるといふ意味の発言がありました。

それから教育代表者からの意見であります、地方教育委員会がなくなつたら教育費が少くなり、P T A会費が多くなるであろう、学校整備が逐次進んできた現在だから、やはり現行制度を維持したいというようない意見でありました。

要するに公選、任命制については、ほとんどが公選制を望んでおり、公選でなければ廃止した方がよいという意見が多数であったと思います。

なお本制度の政廃の場合には、その内容を十分検討し、慎重な措置をとられるよう各人より要望がありました。次に教科書制度について申し上げますと、教科書検定制は基本的に現行方式の検定制を維持して検定制調査員については公表をし、ガラス張りの採択で検定は厳正明確な態度で行い、その採択されたものが検定通過後に内容について妥当性の論争を引き起すがごとき一般教育に対する不信を招いた

り、教師自身の取扱いに困るというようないことがないようという意見がほとんどでありました。きわめて少数ではありますが、中には市会議員で都市、農村、漁村、僻地等に分けた国定教科書が必要であるという意見も見られました。これはきわめて少数であります。

展示会の期間、方法については、期間の延長と適正な運営を行い、教科書会社の宣伝、駐在員の配置等を禁止し、選定する教科書も数種にして、採択者の意思と不正意起を防止する。また採択地域については郡、市単位という線が多いとの意見でありました。現在の教科書の価格については高価であり、彩色、装幀等が余分なものがあったりして需要数からしても今少し安く安価にできるし、価格の高い点は義務教育機会均等を阻害する一原因にもなっているの、価格を下げて、国としても免税、運送費の減額、教科書の様式等に力を入れて安価になるように努力をして、新入児童並びに生活困難者、準要保護者に対する教科書の無償配付はぜひ行なうて、できれば義務教育の教科書は無償にしてほしいという意見がありました。

山形県の場合は八ブロックに分け、地教委と学校長との話し合いできめていくが、学校長も英語、社会等の各ブロックのおのおの研究を持ってその人たちの推薦により決定している現状で、ほとんど郡、市単位を実施しておるとのことです。

なお本問題について秋田県の教科用図書供給会社よりも実情を聴取しましたが、その内容は文書の報告に譲りたいと思います。

次に大学問題であります、山形大学は本部及び文理学部、教育学部を山形市におき、米沢市に工学部、鶴岡市に農学部と各学部が四つの地方に分散して、特に農学部は本部より他の学部と連絡を行うには一泊しなければならぬというようないわゆるタコ足大

学と称せられるような総合大学であります。従って本大学の卒業式も四回行なうておるというようない現況であります。一般教養につきましても昨年までは各学部ごとに行なうておるのであり

ますが、本年度から一年だけ山形で行なうて、残りの一年はそれぞれの学部で行うというようないことでもあります。教授の融通、旅費、特に設備の活用面では全学部が利用する、たとえば電子顕微鏡というようなものが農学部に一台ある、分光分析器が工学部に一台あるというようないことでこれを全学部が利用するには非常な不便を感じているようであります。従いまして大学の運営、統轄等非常に不自由を感じており、近く教育学部と文理学部を同一地域に併合しまして、工学部を早々のうちに山形市に移転する計画を立てておるとのことです。

山形大学の学生数は二千九百人、その七三％が県内、二三％が東北地方、四％がその他の府県であります。この配分は地方大学の特色と存在理由を表わしておるという話をされました。

それから教育研究費の問題であります、各学部の配分状況は二十九年度決算から見ますと二、二千二百八十八万三千三百円ありますが、各学部配当は千九百七十万円程度で、実際の教育研究費はずつと少くなって六百五十九万八千円あります。従いましてこれをパーセンテージにいたしますと三二・五％になります。各学部ごとに調べて見ますと、文理学部が三七・五％、教育学部が三四・四％、工学部が二九・九％、農学部が三六・九％という割合になっております。

次に大学側よりの要望を申し上げます、本大学には昭和二十八年より音楽科に特別教科教員養成課程が設置されておりますが、教科定数が少く学

年進行を見てももらえない、すなわち学年進行に伴って教官の配置がない、昨年は教官を三人増すためにその費用がなく、他の用人その他を減らすというようないことで補った。本年は全然増すことができず困っておるということがあります。本問題は他の同様のセンターを置いておる大学にも共通で悩んでおることから、文部当局にぜひ考慮していただきたいということでありました。

また教官の質の問題で、教授、助教授の定員数が少ないので、いい人は学位を取ればさっさとよそに移動してしまふ。なお地域給の関係もあり、中央との人事交流ができないし、非常に障害となつておるというところがあります。

附属小学校、中学校の人事交流についても恩給法の関係でそれができないで困つておる。ぜひとも法の改正を望むというところでありました。教員養成部門の音楽、家庭、図画、工作、保健は非実験であるので予算が少い、今少し見てももらえたらという希望が述べられました。

その他の問題といたしましては、各地におきまして町村合併により中小学校の適正配置、教育効果並びに経費の節減のため学校統合問題が起つておるが、町村としてはこれが建設費に多額の費用を要するので、国において統合促進のため強力な補助ができるように法の制定をしていただきたいというようない熱心な陳情がございました。いずれこれらは文書により詳細御報告いたします。

また酒田市では重要文化財の売買について本間美術館長より、法により有償の譲り渡しについては予定価格を表

示して、昭和三十一年二月二十三日【参議院】

第六部 文教委員会会議録第四号

九

示し国に売り渡し申し出をしなければならぬが、国の予算が僅少のため買上げがなされないということが重要な文化財の価格の引き上げ、ひいては海外流出の源になっておるといふようなことから、これらの措置を考慮してもらいたいというような陳情がございました。

以上をもちまして終りといたします。

○委員長(飯島連次郎君) なお詳細はこれを会議録に掲載することといたします。ただいまの報告に対し質疑のある方は御発言をお願いします。

○湯山勇君 これは報告者じやなくて、大学局長にお尋ねいたしたいのでありますが、今の東北の音楽講座であるとか、その他の特殊な講座のようなものが東北の学校には全部設けられてあるようですが、これについて一名の定員配置がなくて、最初の一名が何名かは配置替によって操作され、学年進級についての教員配置が一人もないというので、これは共通の問題だと思ふのですが、何とかならないものでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 東北地区におきましては、御承知のように岩手に芸術、福島、青森、それからたまたまの御承知の山形に音楽があります。今御審議いただいております予算においても、岩手においては本年度増員しております。全部が全部、毎年々々増員するというには参りませんので、ぐるぐる回しにいたしております。福島については、一昨年やりました。それから御指摘の山形においては最初の年度は相当入れたつもりであります。今年には休んでおりますけれども、御事情は

よくわかっておりますが、これは全国に相当数が多いので年次的に配慮いたしております。今後とも充実を期したいと思っております。

○矢嶋三義君 ただいまの報告に対する質疑が別になかったならば、時間もかかったので間もなく閉会すると思ひますから、その前に私は一言緊急に大臣にぜひ伺っておきたいと思ひます。○委員長(飯島連次郎君) はい。

○矢嶋三義君 非常に影響性が大きい問題でございますから、念のために大臣の真意を私は承わっておきたいと思ひます。最近大臣の御発言にはいろいろと私は重要な発言があったと思ひます。従つて伺いたい点がたくさんありますから、そのうちのごく影響性の大きい緊急な問題について一言だけ伺っておくのですが、それは昨日私はニュースで承わったわけですが、例の高知県の小学校で紀元節の式典を挙行したという点については、私は文部省としては適当な注意と指導をなされるのであろうと当時私は予想しておったのですが、昨晩のニュースで聞く範囲内によりますという、小学校で普通通りのこの紀元節の式典をあげることは差しつかえない、それでけっこうだ、かように答弁されたということが昨日全国にわたって報道されているわけです。私はここで二月十一日の紀元節の式典をあげるのがよろしいとかあるいは適当でないとかいう、そういうことを議論しようというのではございませう。公立の学校ではそういう祝祭日というものは法律で定められております。文部省は教育委員会に対して指導

と助言の義務と権限を持つておられるわけです。そういう点総合的に考えた場合に、私は昨日耳に入つたような答弁を文部大臣がされたとするならば、きわめてこれは私は影響性が大きい重大な問題だと考えますので、念のため大臣に私は真意というものを承わっておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 本年の二月十一日に高知県長岡郡大豊村のうちの繁藤小学校、この学校は小さい学校で、児童数が百三十五名、教員が七名、学級数が六とあることとございす。校長は溝淵忠広という人でありまして、本年の二月十一日に紀元節の式典のようなことを行なつたという報道がございましたから、文部省ではさうそくその取調べをいたしました。衆議院でも報告いたしましたから、こちらでも機会があれば申し上げてみたいと思つておつたところでございす。

当時やりましたことは、二月十一日の午前十時全校の児童のほかに、村民有志も参列いたしましたのでございす。そして校長は開式の言葉を述べ、かの昭和二十一年の一月一日に人間天皇の御詔書というものがございす。自分分は現人神じやない、人間だ。国民との間は信頼と敬愛で結ばれるのだという有名な詔書でございす。それを讀みまして、そこで校長が訓話をいたしました。その訓話の内容は、人間が生まれたときには、やはり誕生日を祝うこと、国が生まれた日に相当することについては祝いをしたいのだという趣きの訓話をいたしました。そのときに来賓が祝辞を述べ、次に紀元節の歌「雲にそびゆる高千穂」という歌を歌いまして、その次に学校の校歌、学

校の歌があるとみえまして、校歌を斉唱して閉会の言葉を述べ、当日は土曜日に相当いたしましたから、かれこれでお昼になったとみえまして、子供には帰ることを許した趣きであります。県教育委員会の言うのには、この学校は昨年増設校をいたしましたので、本年はちょうど終戦十年になるからして、一つこの際に建国の事由をよく知らせ、子供たちに愛国心を涵養するのがいいというので当日やつたという報告を得ておるといふこととございました。それからこの式をするためには、村の教育委員会に対して二月初めに教育長に口答で式典をやりたいと申し出で、その許可を得ておるといふことであります。教育長の許しが出て、職員全体の会議で話した上でやつたのだ。二月六日には村内全体に案内状を出しておる趣きであります。こういうことを探知し得たのであります。そこで衆議院の委員会では、それを違法とは思わぬかという意味の野原委員その他よりたびたびのお問いでございました。で、私はそれに対しては、当日これだけの行事といひまするか、事を祭日、祝日として取り扱つたのではなくして、臨時にこういうことをすることは、村教育委員会の了解を得てやるならば、ちやうど臨時の運動会などやるのと同じような扱いで、法律上これは違法とは言えない。ただししかし課業をやらないでそれだけで帰つてしまつたことは行き過ぎでいかぬ。ただししかし高知県の教育委員会もこれは行き過ぎだと言つておるのでありますから、教育委員会においてしかるべき措置をとるの、文部省よりして当該校長に向

い、または教育委員会に向つて特別の指導なり、助言をするに及ばなかつた

と、かように答えておるのであります。それに牽連して衆議院では文部大臣は二月十一日はほんとうに日本の建国の日と思うか、紀元節を祝うことはいいと思ふかといったような派生的のまた抽象的の御質問がたくさんありましたから、その質問に対しては私は私の信念に従つてお答えしておる、こういうこととございす。

○矢嶋三義君 これは多く議論し、お伺いする必要はないと思ふ。ただ明快に私は御答弁願つておけばよろしいのですが、それは、文部大臣としてはただいま報告になつたような形で二月十一日を選んで、かような祝日としての一日を一同とともに過した、こういう行事、これは適当と考えられますか、適当でないとお考えになられますか、これは答弁次第では、もう少し伺ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今も申しました通り、当日これだけをやつて、あとで授業をしなかつたということは私は行き過ぎと思つております。しかしながら日本人として日本建国の日を追想して子供にその意義を解明したという点についてはとがむべきものではない、こう思つております。

○矢嶋三義君 大へんおかしいです。あなたはおかしいです。これは、あなた、さつきから運動会を臨時にやるのと同じように云々と言ひますが、こんなことは問題が違ふのです。問題は二月十一日という日があるいは学界においていろいろ議論があることは御承知の通り、今私は申し上げません。それはどちらがいいということを申し上げてゐるのではない。二月十一日とい

は休んでおりますけれども、御事情はよくわかっておりますが、これは全国に相当数が多いので年次的に配慮いたしております。今後とも充実を期したいと思ひます。

う日を選んだということ、祝日としての行事をやったということは間違いない。昔もこういうときには村内へ案内を出して有志が集まって一緒にやられたものです。その昔の形のままで、しかも二月十一日を選んでやっているわけなんです。これは運動会を臨時にやったりするのは問題が違うので、午後授業をしないで帰したとか帰さないとかいうことは問題が違うと思います。これは祝祭日が法律でまわっていることでありまして、こういう形で式典を開くことを教育長が許可した、その旨自体が私は適正を欠くものがあると思う。常識ある人だったら私は問答無用の部類に属するものだと思います。それを一國の文部大臣が午後授業をすればよかったが、やらなかっただけがいかに、あれでいいだろうと思うというような発言です。これは先生方だけの会合で何かやられたのと違います。公立学校の法律に基いてやる、しかも義務教育の児童を相手に学校の行事としてやっただけに私は重大な問題だと思いますが、もう一回一つ御答弁願いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私から委員の方々に御質問申し上げては本来悪いのでございましてけれども、しかしあなたは、日本の建国を祝うということ、これは悪いことだということお考えでしようか。

○矢嶋三義君 私は普通ならばあなたの質問に別に答えなければならぬ義務はないわけなんだが、しかし私は先ほどから申し上げておるように、この建国の日を祝うのがいいとか悪いとか、そんなことは別だと言っているのです。二月十一日は建国日であるとか建

国日でないとか、そういうことを私は議論にしたいというのを冒頭に申し上げて、事公立学校が、義務教育の児童、しかもこれは法律に基いて教育されている。そうして学校がその一日を、いかなる状況で児童とともに一日を過ごすかということも、条例内規によつてちゃんとまわっている。祝祭日というものは法律でまわっている、これだけの条件がそろっているときに、今御報告になったようなことが、一日が学校で持たれるということ、私は適正であると思われかと思われぬかというのを伺っている。問題をほつて一つお答え願います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 前提が違えば話は幾らやっても平行線になります。私が、私自身はこの由緒ある日本の国がちょうど二千六百十六年の二月十一日であったということ、それは証明されてはおられませんけれども、大多数の国民はやはりこの国は和の檣原の宮で建国されたということ、これは信じておるのであります。それでこの建国の日をあなたの方の一部のいわゆる進歩的識者はそうおっしゃいますけれども、大多数の日本人は、日本の建国を祝うことを欲しておるのでございまして。私自身も当日旗を出した。それで学校だけがそれをやっただけで悪いということとではございません。当日は祝日としてやっただけで済むのです。生徒は授業を受けるために登校しておるので、ただしかしながら、当日の授業をすればよかったのを、授業を省いてこれだけやっただけということは行き過ぎでございまして、しかし百三十の子供に日本は昔こういう日に、和の檣原の宮で即位式をあげられて、これが

日本の建国だということを教えることは、歴史教育の第一歩でございまして。私は今回の学制の改革についても、あまりにもこの今の学校が日本歴史を教えなかったというのを実に慨嘆いたしておるのでございまして、行き過ぎは行き過ぎでありますけれども、このことは日本の校長としては罪惡を犯したつもりと私は考えておりません。しかし行き過ぎでございまして、行き過ぎのあることは高知県の教育委員会も気がついて、行き過ぎだと私も返事しておるのでありますから、この上事を荒立たしてかれこれするということ、私は欲しないのでござい

○矢嶋三義君 私は、大臣よくお聞きいただきたいのですが、私はその小学校の校長とかあるいは教育委員会をどういうことになんかビントを合せて伺っているのじゃない。私は一國の文部大臣の、清瀬文部大臣としての発言を重視して伺っているのです。しかもその内容は今二千六百年云々というように、なことにビントを合せて伺っているのじゃないのです。もしそうならば法律でそうきめて、そうして祝祭日としてやればいいわけなのです。確かにこの行事というものは、これは祝祭日として扱われているわけですから、それが適当であったか、それとも行き過ぎであったか、好ましくなかったかという点について、料部大臣の見解を伺っていますと、教育委員会の方は、やや行き過ぎであったという結論を出されたというのですが、文部大臣としては、二月十一日は建国日であるからそれを祝うのは一つも差しつかえない、こういう意見だということを答弁されているか

ら、文部大臣としてのあなたの発言としてそれは納得できないということ、私は伺っているわけで、二月十一日自体がどうだこうだということを言っているわけではないのです。非常に重大だと思ふし、この問題は、

○荒木正三郎君 閣下、これは矢嶋さんもおっしゃっているように、文部大臣の個人的見解を私どもが何う必要はないと思つておるのです。それは文部大臣個人として紀元節を復活したいというお考えをお持ちおられる。それは持つておられるという事は事実であつても、もし紀元節を復活した方がよろしい、こういうことであれば法改正をして国会に提案をして、そうして議決を経れば、それは小学校や中学校で国の祝祭日として行事を行う、こういうことになつておるのです。しかしそういう手続を経ない今日の段階において、清瀬文部大臣の個人的見解を私どもが何う仕方がないと思つておる。少くとも公立の学校においては祝祭日の行事を行なつておるので、それを悪くはないのだ、自分個人的見解と混同しておっしゃられるということになると、今後私は秩序は立たないと思ふ。一つの例をあげます。かりに私なら私が天長節を復活しようという考えをお持ちおるとします、そういう考えをお持ちおられません。それはこれに賛成する人もやっぱ日本人の中にはあるかもしれません。そうすると、天長節の生まれた日なんだ、一つお祝いしようじゃないか、学校で行事をやる何規定がないのに、そういうことをやられていても、個人が賛成ならそれはよろう、私はこう

いう意味と同じになると思ふ。同様な意味が私どもはメーデーは労働者の祭典としてこれは国の祭典として取り上げてもらいたいと考えている。しかし法律にはきまつていない。しかし自分がそう思っているからそれはよろう、学校でやってもいいじゃないか、子供も参加させたらどうか、こういうことになつていろいろの問題が私に起つてくると思ふ、紀元節だけではない。そうすると秩序というものは、私は乱れてくると思ふ。単なる文部大臣個人の見解でそういうことは悪くないのだ、こういうことを文部大臣の立場にある方がおっしゃる、しかも公的な学校においてそういう行事が行われることを是認されるということになれば、今後私は秩序は立たないと思ふ。どういふふうにお考えになりますか。どんどんやつてもよろしいか、その他の類例の祭典を。これは今の文部大臣の見解からいけば許容しなければなりません。されま

○国務大臣(清瀬一郎君) すでに矢嶋君に対するお答えの中に含んでおることとでございまして、重大なことでありまして、日本の建国を祝うことそれ自身はいいことだと思つておられます。しかしながらこれを祝うがために学校を休んでやっただけということは行き過ぎだと思つておられます。

○湯山勇君 大臣の御答弁は焦点がはずれております。今お尋ねしておるのは、そういうことをお尋ねしておるのではなくて、両委員がお尋ねしているのは、こういう事態が各所で起つてくると思ふ。それもやはり大臣はお認めになるかどうかということをお尋ねしておるの

であります。私は、じゃそういう問題
を離れて、角度を変えてお尋ねします
が、今大臣の管轄にある国立学校が学
長が判断に困って一つ東京大学は建
築をやる、大臣認めてくれるかとい
うときには、大臣はそれはよろしい、や
れというふうにお指図なさいませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 当日学業を
休んでそればかりをやることは私は許
しません。しかしながら通常の学業を
やるのはかに該当日にこれは日本書
紀にもある通り辛酉の春庚辰の昨日を
神武天皇御即位の日として、われわれ
またわれわれの先輩がそれを信じて
祝った日だ。日本も独立したからして
この日を一つ祝おうということに祝
いの集まりをすることは私は禁じる考
えはありません。ただそれをやるがた
めに学業をゆるがせにするということは
友対いたします。

○矢嶋三義君 大臣どうもおかしいと
思う。たとえば大学でも小学校でもそ
うですが、具体的に考えたとすれば、
朝九時なら九時生徒は登校するん
です。それはちゃんと何曜日というの
は時間割がきまつておる。行事はきまつ
ておる。午前中今のをすれば、予定通
りの学業のできぬのはきまつてい
るじゃないですか。だからあなたが言
われるようなことは、夜とか何とか学校
の行事として、正式な学校の行事とし
てでなくて、一部有志がされるような
らけつこうだと、こういうような私は
気持ちであなた言われているんじゃない
かと思うんだけれども、この高知の場
合は一つのケースになつておるわけ
ですが、たとえば授業をしたとしても午
前中のスケジュールというものはこわ
れるわけですからね、だからこのケ

スに關する限り好ましくなかった、適
当でなかつたという大臣はお氣持でお
られるんだらうと思うのですが、そ
うなんでしょうね。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はこの高
知県の事件は学業に差しつかえを生じ
ておるようには見えますから行き過ぎ
と思つておりました。しかしながら大学
であらうがあるいは義務教育であらう
が、学業を妨げぬ範圍において二月十
一日にわが国建国の日を追想して、あ
るいは訓話をなし、あるいは歌を歌う
というふうなことは、これは私は決して
止めべきものじゃないと思つており
ます。

○矢嶋三義君 念のために伺います
が、それは学校の公式行事としてやら
れるという条件がついておるんです
ね、大臣の答弁は。それとも学校の
公式行事でなくてですか、どうなん
ですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の学習課
程にはありませんから、あなたが公式
行事とおっしゃるのとはどの意味かわ
りませんけれども、学業を妨げない範
圍において、権原の宮における御即位を
回想して祝意を表し歌を歌い訓話をな
すというふうなことは妨げない、こ
ういうことであります。

○荒木正三郎君 私もう二点尋ねます
が、湯山君の質問に対して許可を与え
るというお話でした。そうするとある
文部大臣は許可を与えないという事実が生
れてくると思うんですが、そういう
ことではないのかどうか一つ。それか
ら高知県の問題について尋ねます。こ
の紀元節の歌を歌つたということだ
が、あの中には、「なびき伏しけん大

御代を」というふうな言葉もあつたと
思うんです。私は主権在民の憲法から
いって、あの紀元節の歌をそのま
までは、今日憲法の精神に反するんじやな
いかと思つておるんですが、ああいう歌を
行事の際に歌うということになれば、
平素かなり私は授業の時間において教
えておると思うんですが、ああいう歌
を教えて差しつかえないというお考え
を持っておられるか、聞きたいと思
うんです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 物事は歴史
の段階について考えなければならませ
ん。現行憲法ができてから主権は
在民でございませう。しかしながら神武
天皇御即位のときの日本は、主権は天
皇にあつたのでございませう。当時な
びき伏したに相違ないのです。昔のこと
を言つておるのです。今の子供に、お
前たちが裕仁天皇になびき伏せとい
うのでなくて、神武天皇の即位の時
に日本の大和朝廷になびき伏したと、こ
れは昔のことを言つておるのです。こ
れは差しつかえないと思つておる
○湯山勇君 違ひます。大臣、おしま
いまであの歌御存じですか、あの歌の
おしまいにそういう事実と同時にそ
ういうふうにある、なびき伏しけん
大御代を仰ぐ今日こそ榮しけれ、今
そいうふうになびき伏しているのがあの歌
なんです、そうすると、その歌の趣旨と
いうものは、大臣が言われるようにそ
の当時さうだったということではあり
ません。

○国務大臣(清瀬一郎君) 大和朝廷当
時二千六百年、なびき伏したそれが建
國の日で、本日はそれに當るのだから
榮しい日だ、今なびき伏せいというこ
とはどこにも書いてないのですよ。建
國の日になびき伏したのですよ。それ
はあなたも学校でお教へになつてよく
御承知のことだと思つておるんですが、それ
はそうなんです。あなたは、今の天皇
になびき伏せいとはだれも言つており
ません。しかし神武天皇は、お名前の
ごとく武をもつてこられた方で、九州
から瀬戸内海を渡つて、大和に入つて
なびき伏された。それで日本ができた。
どこの國の初めでも原始時代は戦
争ばかりです。戦争ばかりの時に今
のような民主主義の國は急にできやしま
せん。それで第一番には武をもつてど
この國でも統一しとるのです。イギリ
スのような國でもルマン・ザ・コン
クエスト、その時代の建國を歌うたの
でございまして、あなたの方のような進
歩主義者の方は別にいたしまして、日
本國民大多數はその当時の建國を喜ん
でおるのです。私が紀元節を禁じた
と言つたら、その反動は大です、そ
れは。

○荒木正三郎君 あの歌の内容は、こ
れは主権在民と矛盾すると思つて
す。それを歌つて差しつかえないとい
うことは、私は大臣どうかして
るじゃないかと、失礼な言葉ですけれ
ども、私はそう思ふのですがね。どう
ですか、この点は。今日でなくていい
です。よくこの歌を研究していただ
い、この主権在民の憲法、しかも清瀬
文部大臣が今の憲法を改めたいとい
おっしゃつておられますが、主権在民
で変えようとおっしゃつておられま
せん。これはいかに憲法改正論者とい
えども、あの歌は適當でないと私は思
うのですがね、それを無理に、かまわ
ぬのだと、あの歌でいいんだと、こ
ういうふうにおっしゃると、どうも私は

変な氣がするのですがね。
○国務大臣(清瀬一郎君) 私に對する
直接のお問ひでもないように今のお言
葉は拝聴いたしました。しかしこれか
ら歴史教育をしなければならませ
ん、すべての歴史を平面的にやつてし
まうてはいかぬのです。楠木正成が忠
義した。その時は主権は天皇にあつ
た。天皇に忠をすることはいいこと
ですけれども、今の主権は國民にあり
ますから國民に向かつて忠をしなければ
ならない。歴史の段階というものを考
えて、いちずに憲法を改正した今の時
だけのことをおっしゃるのであつた
ら、ほとんど歴史は成り立ちません。
歴史はその時の背景に向つて説くのが
當り前でありませう。今のうちに建武
の賢に日本の主権が人民にあつたのだ
たら、楠木正成はむだなことをして
たのです。しかしその時は主権が天皇
にあつたから、國に忠義を尽す。われ
われの兄弟は大東亞戦争の時も主権は
天皇にあつたから、天皇陛下萬歳と
言つて死んだのです。これもその時と
してはもつともであつたのです。た
だしかし、今憲法は變つて主権が國民に
あるから、これからのもし自衛隊が外
國の侵略を受けて日本を防ぐとい
ふやつたら、國民のために死ねばなら
ぬ。そつと死んで死んで死んで死んで死
ぬ。しかしながら自分の身を犠牲に供
したということ、これは同じことであ
ります。

神武天皇大和朝廷御造成の時、建
國の初めにおいては、主権は確かに朝
廷にあつたのでございませう。そのこ
とを言うことは、決して恥しくも何とも
ない。人類の歴史です。どこの國でも
そうなつておられます。フランスのよう

な自由主義国でも昔は君主国です。ルイ十三世の時にはルイのために戦った人もあるのです。イギリスでもノルマン・コンクエスト、ウィリアム王がいた時は主権在君です。だから君のために忠を尽した。その時のことを背景として歴史は説かなければならない。それを今民主国になったからといってこれは昔の忠義をした人は皆むだ死だ、こんな歴史の教え方をするのは間違っております。その時の背景を説かなければならない。

○湯山勇君 大臣は非常に偏見を持つてものを言つておられるようです。私どもは歴史というものを大臣のように把握しておりません。大東亜戦争の時に天皇陛下萬歳と言つて死んで行った人を、あれはだめだとか、むだだとか言っているのじゃないのです。そういう人のそういう過程が今日の日本の民主主義を生んでいる。楠木正行というものがあの時死んだのはむだ死にじゃありません。今日の日本のこの民主憲法を生み、民主国家を生む基礎になっておる。そういう把握をしておるのにかかわらず、大臣はあたかもわれわれが道のように、ああ楠木正行はむだ死にだ、天皇陛下萬歳と言つて死んで行った者は、あれはなつていないというように考へているという偏見から、どうも今の大臣は非常に興奮して御説明になったようです。決してそうではありません。従つて大臣が紀元節についておっしゃいましたように、その当時そうであつたという事実をだれも否定してはいない。またそういうことを校長さんが説明しようが、あるいは親が子供に説明しようが、そういうことをとやかく言つておるのではなくて、

こういう歌を一体小学校の一年から五年、六年までの子供に、相当むずかしい内容です、歌の内容も。そうしてまた大臣が言われるように、われわれが言うように、子供たちには把握できません、この内容は。小学校六年で済んだ大御代が楽しかったり、あるいはこの恵みの波に浴みし代が恋しいと、こういう歌を歌わすことは、現在の主権在民の教育をしている学校においてはふさわしくないのではないかと、このことを言つておるので、大臣がさつき言われたようなことは、全くつれづれの申しておることは適当なことですか、その点は十分一つお考え直しを願いたいと存じます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 一々お言葉に對し、また言葉を返して、はなはだ失礼でございますけれども、今あなたはおつてあなたの方の立場を御弁明のようなどころがございまして、同じことなどです。学校はものを教えるところでありますから、日本の國が天和朝廷以来王朝まで主権は天子にあつたのだということを教えること、また幕府時代においては主権は名義上京都の天皇にあつたけれども、實際は幕府がやつておつたのだ。明治時代になって明治憲法ができた、今日また戦後民主憲法ができた、このくらいなことは学校で教へ得ることでありまして、今まで教へておらなかったことが悪いのです。湯山勇君「教へていませう」と述べ、それを教へておれば、大和朝廷の時に主権が朝廷にあつたということは、あなたすでに子供は知つておるじゃありませんか。知らなかつても當時訓話しております。それであな

た、大和朝廷ができた當時には、神武天皇は武の力をもつてともかく、今の諸君は民主々々と言いますけれども、部落と部落の間で朝から晩までけんかばかりしておる。社会学の研究でも、どの国でも初めはもうがちゃがちゃの戦争ばかりです。それを武をもつて統一されたということは一つの功績であります。大和朝廷の功績でございます。そのことを称えるということとはちつとも差しつかえない。

願ひて今日のような民主政治をやつておらぬというので、神武天皇の功績をデロゲート、すなわち少くするといふことはできません。あのときはあれでよかつた、ヘーゲルの言う通り存在するものは価値あり、すべて歴史の段階においてその存在はみな価値があるんです。それを何もかも一緒にして主権在民じゃなかつたからして大和朝廷は悪い、奈良朝廷は悪いというふうなことは、ある本で私は奈良の大仏の説明を見たが、この大仏の陰には大きな犠牲者があるといつていかにも悪いことをしたように書いてありました。そうじゃないかと思ふ。(「そんなことだれも言つていない」と呼ぶ者あり) 大和朝廷のときは主権が天皇にあつた、それを……

○湯山勇君 歴史的事実をお伺いしているのじゃないのです。○國務大臣(清瀬一郎君) ちょっと待つて下さい。それを今から私は歴史を教へなければならぬが、やつぱり主権が君主にあつた時分にはあつたと教へ、またその時分には民主政治なんという行い方はありはしません。あれでよかつたのです。また徳川幕府も後に悪くは言われますけれども、京都に

代つて三百年の太平を來した、あれもそれは圧迫とはいふものの……當時の農民は虐げられましたけれども、ともかくも三百年の間に日本は進歩しておるのです。これは幕政が必ずしも悪いのじゃございませぬ。歴史はその時のことを考へて言わなければならぬ。それが民主政治をうとうておらぬからして紀元節の歌は悪いのだということ、あまり一本調子な、失礼だが物のわからぬ方だと思ふ。

○荒木正三郎君 私は……。○有馬英二君 議事進行について。○荒木正三郎君 今発言中ですから……。

あの歌の中に私はやはり主権在君を謳歌している、これが中心だと私は思つてゐるのですが、歌の文句から考へて主権在君を仰いでおる。そういうことを今の子供に教へるのですよ、あれは。昔神武天皇という方がおられて、日本の國を治められたのだ、そういう歴史的事実を教へるのじゃないのです。あの歌は主権在君の昔を謳歌してゐる、それが内容ですよ。それを今日歌うことは主権在民の憲法下よろしくない、こういう意味ですよ。何も昔の歴史事実を否定したり何かしてゐるのじゃないのです。そこでお尋ねいたしますが、あの歌は主権在君を謳歌してゐると私は考へますが、文部大臣どう考へておられますか。

どうでしょう。本日はこの程度で閉会をされたいかがです。○委員長(飯島連次郎君) この際お諮りをいたします。臨時教育制度審議会設置法案が内閣委員会に付託されたことについて各委員から御意見がありました。その結果委員長において調査して、でき得れば付託の要求を行なつてほしいということであり、議案の付託は議長に申し入れを行い、議長が議院運営委員会に諮つて付託を行ふことになりました。議長に對する申し入れにつきましては、これを委員長及び理事に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議がなければさう決定いたします。本日はこれで散会いたします。午後四時三十六分散会

〔参照〕 調査報告書(第一班) 一 調査目的 地方教育委員会制度、教科書制度、大学制度其の他教育、文化、學術に關する調査 二 派遣地及び派遣期間 秋田県、山形県 昭和三十一年二月十四日より十八日に至る五日間 三 派遣委員 參議院文教 有馬 英二 委員院理事 湯山 勇 委員會理事 生田 喜利 隨行 文教委員會調查室調査主事

四 調査の概要

一 地方教育委員会制度

1 秋田県においては知事、県教育委員、県教育長、教員代表、PTA代表及び秋田市及び本荘市において市長、教育委員、教育長、市議会議員と懇談を行った。
その主なる意見は次の如くであった。

知事「現在の教育委員会制度が教育を育成していること、特に社会教育の面における地方教育委員会の大きな効果は認めるが、教育の現状と財政の貧困、財政権と人事権の分離、県の保守、革新の比率が三対二か二対一であるのに教育委員にはその大半が教員出身者が選ばれる。この様な現状からして県教育委員会についてはこのままでよいが地方教育委員会は廃止した方がよい。
県教育委員長「教育の中立について公選廃止を行えば中立は破られる。教組の選出を防ぐなら次の選挙に依って防げばよい。
県教育委員「地方自治の立場から直接国民が選挙するということの憲法九二条に規定する国民の直接関与をうばってしまうので公選を守って欲しい。
国民の教育に対する理解と関心を高める上にも直接選挙は必要である。
教職員代表「現行法維持、然し人事権については県と一本であった方がよい。
秋田市長「経費の面で教育委員会の廃止は節約にならぬ、人事権が市から県に移る事には反対で

ある。
現在市全体の意から教育委員会はあった場合良い方が多い、個人としては教育委員会の効果は認めるが、人口一〇万以下の市町村については考慮の余地があるのではないか。

市教育委員「秋田地方は二十数年前の政党の弊害を知っている人達は教育の中立性維持について政治により左右されることを恐れている。教員の中立については教育委員会があるということが維持されている、これは公平でなければ

きない良心的な圧力があるのではない。又人事の交流についても特定のことが行われなく教育委員会の決定については五人の全会一致制をとっている。
同市の最近の歳出予算と教育予算の比較次の如くであった。

年度	市費総額	教育費			市費総額に占める割合	教育費総額に対する百分比		
		総額	經常費	建設費		經常費	建設費	合計
昭和六年度	六、四四、四六六	二、三〇、〇三〇	八、九四、四四〇	三、二六、〇〇〇	三・四%	六三・三	三六・七	一〇〇
昭和七年度	七、三三、二五五	二、六〇、〇〇〇	九、〇〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	三・五%	六三・三	三六・七	一〇〇
昭和八年度	八、八八、八八〇	二、六〇、〇〇〇	九、〇〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	三・五%	六三・三	三六・七	一〇〇
昭和九年度	一〇、〇〇、〇〇〇	二、六〇、〇〇〇	九、〇〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	三・五%	六三・三	三六・七	一〇〇

本荘市長「教育委員会制度については現在のようにあまり小さい範囲では人事の交流と財政的に人的に専任教育長を置くことができないので困っているのではないが、然し本制度は作ったばかりで育成していないのではないか、公選廃止については教育に選挙を以て関与したという住民の自負を奪い去る。

るので教育委員は公選すべきだ。教育長「地域住民は本問題に關して関心は持っていない、然し教育委員会に対して平素教育についてはまかせきりで大丈夫という安心感を持っている。
尚同市においては当日市議会が開会されていたので本問題についてその意志を議長に調べて貰った結果、

果次のような数が出た。
現行制度存続 一名
現行制度廃止 九名
改正存続 七名
改正存続(公選維持) 七名
(市会議員十八名)
又同市の最近における歳出予算と教育予算の比較は次のようであった。

年度	市費総額	教育費			市費総額に占める割合	教育費総額に対する百分比		
		総額	經常費	建設費		經常費	建設費	合計
三十一年	一六四、六〇七、七四〇円	二〇一、五一八、六三四円	一一一、三七四、三九九円	九〇、一八四、二六五円	一・二%	六三・三	三六・七	一〇〇
三十一年	二九、五六七、七二〇	三八、五七八、〇七三	一一一、三七四、三九九円	九〇、一八四、二六五円	一・二%	六三・三	三六・七	一〇〇
三十一年	二、九五二、七二七	二、三九四、〇一四	一一一、三七四、三九九円	九〇、一八四、二六五円	一・二%	六三・三	三六・七	一〇〇
三十一年	一、九五〇、〇〇〇	八、五七六、〇〇〇	一一一、三七四、三九九円	九〇、一八四、二六五円	一・二%	六三・三	三六・七	一〇〇

2 山形県においては県教育委員、教育長、PTA代表、教組代表、新庄市長、上山市助役、其の他新庄市、鶴岡市、山形市、上山市、酒田市の教育関係者と懇談を行った。
その主なる意見は次の如くであった。
県教育委員会「現行制度を維持して欲しい。人事権については当県の場合

現在人事交流等については地方教育委員会と連絡、協議して行っているし、委員については現行どおり任命でなく公選を堅持して欲しい。
PTA連合会長「米国の民主主義教育、話し合いに依る中道的教育のように、中立性を守って呉れる機関を持つて欲しい、教育委員会制度の悪い点でなく良い点を取りのばして行つて、中立

性を守って呉れる機関は育成して欲しい。
委員が任命であるなら必要がない、公選に依つて存置の価値がある。
教組代表「教職員は設置の当初は本委員会制度については喰わず嫌いであったが其の後地方教育委員会と話し合つて行つた結果良い効果を得てきた。
地方教育委員会が無くなったなら教

育費が少くなりPTA会費が多くなつて来るであらう。
学校整備が逐次進んで来た現在現行制度を維持し公選性であつて欲しい。
地方教育委員会連絡協議会長「教育委員会の内容について慎重に検討して欲しい。
山形県教育行政研究会が教育関係者、文化団体及び教師の家庭訪問に依り集計した結果の要約は次の如くであった。
教育委員会について
教育委員会は、いまのままでよい、つまり公選制の現状でよい、という意見は四二%である。
意見の内容はつぎのようなものである。
・もつと長い目で見ようではないか。政治的理由でなくするのは反対である。任命制だったら、今よりも教育費がけずられる。
・もつと市、町、村当局に強くあたれ。財産権を確立せよ。金がないと仕事ができないでいる。
・もつと仕事をやるべきだ。もつと民意を反映せよ。もつと教師の味方になれ。教師を余り移動させるな。人事権は県教委にやれ。教育環境をととのえよ。
・感情的に問題をあつかうな。ボスのになるな。もつと人物を、身近かにあつて、お上の間をとるもつてくれるから、地教委は必要だという意見と条件つき存置の意見がある。それは「中央のいいなりになつていいるなら、いらない」というのである。
つぎに「地教委を廃止せよ」と

いう意見は三〇%である。その理由は、なにもならぬ(一四%)金がかかる(九%)この中には、その金を教育費にまわせ、分校教師をふやせ、という意見があった。その他(七%)は、・事務がハンザツなだけだ・人事が不明朗である・権限をふりまわす・独善的・二流人物ばかりだ・新教育をしらぬ・かえって教育の自主性をなくした・政治に利用されるだけだ・なくても間にあつていた・学務課でよい、などである。

教育委員会の設置単位について、意見をだしてくれたのが一%ある。県教委だけでよいというのが五%、町村不用、地域をひろげて、出張所単位ぐらいで、人口五万人以下はいらない、というのが、六%である。

教育委員会問題は「わからない」というのが一六%で「何をやっていいのかかわからぬ」功罪不明が五%、「わからぬ、どうでもいい、われわれには関係がない」「地教委がなくなれば、うるさくなくて、先生だ、喜ぶべ、われわれなど、どうでもいい」「これは案外多い」というのが一%である。こども「わからぬ」どうでもいい」という考え方が、こんなに多い。

教育委員会の問題にからんで、教員組合の態度が、前後矛盾している、おかしいというのが、わずかながらあつた。

以上の数字をまとめてみると
・公選、存置

・廃止 三〇%

・設置単位 一一%

・わからぬ、どうでもいい 一六%

・教組批判 一%

となる。この中で、廃止というのは、地教委廃止というのが大部分で、全面廃止というのは、ほとんどない。設置単位についての意見の全部が、地教委廃止の意見である。

アンケートの二、三をあげてみる。

「むりやりつくっておいて、すぐ、こんどはやめてしまうという。いまの政府のやる事、わがらねな」

「民主的な教育をまゐるために、存続に賛成する。文相がかわるたんに、また財政の理由で廃止するなどと、新聞やラジオで話題になっているが、政治や財政問題で、教育委員会の存続を考えたくない。目的をはっきりつかまえていきたいと思う」

「政治屋の集まりでないことを、自覚していただきたい。もっと教育委員会は、教育の実態を、忠実にけんとうして、動くべきだ……政治に左右され、ふらふらなものにならないようにしてもらいたい」

「はつきりわがんねが、先生がたの移動の時など、発表にならないうちから、委員会の話の内容まで、みんな知っているのは、たわいない(でたらめ)話だ。何か先生に問題があつたりすると、委員会にいうと、すぐやめさせられる

と思つて、自分の子どものことなど見ないで、(考えて見よう)しないで)子どもの前で「オレあけな(あんな)野郎、やめらせてくれる(やる)」などというから、生徒が先生を、あまくみるようになるんだ」

「市町村教委はいらない。有名無実なものに金をかけるのは損だ。日教組の地教委にたいする、こんどの態度は、反対のための反対のよう、のみこめない。正しい理論にたつて運動すべきで、面子にこだわつては、協力が得られなくなると思う」

酒田市教育委員会
当市において学校を通して教育委員会制度について調査をした結果
現行制度四〇%
改正廃止三〇%
不明三〇%
という報告があつた。

尚教育関係の意見としては中央教育審議会その他の機関により十分慎重に検討して行つて貰いたい旨の意見があつた。

鶴岡市教育委員会
教育委員会制度のできる前の学務課の時代と比較するとその成果は問題にならない程である。

教員の人事について他には問題があるようであるが当地方では県の出張所を経て県教育委員会と連絡して人事交流を行っているのて良くいっている、又管轄内の教職員の身上、能力等を知っているのて公平に行われる。

教育における財政支出は教育効果に比すと大した額になつてい

ない。

新庄市

市長「この地方はへき地の多いところであるが、地方教育委員会が設けられて村の程度に応じた然も地に付いた村作りの根幹となる教員を得られるので県一本であつた時より良くなつてゐる。市長、町村長と地方教育委員会は話し合つて行くといふことでうまく行つてゐる。

教育問題について地域住民は地方教育委員会設置前に市長とか市議会議員と話をより現在の教育委員と話し合う方が話しやすいといつてゐる。

現在示されている案の様なことでは財政的に変りはない。
教育委員会の廃止については全国の問題として他の市町村と歩調を併せて行くが、教育委員会は完全廃止でないのなら現在のまゝ、の方がよい。

山形大学々長は個人として山形県の町村合併により二三〇町村が六〇町村と適正規模になり、予算の膨張は起きていない、社会教育の面が独立指導者で特によくなつてゐる。

教育の中立の問題として政党が変る毎に変わることはよくない。
公選を任命したら住民とのつながりが無くなる。

二 教科書制度
教科書制度については基本的に現行方式の検定制度を維持して欲しいという意見が大半であり、極めて少数ではあつたが地域的な種別に分けた国定教科書が必要である

との意見もあつた。然しながら本荘市において市議会が開会されていたのでその議員に無記名で左の三項について諮つてもらつた結果は、議員数十五名で
国定教科書九名(六〇%) 現行検定制教科書三名(二〇%) 国定教科書で地方色を織込んだ補助教科書を附した三名(二〇%)
という数が見されたことは特別例外であつたとしても考慮を要するものと思う。

各地における教科書制度に関する採択要領と意見は次の通りであつた。

秋田県教育委員会
教育長「教科書採択については委員を決め教員と話し合つた後に委員会に諮る。
中学校代表「採択の地域単位は少くとも郡市単位ぐらい同一のものを使用した方がよい。
教職員代表「教員に採択権を持たせて欲しい、多種類の教科書を使用し、学校に備付けとされたい。
教科書供給会社代表「教科書供給業者に対して責任を明確にして貰いたい。

尚教科書価格の一六%を占める教科書供給会社の取得分の内訳について

人件費 三七%
事務諸費 一三%
旅費 八%
運賃 一〇%
通信費 五%
税金 一一%
会議費 一一%
配当金 五%

の説明があった。
2 秋田市教育委員会
教育長 市の教科書採択にあつては教科書研究委員会(国語六)、

社会(五)、算数(六)、理科(五)、
音楽(三)、図工(三)、保健(三)、
職業(三)、書方、習字(三)の
計四十二名の委員が小、中学校全

教科書について研究調査し、それ
その特色を明らかにして教育委
員会に答申する。教育委員会では
その答申によって作製した選定資

料を各校に与え選定のための指導
と助言をする。
然る後各校より選定票の提出があ
り教育委員会にて検討、採択委員会

を開催し採択を決定している。
参考として教科書研究会の報告書
の一部を掲げると、次の通りで
ある。

小学校 国語科

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
生活経験が生かされその拡充に役立 つ。各種の言語機能がむらなく学習出来 る。各種の教材群が盛られ配列が適切で あり、内容が妥当である。 各教材の主題、構想、叙述が発達に 適合している。 入門期指導に適切な考慮が払われて いる。 語の提出が、能力の発達に適合して いる。 漢字の提出、読替、練習について配 慮されている。 ひらがな、カタカナが無理なく提出 され、反復練習できるようになつて いる。 学習の手引が、自主的学習の展開に 即応し、能力差に応じて取捨選択で きる。 さし絵写真、図表、活字が鮮明で、 内容の理解に役立っている。 紙質がよく装丁がじょうぶで親しみ 易い。 地域の特長性が配慮されている。 学年の発達段階に即した語法指導の 体系が考慮されている。													
B	B	B	A	B	B	B	B	A	B	B	A	A	1 国語
B	B	B	C	B	C	B	B	B	B	B	B	B	2 国語
B	B	B	B	C	B	B	B	B	A	B	B	B	3 国語
B	B	B	B	C	B	B	B	B	B	B	B	B	4 国語
B	B	B	C	C	B	B	B	B	C	B	B	B	5 国語
B	A	B	B	B	A	B	A	A	A	B	A	B	6 国語
A	A	B	A	A	B	A	A	B	A	B	B	A	7 国語
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	8 国語
B	B	B	A	A	B	B	B	A	B	A	B	B	9 国語
B	B	B	C	C	B	B	B	B	B	C	B	B	10 国語
B	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	11 国語
B	B	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	12 国語
B	B	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	13 国語
B	B	B	A	B	A	A	A	A	B	B	B	B	14 国語
B	B	B	A	A	B	B	B	A	B	B	B	B	15 国語
B	B	B	A	A	B	B	B	A	B	B	B	B	16 国語
B	B	B	A	A	B	B	B	A	B	B	B	B	17 国語

9 該項
は事
当な
生年
を分
く

小学校 書き方

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
児童に適した習い易い書風 である。 教材の分量や配列が、児童 の発達に適切である。 特に基礎的な書写力の養成 に意を用い、筆順、字形布 置等の説明がよい。 教材が国語教材、生活経験 に關連をもち、児童の親し みやすい言葉が多い。 硬毛教材の分量が適当であ る。 ペン等の各種の用具を用い とり入れられている。 参考作品や練習教材等が適 宜にとり入れられている。 個人差に応じて学習ができ るように、くふうされてい る。 体裁製本が学習に便利であ り、また親しみ易くできて いる。 印刷も鮮明で紙質もよく装 丁もじょうぶにできてい										
B	B	B	B	B	A	A	B	A	B	1 毛硬
B	B	B	B	A	A	A	A	A	BA	2 毛硬
A	A	B	B	B	A	A	B	A	BA	3 毛硬
A	A	B	B	B	A	A	B	A	毛硬	4 毛硬
A	B	B	B	B	B	B	A	A	方	5 方
A	A	B	B	B	A	A	B	A	毛硬	6 毛硬
A	A	B	B	B	A	A	B	B	方	7 方
A	A	B	B	B	A	B	B	A	方	8 方
A	A	B	B	B	B	B	A	B	本	9 本
C	B	B	B	A	B	A	A	A	毛硬	10 毛硬
A	A	B	B	A	A	A	A	A	毛硬	11 毛硬
A	A	A	B	A	A	A	A	A	毛硬	12 毛硬
A	A	A	A	A	A	A	A	A	毛硬	13 毛硬
A	A	B	A	A	A	A	A	A	毛硬	14 毛硬
A	A	B	A	B	B	B	B	B	毛硬	15 毛硬

学科

学科

科

科

10 理科用語の使用が学年をよく考慮している。 A B B A A B A A A A B A A B A A
11 活字の大きさや漢字の使用が適切である。 A B B A A A A A A A A A A A A A
12 紙質が良く製本が丈夫で装てもよい。 B B B B B B B A A A A A A A A A A A

尚又同市における昭和三十一年度教科用図書採扱表は次の如くである。
〔小学校の部〕 昭和三十一年度使用教科書選定一覽表（学校別）

番号	学校名	国語	算数	理科	音楽	図工
1	中 通 光 村 開隆堂	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
2	明 徳 大 日 本 開隆堂	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
3	築 山 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
4	保 戸 野 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
5	旭 北 光 村 開隆堂	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
6	旭 南 光 村 開隆堂	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
7	牛 島 光 村 開隆堂	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
8	川 尻 日 書 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
9	旭 川 光 村 開隆堂	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
10	添 川 光 村 開隆堂	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
11	藤 倉 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
12	土 崎 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
13	港 北 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
14	高 清 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
15	日 新 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
16	広 平 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
17	太 平 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
18	山 谷 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
19	外 旭 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
20	飯 島 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
21	新 城 二 葉 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
22	中 野 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉

番号	学校名	国語	算数	理科	音楽	図工
23	上 新 城 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
24	浜 田 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
25	豊 田 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
26	仁 井 田 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
27	四 ッ 小 屋 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
28	上 北 手 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
29	下 北 手 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
30	下 北 手 光 村 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
31	金 足 東 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
32	金 足 西 学 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉
33	八 田 日 書 教 出 大 書	ローマ字	二 葉	二 葉	二 葉	二 葉

[illegible]

〔中学校の部〕 昭和三十一年度使用教科書選定一覽表（発行所別）				（ ）内数字は使用学年	
国語	科目	発行所	選定	学	校
7 太平	学図	二葉東書三省堂	秋田南(1)、山王(1)、外旭川、浜田、豊岩、仁井田、四ッ小屋、上北手、下浜	九校	計
8 外旭川	二葉東書中教(2)	二葉(3)	秋田東(3)、秋田南(3)、山王(3)、太平、下新城、上新城	六校	
9 飯島	教出中教秀英(2)書院	学図(1) 三省堂	秋田東(1,2)、秋田南(2)、山王(2)、日新(1,2)	四校	
10 下新城	学図愛育社学図三省堂	学図(3) 学図(2,3)	下北手、金足	二校	
11 上新城	学図中教	実日(1,2) 富山房	東書	一校	
12 浜田	二葉二葉古今光村	二葉教出工開隆堂	土崎(1)	一校	
13 豊岩	二葉愛育社二葉古今大日本	二葉教出工開隆堂	土崎(2,3)	一校	
14 仁井田	二葉修文館清水古今教出	二葉教芸工二葉	土崎(1)	一校	
15 四ッ小屋	二葉教出	二葉教芸工二葉	土崎(2,3)	一校	
16 上北手	二葉二葉古今二葉二葉教出	二葉教芸工二葉	土崎(1,2)	一校	
17 下北手	東書東書二葉啓林館東書二葉	二葉(1,2) 日教芸(3)	飯島(2)	一校	
18 下浜	二葉文学社学図	中教(2,3) 学図	四ッ小屋(1)	一校	
19 金足	東書春潮実教古今啓林館啓林館教芸工	講談社学図	金足	一校	
〔小学校の部〕 昭和三十一年度使用教科書選定一覽表（発行所別）				（ ）内数字は使用学年	
国語	科目	発行所	選定	学	校
7 太平	学図	二葉東書三省堂	秋田南(1)、山王(1)、外旭川、浜田、豊岩、仁井田、四ッ小屋、上北手、下浜	九校	計
8 外旭川	二葉東書中教(2)	二葉(3)	秋田東(3)、秋田南(3)、山王(3)、太平、下新城、上新城	六校	
9 飯島	教出中教秀英(2)書院	学図(1) 三省堂	秋田東(1,2)、秋田南(2)、山王(2)、日新(1,2)	四校	
10 下新城	学図愛育社学図三省堂	学図(3) 学図(2,3)	下北手、金足	二校	
11 上新城	学図中教	実日(1,2) 富山房	東書	一校	
12 浜田	二葉二葉古今光村	二葉教出工開隆堂	土崎(1)	一校	
13 豊岩	二葉愛育社二葉古今大日本	二葉教出工開隆堂	土崎(2,3)	一校	
14 仁井田	二葉修文館清水古今教出	二葉教芸工二葉	土崎(1)	一校	
15 四ッ小屋	二葉教出	二葉教芸工二葉	土崎(2,3)	一校	
16 上北手	二葉二葉古今二葉二葉教出	二葉教芸工二葉	土崎(1,2)	一校	
17 下北手	東書東書二葉啓林館東書二葉	二葉(1,2) 日教芸(3)	飯島(2)	一校	
18 下浜	二葉文学社学図	中教(2,3) 学図	四ッ小屋(1)	一校	
19 金足	東書春潮実教古今啓林館啓林館教芸工	講談社学図	金足	一校	

数 学

富山房	土崎、上新城	二校
啓林館	高清水、下北手	二校
学 院	飯島、四ッ小屋	二校
二 葉	秋田東(3)、山王、太平(1,2)、外旭川、四ッ小屋、上北手	六校
学 図	秋田南(1)、土崎(2)、高清水、太平(3)、飯島(1)、下新城	六校
日 書	秋田東(1,3)、秋田南(2,3)	二校
讀文館	日新、下浜、飯島(2,3)	三校
大日本	土崎(3)、豊岩	二校
光 村	土崎(1)、浜田	二校
東 書	上新城、下北手	二校
教 出	仁井田	一校
啓林館	金足	一校
大日本	秋田東、山王(1,3)、土崎、高清水、日新、外旭川、四ッ小屋、下浜	八校
二 葉	秋田南、太平、浜田、豊岩、仁井田、上北手、下北手	七校
三省堂	山王(2)、飯島	二校
学 図	土崎(1,2)、下新城	二校
青 雲	上新城	一校
啓林館	下浜	一校
教 芸	秋田南、秋田東、山王、土崎、高清水、日新、飯島、下新城、上新城、仁井田、下北手(3)、下浜、金足	一三校
教 出	太平、外旭川、浜田、豊岩、四ッ小屋、上北手	六校
二 葉	下北手(1,2)	一校

工 光村	秋田東、秋田南(2,3)、山王、土崎(2,3)、高清水、日新(2,3)、外旭川、飯島、下新城	九校
工 図工	太平、浜田、豊岩、仁井田、下浜(2,3)、金足	六校
開隆堂	秋田南(1)、土崎(1)、四ッ小屋、上北手、下浜(1)	五校
日 文	日新(1)、下北手	二校
教 出	上新城	一校
二 葉	秋田東、秋田南、土崎、高清水、日新、外旭川、飯島、仁井田、上北手、下北手、下浜	一校
開隆堂	山王、下新城、浜田、豊岩、四ッ小屋	一校
講談社	上新城、金足	二校
二 葉	秋田東(1,2)、秋田南(1)、山王(3)、高清水、日新、外旭川、浜田、四ッ小屋、上北手、下北手、下浜(1)	二校
開隆堂	秋田南(2,3)、山王(1)、太平、飯島、浜田、豊岩、仁井田、四ッ小屋、下北手	九校
学 図	土崎、下新城、上新城、金足	四校
実 教	秋田南(2,3)、豊岩(1,2)、仁井田	三校
三省堂	秋田東(3)	一校
講談社	山王(2)	一校
実 日	下浜(2,3)	一校
開隆堂	秋田東、秋田南、山王、土崎(3)、高清水、日新、太平、外旭川、飯島、下新城、上新城、浜田、豊岩、仁井田、四ッ小屋、上北手、下北手、下浜、金足	一九校
中 教	土崎(1,2)	一校

3、本市教育委員会

当市における教育委員の意見は他の地方と殆んど変りがないが市議会議員は教科書は国定か国定にその地方色を取り入れた補助教科書を採用してとの意見が強かった。P・T・A会長は検定制で現社会状況に即応したもの。採択については最少限度同一町村内の学校においては統一した教科書で、父兄の負担からあまり変更

4、鶴岡市教育委員会

しないので欲しい。教科書価格については今少し安価にして欲しい。
(4)検定制は現行制度の基本線を維持され度。
教科書検定制については、改革を要する点も種々存するが、現行制度を廃し国定に進める事は、教育の在るべき姿からしても好ましくない事である。

(4)検定は厳正明確なる態度で行つてもらい度い。
文部省の検定を通過せる教科書が、その妥当性について種々論争を惹き起しているが如きは一般の教育に対する不信を招くのみならず、教師自身もその取扱について困惑している。

教科書は一般父兄、教育関係者の相互批評によって育成すべきものではあるが、検定の衡に

当るものは処するに厳正であつてもらい度い。
(4)教科書単価の引き下げを考慮され度い。

現在教科書の単価は、その需要数などから考え相当に高価であり、義務教育の均等を阻害する大きな原因ともなっている。価格の問題については巷間種種論議されているが、免税、運送費、融資、教科書様式、指導

(4)適正なる採択を期す為には展示会の期間方法等について考慮され度い。

常設或は長期展示会場を設け充分なる検討を行い得る様考慮され度い(市町村単位)
適正なる展示会の運営を図り、教科書会社の宣伝、駐在員の配

置等は廃止する事が望ましい。
(4)採扱は市町村教委単位としても
らい度い。

○転校及び教科の相互研究の便
を図るため相互に連絡し可能な
限り地域的に同一教科書を選定
する基本線本年度の採扱に
当たったが、結果的にも好ましい
ものがあつたので採扱単位は地
教委としてもらい度い。

(5)新入児童並に生活困難家庭の児
童に対する教科書無償配布の実
現を期してもらい度い。

5、山形県教育委員会
山形県における教科書の採扱は各
学校長が選定し、地方教育委員会
が審議の上採扱している。

その方法としては郡、市の教科書
研究会(地教委、学校長会より委
嘱され各教科二、三名の委員)で
各教科毎に二、三種を推薦する。
郡、市の学校長会、地教委協議会、
合同でこの教科書について採扱の
協議を行い各学校長が選定し地教
委が採扱する。

その採扱状況は

(4)採扱冊数

小学校二、一三六、九八九冊
中学校 八五六、六八〇冊
高等学校 三三三、六六九冊

(5)採扱発行会社数

小学校 四五社中二三社
中学校 六二社中三八社
高等学校 六六社中五五社

(6)採扱教科書種類(一例として)
小学校 国語 一七種中八種
社会 一八種中九種
算数 一九種中七種
理科 二二種中七種

中学校 国語 三四種中一三種
数学 二五種中一一種
尚展示会場については本県は常設
展示会場は設けては居ないが展示
会終了後市の中心校に一揃保管を
依頼し、教職員の利用を計ってい
る。

又本県における昭和三十一年度使
用教科書の採扱指導方針は次の如
くである。

昭和三十一年度使用教科書採扱
指導方針(小、中学校)

一、教科書採扱について左記のよ
うな研究機関、並びに連絡機関
を設ける。

1、郡、市又はブロック毎に教
科書に関する研究機関の設立
をあっせんし、地域に即し
た、適切な教科書が選定され
るようにする。

2、郡、市又はブロック毎に地
方教育委員会並びに学校長相
互の連絡のために協議会を
あつせんし、可能な限り教科
書の単一化をはかる。

二、地方教育委員会の採扱に関し
ては次のように指導する。

1、校長に選定させる。

2、予め父兄の意向を聴取す
る。

三、校長の選定に関しては次のよ
うに指導する。

1、転校及び教科の相互研究を
はかるため、相互に連絡し、
可能な限り地域的に同一教科
書を選定する。

2、新しく教科書を選定するに
あたっては、移行措置を十分
に研究し、教育の一貫性を保

つよう留意する。
昭和三十一年度使用教科書採扱
方針(高等学校)

学校長が選定した教科書について
県教育委員会が採扱する。
教育長(特殊、盲ろうの教科書は
国定として、一般は検定教科書と
して検定官は公表して欲しい。
教組が出している夏、冬の友につ
いて書いた人の能力の問題と正確
度から内容の間違いがあり、この
様なものには検定制度がないので
困る。附属学校でも作って出した
が教組の方に負けた。

市町村に採扱権があるがこれは小
さすぎる。単位は郡、市とした方
がよい。

課長、教科書の種類の限定は業者
の運動を強めるので種類の限定は
いけない。

検定官は公表し、数の増加より質
の問題であり、業者との関係を切
ることが第一ではないか。

山形県教育行政研究会が教師を通
して父兄の意見を集計した結果は
次の如くであつた。

教科書について
教科書が毎年かわるのはこま
る。どこがかわつたかわからない
がかわつていくという。政府がか
わること、教科書がかわる。会
社がもうからないから、かえるの
だろう。といった不満、つづけて
使えないという不満が一ばん多く
三〇%である。

これは教科書のねだんが高いと
いうことへの不満とうらはらにな
っている。ねだんがたかいという
のが一七%で、これらの不満が

ら、ただにせよ、安くせよとい
う要求(九%)がでてくる。この
うち無償にしてくれというのが一
ばん多く、一年生にくれていたので
なせやめた、貧困児は無料にと
か、学校でまともな、次の学年に
ゆづつたらいという意見もある。
また不正をとりしめされ、先生
たちにはリベートがあるそうでは
ないか、宣伝費をなくせよという
ものもある。

安くならんというのぞみ
で、統一して採扱せよという声も
多い。全国統一(国定)もふくめ
て)が三%、県単位統一が七%、
郡市単位四%、その他(〇・六%)
国語、算数などを全国で統一した
ら、あるいは会社による統一とい
うものもある。理由は、安くなら
うというのと、転入にこまるとい
うものだが、転入にこまるとい
うのは少い(二%)——本県の転
出入児童数は一〇〇〇人に二人の
割——統一採扱について、意見を
のべたものは、全体の一六%で関
心が深い。

教科書が、現在の内容、ていさ
い、あるいは他の物価にくらべて
高くないという意見もあるが、こ
れはまことに少い。(一%)
検定制度にさんせいの意見は一
四%である。そのわけは、教科書
がrippaになつて、検定制度はい
い。教科書がよくて、今の子ども
はしあわせだ。今の子どもはかし
こくなつた。復古的内容はこま
る。採扱は教師でやるべきだ。政
争の道具に教科書をつかつてはい
けない。検定制度を育てよ。国定

なら教科書はない方がましだ、と
いうはげしいものもある。
量については、科目、内容、範
囲、冊数が多すぎるという意見が
三%ある。

内容についての意見は、系統的
でなく、内容が不統一だ。程度が
たかい。地域に即したものを。農
山漁村、都市用を作れ、という全
体的な意見と、漢字のだし方が、
国語と他の教科が不統一だ。表現
がまわりくどい。外国語がやたら
に出てくる、われわれにも分るよ
うにしてくれ。誤字があるという
表現上の意見があつた。(四%)

学習指導については、教科書学
習でないで困まる。家庭指導が
むずかしい。全部教えてくれ。そ
まづにしてこまる、読まない。
もつと宿題を出してくれ。土台を
しっかり教えよ。親も勉強すべき
だ。教師も教科書をもつと学習せ
よ。常設展示場がほしいという。

(三%)
さいごに、「ふくざつてわから
ぬ、わからないからおまかせす
る。教科書は見たことがないとい
う、意見をもたない人々が、三%
いる。

以上をまとめてみると、
○毎年の改訂はこまる 三〇%
○ねだんがたかい 一七%
○統一採扱についての意見 一六%
○無償、またはもっと安く九%
○たかくはない 一%
○検定制がよい 一四%
○教科書の内容、指導について
の意見 一〇%

第六百一十二號

電子顕微鏡が農学部、分光分析器が工学部に有るという状況で、大学の運営、統轄等非常に不自由と困難をしているような有様であった。

近く教育学部と文理学部を同一地域に併せ、工学部を早々の期に山形市に移転する計画であったので、これが完了を期待しており、国としてもできる限り同一地方に集中するように措置する必要を痛感した。

予算としては一九、〇〇〇万円、その七五％が教官その他の人件費で、他の二五％に依つて大学の運営、管理が行われていた。

教官研究費については昭和二十九年年度決算に依ればその配分は二〇、二八一、三〇〇円で各学部の配当は一九、七四、二〇〇円、実際に教官研究費として六、五九六、五五四円で三・五％、各学部別としては文理学部三七％、教育学部三四％、工学部二九％、農学部三六％であった。

附)大学よりの要望

本大学には昭和二十八年年度より音楽科の特別教科教員養成課程が設置されているが、教員定数が少く、学年進行が見てもらえないので、昨年は教官三人を増すため他の人員を減すことで補つたが、本年は全然増す事ができず困っている。本問題については他の同様なセンターを置いてある大学も共通に悩んでいるが考慮されたい。

教官の質の問題として教授、助教の定員が少いたため優秀な教官が他の大学に移動してしまふ、又地域給の関係も戦前中央の大学より地方大学に移動される場合には号俸が増えて来たが、現在は少くなるので中央の大学との交流、優秀教官の招聘の障害になっている、尚又附属小、中学校の教官と公立小、中学校教官との人事交流についても恩給法の関係からできず困つて居り、法の改正を望む。

教員養成部門の音楽、家庭、図画工作、保健は非実験のため予算が少いが考慮されたい。

四、その他

1、町村合併に依る学校統合問題

町村合併に依り小、中学校の適正配置、教育効果並びに経費の節減のため学校統合が各地に起つて居り、特に山形県の各地において強くこれ等の学校建設費の国庫補助、起債等について陳情があつた。

本件に関してはその内容と成果について陳情中に詳細に記されてある。

2、文化財

文化財については酒田市の本間美術館と上山市の蟹仙洞を視察した。

両方共私設のものではあるが内容、保存状況共に立派であり地方における歴史的参考、研究資料として十分にその目的を達していた。

その節本間美術館より文化財保護法による重要文化財の売買について、有償の譲り渡しに關しては予定価格を表示し国に売却の申し出をしなければならぬ云々の条項が、国の予算が僅少なため買上がなされないことにより、重要文化財の価格の引き上げひいては海外流出の源になる、何等かの措置を考慮してもらいたい旨の陳情があつた。

五、陳情

調査期間中における陳情は次の通りである。

陳情書

立春の候日夜国政に御恩の御事衷心から感謝に堪えないところであります。

さて、今回自民政政策審議会並に文部省発表の教育委員会法改正案は、政府の唱える民主国家建設の前途に暗影を投ずるのみならず我が国現下の教育を極度に混乱に落し入れるものとして、本日、秋田県地方教育委員会は緊急臨時總會を開催し、全県市町村教育委員会を始め教育を憂える全県PTA、婦人団体等が一堂に会し、慎重協議の結果、教育の民主化を死守し、不当な支配を排除する為、本会の名において別添の声明を發表、一三五万県民の強力なる支持を仰ぐ事を決定いたしました。

何卒我々の真意を諒とせられ、尊台におかれましても低迷する政廢論者の蒙を啓かれ、地教委存続、公選制、人事権の確保につき格別の御高配賜わりますよう、全県市町村教育委員の總意をもって御願ひ申し上げます。敬具

昭和三十一年二月十五日

秋田県地方教育委員会連絡協議會

會長 小貫太郎

陳情書

秋田県学校事務職員協會

昭和三十一年二月十五日

一、学校事務職員の身分の確立を實現せられたい。

即ち一般事務職員と區別し学校管理職員(仮称)としてその身分と資格を学校教育法及び教育公務員特例法に規定して頂きたい。

二、学校事務職員の待遇を改善せられたい。

即ち一般職の職員の給与に關する法律を改正し教員の俸給表を学校事務職員にも適用するよう

にして頂きたい。

統合中学校建設補助金について陳情

昭和二十九年国の施策により全国的に町村合併が行われ、市町村の規模の適正をはかられたのでありますが、その結果学校の適正配置と教育効果並に経常経費の節減の点から特に中学校の統配合を行わねばならない実情に在ることは御承知の通りであります。

然し乍らこれが実現に當って必要とする建築費が莫大な額に昇ることとは申す迄もなく就中これに對する国庫補助と起債関係は既に補助又は起債の対象となつた分を差引いて交付されることになつて居り、赤字になやんで居る地方財政を一層困難に陥ることになります。

ので、補助金並に起債の既に対象となつた分を差引かないで交付される様措置方につき陳情致します。

昭和三十一年二月十七日

酒田市長 本間 重三

酒田市教育委員会

一、統合計画

本市の中学校は従来四校であつて日本海の孤島飛島にある中学校を除いては何れも二十学級以上の学校であるが、昭和二十九年町村合併の結果八校の増加を見るに至つたのであります。その内十学級未満の所謂小規模学校が六校あり教育効果と更に年間経常経費の節減をはかる為には差当り右の学校の統合を計画し着々その実現に努力しつゝ、あります。

統合計画内容			
統合する学校名	学級数	教員数	生徒数
袖浦中学校	九	一四	三九九
広野中学校	六	一〇	二一八
新堀中学校	八	一二	三二三
計	二三	三六	九四〇
統合後の学級数	一九	二六	
並に教員数			
二、統合によつて節減できる経費調			
(1) 年間経常費			
市費負担に係る年間経常費			
統合前	統合後	節減額	統合前
四、五四〇、一四二、五〇〇、〇〇〇	二、〇四〇、一四一、九〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	統合後
統合前	統合後	節減額	統合前
一三、五四〇、一四一	九、〇〇〇、〇〇〇	四、五四〇、一四一	統合後
(2) 統合中学校完成により既設校舎を転用することによつて節減出来る経費			
十坂小学校老朽危険校舎の改築費			
普通教室	八		八、〇〇〇、〇〇〇円
特別教室	五		五、〇〇〇、〇〇〇円
管理室・便所外			五、〇〇〇、〇〇〇円
国又は県費負担に係る年間経常費			
統合前	統合後	節減額	備考
四、五五五、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇		通学最長距離
			統合前
			統合後
			四、五五五、〇〇〇
			四、五五五、〇〇〇
			七、〇〇〇
			七、〇〇〇
			七、五〇〇

広野中学校に増築を要する分
新堀中学校に増築を要する分

屋 内 運 動 場	計	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
教 室	六	二八、〇〇〇、〇〇〇円
教 室	五	六、〇〇〇、〇〇〇円
教 室	五	五、〇〇〇、〇〇〇円
教 室	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
教 室	五	一五、〇〇〇、〇〇〇円
教 室	五	四九、〇〇〇、〇〇〇円
計		

一、差引交付される場合とされない場合の補助金の差
(1)差引交付されない場合

一般校舎	九四〇人×一・〇三〇坪×二六、一〇〇円のまゝ	二、六三二、四〇〇円
屋内運動場	九四〇人×一・一八九坪×四〇、〇〇〇円のまゝ	三、五四〇、〇〇〇円
計		一六、一七二、四〇〇円

(2)差引交付される場合

一般校舎	七、四七七、六〇〇円
屋内運動場	二、七二〇、〇〇〇円
計	一〇、一九七、六〇〇円

陳 情 書

地方教育委員会の制度は創設以來たえざる激動にさらされながら、教育行政の民主化を目標として、われわれは任務の遂行に懸命の努力をつくして参つたのであります。

戦後混乱のなから立ち上り、六三制完全実施の理想達成のために、施設の整備充実と教育実務の適正を期して全力を傾注し、ようやく、そのめばえを見ようとしてゐる現状であります。

しかるに最近、財政窮乏、その他を理由に、現行教育委員会制度の全面改正が伝えられておりますが、民主的な近代文化国家再建の国是が、数年を経ずしてゆがめられ、教育委員会法の根本理念が侵されるようなことは、絶対にわれわれの黙認することのできないことであります。

更にわれわれは、市町村合併の

新たな事態に対処して、学校施設の統合整備をなし、戦前からの荒廃した校舎を改築し、へき地教育の施設を充実し、社会教育の施策を完うするために、なお一段の努力を要するところであり、これが貫徹を決定したところであり、次第であります。

記

一、合併によって新たな規模に統合された市町村教育委員会の制度を堅持し、委員の公選制、教職員の新免権、予算原案送付権、教科書の採択権など失われるような法改正を行わないこと。

一、町村合併に伴う学校統合による校舎新築に対する国の補助立法化を促進し、起債の増額をはかること。

一〇、〇〇〇、〇〇〇円
二八、〇〇〇、〇〇〇円
六、〇〇〇、〇〇〇円
五、〇〇〇、〇〇〇円
一〇、〇〇〇、〇〇〇円
一五、〇〇〇、〇〇〇円
四九、〇〇〇、〇〇〇円

一、社会教育の振興を期するため、社会教育主事、公民館主事の義務設置とする立法を要請し、教育長、指導主事等の身分を公立学校職員と継続するよう地方公務員法を改正して、地方教育委員会事務局の強化をはかること。

一、児童生徒の災害補償制度をすみやかに制定すること。

一、公立学校校舎建築に対し、文部省が示す補助基準率を引上げ、給食費に対する補助、へき地教育施設の整備に対する補助等、国庫補助並びに起債を増額すること。

一、準保護児童生徒に対する教科書を無償交付すること。

昭和三十一年二月十七日

山形県地方教育委員会協議会長 岩堀 庄作

陳 情 書

昭和二十八年法律第二五八号町村合併促進法に基いて、吾が鶴岡市においては、昭和三十年四月一

日には、齋・黄金・湯田川・大泉・京田・栄の六ヶ村を、続いて同年七月二十九日には、加茂・田川・上郷・豊浦の一町三ヶ村を合併した結果、学校施設は従来の中学校三校・小学校五校(外に分校一校)が、中学校一校・小学校一校(外に分校七校・臨時分校三校)を数えるに至つたのであります。

而して、町村合併後における重要且つ効果的な事業は、小学校又は中学校の整備統合による教育の振興であり、また市財政面からも学校の統合によって合併の効果も期待し得るものと確信してゐるものであります。従つて当鶴岡市においても、別案の通り、これが計画の実施を考究しているところでありました。

然しながら、現法制下においては、国庫負担、起債等の問題があり加うるに市財政は、これ等学校等の整備、統合を図るには余りにも貧弱で、その障害となつてゐることは真に遺憾とするところでありました。

今回政府は、昭和三十一年度より五ヶ年計画の下に、これ等小学校又は中学校の統合を促進するため、新たに国庫補助を企図しておられることは、真に欣快に堪えないところであります。これが実施にあつては、義務教育の振興、国家、地方財政の負担の軽減、並びに合併市町村の育成強化のため、特に左記の点を御考慮の上、速やかに法律を制定して下さいますよう、茲に陳情を申し上げるものであります。

一、町村合併促進法に基く新市町村建設計画に定められた小学校又は中学校の統合による学校建築に要する経費について、国の負担する経費は、政令で定める児童、生徒一人当適正基準坪数に建築を行う当該年度(五月一日現在)の児童、生徒数を乗じて得た坪数とし、それに要する金額の二分の一以上とする。

二、前項の建築坪数の認定に当つては、地方公共団体が負担する経費の軽減を図り学校の統合を促進するため、旧学校の建築に国が負担した経費を控除することができないようにすること。

三、学校の統合による学校建築について国が負担する経費には、一般校舎の外、積雪寒冷地帯において必要欠くべからざる屋内運動場の建築事業費をも含むものとする。

四、学校の統合による学校建築について国が負担する経費は、当該事業を行う年度において交付するよう予算措置を講ずること。若し当該年度において国の予算が不足するときは、その不足額は翌年度において交付できるようにすること。

五、学校の統合による学校建築について国がその経費を負担することのできるものは、昭和三十年五月一日現在の新市町村建設計画に定められたものに限定せず、合併当時学校の統合を建設計画に定められなかった事情を考慮に入れ、その後当該公共団体の議会が建設計画を変更し学校の統合を議決した

ものについても同様に取扱うこと。
この場合既に計画した学校の統

合のために必要な予算については増額修正すること。
六、学校の統合による学校建築にあ

たつては、国が負担する経費以外の地方公共団体の負担も多額に上るので、この事業を行う当該団体

に対しては地方交付税の交付及び地方債の認可等についても特に考慮を払うこと。

昭和三十一年二月十六日

鶴岡市長 松本 俊
鶴岡市教育委員会

第一表 鶴岡市立中学校統合計画(案)

学校名	上郷・田川	大泉・湯田川	第二・栄	第一・京田
生徒数	四六五	三八七	一、〇四四	一、四〇二
学級数	(六五五)	(六五五)	(一九四)	(一九四)
教職員数	(一〇九)	(一〇九)	(二六七)	(二六七)
最長通学距離(軒)	六・〇	三・七	四・〇	四・〇

区	上郷・田川	大泉・湯田川	第二・栄	第一・京田
校舎等建築費削減額	△二七、六四九、〇〇〇円	△二七、六四九、〇〇〇円	△二七、六四九、〇〇〇円	△二七、六四九、〇〇〇円
単独整備	五〇、四三二、〇〇〇円	一四、七四六、〇〇〇円	七三、一八八、〇〇〇円	九、九九九、〇〇〇円
統合整備	三七、六八五、〇〇〇円	四、九九九、〇〇〇円	五九、四四〇、〇〇〇円	一八、五三二、〇〇〇円
増減	△一二、七四六、〇〇〇円	△九、七四七、〇〇〇円	△二二、六八八、〇〇〇円	△八、五三二、〇〇〇円

第二表 統合に因る校舎の整備状況

学校名	統合前の学校	統合後の学校	統合後の増減
学級数	六八	四	△六四
生徒数	二、九三八	二、九三八	△六
教職員数	一〇四	二、九三八	△一六
保有(一般校舎)	三、二七三	四、三七六	五八六
坪数(屋内運動場)	一、〇一一	一、一八六	一、一八六
最低(一般校舎)	一、五七〇	二、九一〇	五八六
足坪数(屋内運動場)	二四一	五八六	三三七坪

区	市	国	計
校舎等建築費削減額	二五、〇〇〇円(教員一人当所用経費)×一六人=四、〇〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円(一学級当所需年間経費)×六学級=三六〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円
単独整備	二九、〇三六、〇〇〇円	二九、二六八、〇〇〇円	五八、三〇四、〇〇〇円
統合整備	七九、二二三、〇〇〇円	四一、四三二、〇〇〇円	一二〇、六五五、〇〇〇円
増減	△三九、八二三、〇〇〇円	△一二、一六四、〇〇〇円	△五二、六四九、〇〇〇円

陳情書

当市に於ては、六・三制実施以来凡ゆる困難を克服し、財政上の過重なる負担をも顧みず校舎の新築設備の改善等に多大の経費を投じて漸く完成しようとしている現状

であります。
然るに、市町村合併により新に学校の統合問題が起つたのであります。これ等の学校は何れも小規模でありしかも小、中学校の併設となつてゐるため教育的見地か

らも不能率となつてゐるのであります。
よつて、これ等を統合して適正規模の学校を新設することが、将来に於ける教育的見地からは、勿論経費の節約ともなるのであります。

すが、これが建設費は、多額を要するため、現状をもつては誠に困難な状態であり、市町村合併による学校建築に対しては既交付の補助を減額することなく、補助及起債を優先交付せられ

るよう陳情致します。
昭和三十一年二月十七日
山形市教育委員会

町村合併に伴う学校統合による経費節約に関する調査(二表)

区	分	学校数	学級数	教職員数	給与費	負担金	市町村経費	經常費	補助分	補助分	補助分	計	経費合計
統	負担区分	市町村	後	三	五	六	二	四	〇	六	四	一	七〇、二三五
統	合	都道府県	庫	四	〇	六	四	一	七〇、二三五	七〇、二三五	三九、四四九	六七、五八〇	一〇七、〇三〇
統	合	市町村	後	三	五	六	二	四	〇	六	四	一	一七七、二五五
統	合	都道府県	庫	四	〇	六	四	一	七〇、二三五	七〇、二三五	三九、四四九	六七、五八〇	一〇七、〇三〇

られて改善はおろか改善ではないかを疑わなければならない。

(イ) 教育行政優先は一般行政と並列に附した。

どんなに産業が盛んに経済に恵まれても人を作る教育に力を注がないで復興が望まれようか、一般行政の振興もかかって人にあることを思はない訳にはいかぬ。

(ロ) 又しても政治的中立を謳っているが、

地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。即ち公選制を廃止することは長の政治的、個人的考え方や感情から選ばれる教育委員であり、運営される事務局職員である。誠に寒心に堪えない。

教職員に対しては政治的中立を説きながら自らは之を許すという矛盾に陥っている。自らの墓穴を掘っていると言つて過言でない。

(ウ) 教育行政と一般行政との円滑化調和を進めると云っているが、調和とか円滑とかの美名にかくれて教育委員会の活動を後退させるものである。

これまでに市町村と「あつれき」があつて何とも仕方のない状態ではなかつた。

(エ) 予算の送附権——二本建も、話合ひの結果何とかなつてゐる。

何の為に改めるのか、理想として教育税さえも考えられ出来なければ総予算の何パーセントを法によつて決めることが真の教育をうち立てる為に必要なである。勿論人口規模に於てその率を考慮すべきである。

(オ) 公選によつて使う予算が大きいと云えば少くして出来るように工夫すべきである。

民主的、自主的立場で日本再建を理想として出発した地教委は、今や中央集権の逆コースに向つてゐるではないか。

(カ) 「教育が不当な支配に服することなし」と云う大理想も全くゆがめられること必然である、ゆゑしい問題でないのか。

(キ) 人事権をもがれた地教委は番犬にも等しい。

(ク) 要するに教育委員の選挙費用が惜しいのか。市町村長が教育行政をも握つてワンマン振りを発揮したいのか。政治的な大きな立場からの工作か。

政悪であり、後世史家はこれは改善でなくて、逆コースであり、明治以来の教育改革の第二期の政悪第一期の轍を踏むものと評するであらう。

歴史はくりかえす正、反、合の止揚が無ければ発展向上がない。無駄な月日を費し、建設のない歴史となることをおそれる。

最後に雑誌世界三月号中の「父母と教師に訴える」伊藤昇氏と、山本有三の「米百俵」を是非議員各位の一読あらん事をお願いする。

最後に参議院議員各位の奮起を希つて止まない。

二、教科書の問題は

1. 内容的には理想的に或は東北、中央、南海と気候による三

種を出すのもよし、又山漁村、平野、都市と分けてしかも前項を加味

2. 編集は国内の理論と実際の最高權威者によつて慎重に決定せられ

3. 印刷業者は良心的に入札

4. 贈賄賂のいまいましい問題が出ぬよう

5. 児童生徒になるべく安撫に渡るようになりたい

(現在各業者から送られてくる広告用の教科書代だけでも大した額に上り或はあの手この手で運動費が相当支出されている)

6. 出来得れば無償配付が望ましい。

三、社会教育の問題

1. 公民館法は一日も早く制定されるように

これは社会教育の基礎であるから、学校教育と相俟つてこの方面に力を充分注がなければ社会の改善は望まれない。

2. 公民館の真の運動は末端分館にあることも充分御了解の上に対処されたい。特に町村合併の育成のために緊要である。

四、新生活運動について

1. この運動に計上された経費は過半中央に於て費消されるのではないか。

2. 地方に流れるものも色々な団体に分散してしまふ心配がある。

3. 全国公民館連絡協議会に一本

に流れ公民館運動を強力に推進することによつてのみこの運動が成果を期待しうるものと確信する。

陳情書

上山市は昭和二十九年十月一日一町五ヶ村の合併で発足市制を施行したものであります。

義務教育の施設概要は左記の如くであります。当教育委員会は八ヶ年の年次計画をもつて改善に努力してゐるのであります。

一、児童生徒数学校数は別表参照(1)

二、小学校

中川西郷第一の二校を除いて、建造物の危険度甚だしく三十年代において改築費約二、〇〇〇万円を以つて次の三校を建築実施中

宮生小学校 本庄小学校赤山分校 西郷第二小龍沢分校

三、中学校

(イ) 各校とも六三制実施直後急造の為設計技術資材等全般の建築が拙劣であり特別教室に至つては皆無の状態である。

(ロ) 宮生(六学級)東(六学級)本庄(七学級)の三校は小規模中学校で教員の配当教科の担当教員教材の支障等の教育効果を考慮する

とき統合中学校の建設を早急に実施しなければならぬので東中学校、宮生中学校、本庄中学校の三校統合を計画してゐる

この建設費校地買収費を除いても三、〇〇〇万円余を要する。

(イ) 他の上山西郷中川の三校の特別教室、体育館の増築に一、五〇〇万円余を要する。

四、統合中学校の教育効果について

(イ) 現中学校舎(東本庄宮生)を小学校々舎に充当し、危険校舎及児童の自然増による不正常授業を解消することが出来る。

(ロ) 中学校については前述の諸支障を解消して充実に教育を施し得る外、新市の市民教育を徹底し得る。

(ハ) 経費については別表(2)によつて明らかな如く莫大なる額を節約し得る。

当市の教育概要、統合中学校新設の必要などは右の通りであります。が当面の問題として統合中学校建設費のみで三、〇〇〇万円(土地買収費を除いて)を超えることが予想されるのであります。

これが自己財源にのみよるとき一般経常費に圧迫を加え、延いては市政運営上に支障を来たさないとも限らないのであります。

ついでには町村合併に伴う統合中学校の新設に對し国の施策として速やかに国庫補助金の交付の措置相成るよう事情を具して陳情いたします。

昭和三十一年二月十七日

山形県上山市教育委員会

山形県上山市教育委員会

別表一 上山市立小中学校 昭和三十一年度児童生徒数等調査

小学校

学校名	児童数	学級数	一	二	三	四	五	六	男	女
上山	二、一五六人	四三	四〇九人	三九二人	四〇四人	三五二人	二五一人	三四八人	一、一〇九人	一、〇四七人
西郷第一	三八五	一〇	六六	六八	八七	五八	四四	六三	一八九	二〇七
西郷第二	二九〇	六	四八	四八	五五	四八	三七	五四	一五七	一三二
龍沢(分)	一五	一	二	五	四	一	一	一	九	六
本庄	四六三	一一	九一	七七	八九	五二	六三	九一	二二六	二二七
赤山(分)	七一	三	一八	一八	一八	一	二	九一	二二六	二二七
東	四二八	一一	七四	二六	九	二	二	七五	二〇九	二二九
古屋敷(分)	二七	二	七	五	一〇	二	二	七五	二〇九	二二九
宮生	三六六	九	四二	五五	六四	八六	四九	七〇	一八五	一八一
中生(分)	七二	二	三三	三九	一〇	二	二	九二	二五八	二六一
中川	五一九	二	八九	八六	一五	八四	六八	九二	二五八	二六一
小倉(分)	五七	二	二一	二一	一五	二	二	二	三二	二五
中川第二	一三六	五	三三	二三	二五	二〇	一五	二〇	八七	四九
蔵王(分)	一五	一	八	七	一	二	一	一	九	六

別表二

中学校

学校名	生徒数	学級数	一	二	三	四	五	六	男	女
上山	一、〇九一人	二三	三七二人	三四〇人	三七九人	二二九	一〇七	一四七	五七二人	五一九人
西郷	三六四	九	一一三	一一二	一二九	一〇七	七四	一三五	一七四	一七四
本庄	二八〇	七	八八	八五	一〇七	七四	八七	一〇〇	一一一	一一一
東	二二三	六	七七	八五	一〇七	七四	八七	一〇〇	一一一	一一一
宮生	二二〇	六	五九	七四	八七	一〇七	八七	一〇〇	一一一	一一一
中川	三三二	九	一一八	一二二	一三三	一〇七	八七	一〇〇	一一一	一一一

別表三 所要経費比較表

学校名	本俸(平均)	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
上山	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
西郷	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
本庄	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
東	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮生	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
中川	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

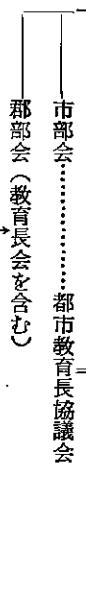
調査報告書(第二班)

- 一、調査事項
- 二、地方教育委員会運営状況
- 三、教科書制度
- 四、その他教育文化及び學術に関する事項
- 五、派遣地
- 六、兵庫県 和歌山県
- 七、派遣期間

○地方教育委員会の状況

教育委員会数(三一、一、現在)
一九市 六九町 二五三 他に二〇中学校組合
六五村

兵庫県教育委員会
兵庫県地方教育委員会
連絡協議会



○教育委員の改選期について

三一年一〇月(一一月) 改選市町村数 七一
三一年七月 四八一
三一年三月・四月 六
三二年以降 七二

県下市町村教育設置状況(三〇年六月現在)
一市町村 専任 六九(町村数に対する% 三九・二%)
学校組合を 兼ねている 五
二市町村を 二
二市町村と学校組合又は公民館長を兼ねている 一一

二月十七日より二十二日に至る六日間
四、派遣議員
文教委員長 飯島連次郎
文教委員 中川 幸平
随員 文教委 桐生 巧
会調査員

第一地方教育委員会運営状況
(A) 先づ兵庫県全体における地方教育委員会の状況を以下報告します。
兵庫県教育委員会調査連絡課

○明石市教育委員会運営状況

明石市教育委員会は、昭和二十七年十一月発足以来二ヶ年半、民主的且円滑な運営を期し、以て市教委の全般に亘つてその自主的な振興に必要な諸条件の充足に努力して来たが、今その足跡を省みてかなりの成果を収め得たと考えている。

二、教育委員会会議の運営
教育委員会法を始め教育関係諸法規並びに市令委員会規則に沿ひ、合議制の執行機関としてこの機能発揮に努めて来た。

(1)委員には人格識見共に卓れた人を得、会議は真摯円滑、全市民的視野と教育振興の立場から討議決定され先ず遺憾なきを期したと考えている。

(2)本市民は教育に対する関心が極めて高い。従つて教育行政の執行には、教育施策が一般市政との調和と秩序を保ちつゝ、その中に没せず、且単なる政治的、地域的な意図に迷われないよう努力して来た。

(3)市民の要望は、委員会に於て純粋に教育的に討議され、その上で市

三、教育行政と財源並びに市及議会との関係
本市に於ては、市長並びに議会の教育振興に対する熱意が高く、この点教育委員会と市長、議会との関係は、施策の立案、財源の獲得、事務手続きの全般に亘つてかなり円滑に推移して来た。

○明石市教育委員会運営状況

一、概要
明石市教育委員会は、昭和二十七年十一月発足以来二ヶ年半、民主的且円滑な運営を期し、以て市教委の全般に亘つてその自主的な振興に必要な諸条件の充足に努力して来たが、今その足跡を省みてかなりの成果を収め得たと考えている。

二、教育委員会会議の運営
教育委員会法を始め教育関係諸法規並びに市令委員会規則に沿ひ、合議制の執行機関としてこの機能発揮に努めて来た。

(1)委員には人格識見共に卓れた人を得、会議は真摯円滑、全市民的視野と教育振興の立場から討議決定され先ず遺憾なきを期したと考えている。

(2)本市民は教育に対する関心が極めて高い。従つて教育行政の執行には、教育施策が一般市政との調和と秩序を保ちつゝ、その中に没せず、且単なる政治的、地域的な意図に迷われないよう努力して来た。

(3)市民の要望は、委員会に於て純粋に教育的に討議され、その上で市

三、教育行政と財源並びに市及議会との関係
本市に於ては、市長並びに議会の教育振興に対する熱意が高く、この点教育委員会と市長、議会との関係は、施策の立案、財源の獲得、事務手続きの全般に亘つてかなり円滑に推移して来た。

○明石市教育委員会運営状況

一、概要
明石市教育委員会は、昭和二十七年十一月発足以来二ヶ年半、民主的且円滑な運営を期し、以て市教委の全般に亘つてその自主的な振興に必要な諸条件の充足に努力して来たが、今その足跡を省みてかなりの成果を収め得たと考えている。

二、教育委員会会議の運営
教育委員会法を始め教育関係諸法規並びに市令委員会規則に沿ひ、合議制の執行機関としてこの機能発揮に努めて来た。

(1)委員には人格識見共に卓れた人を得、会議は真摯円滑、全市民的視野と教育振興の立場から討議決定され先ず遺憾なきを期したと考えている。

(2)本市民は教育に対する関心が極めて高い。従つて教育行政の執行には、教育施策が一般市政との調和と秩序を保ちつゝ、その中に没せず、且単なる政治的、地域的な意図に迷われないよう努力して来た。

(3)市民の要望は、委員会に於て純粋に教育的に討議され、その上で市

三、教育行政と財源並びに市及議会との関係
本市に於ては、市長並びに議会の教育振興に対する熱意が高く、この点教育委員会と市長、議会との関係は、施策の立案、財源の獲得、事務手続きの全般に亘つてかなり円滑に推移して来た。

○明石市教育委員会運営状況

一、概要
明石市教育委員会は、昭和二十七年十一月発足以来二ヶ年半、民主的且円滑な運営を期し、以て市教委の全般に亘つてその自主的な振興に必要な諸条件の充足に努力して来たが、今その足跡を省みてかなりの成果を収め得たと考えている。

二、教育委員会会議の運営
教育委員会法を始め教育関係諸法規並びに市令委員会規則に沿ひ、合議制の執行機関としてこの機能発揮に努めて来た。

(1)委員には人格識見共に卓れた人を得、会議は真摯円滑、全市民的視野と教育振興の立場から討議決定され先ず遺憾なきを期したと考えている。

(2)本市民は教育に対する関心が極めて高い。従つて教育行政の執行には、教育施策が一般市政との調和と秩序を保ちつゝ、その中に没せず、且単なる政治的、地域的な意図に迷われないよう努力して来た。

(3)市民の要望は、委員会に於て純粋に教育的に討議され、その上で市

三、教育行政と財源並びに市及議会との関係
本市に於ては、市長並びに議会の教育振興に対する熱意が高く、この点教育委員会と市長、議会との関係は、施策の立案、財源の獲得、事務手続きの全般に亘つてかなり円滑に推移して来た。

が、伝えられる人事権の抹消は、教職員の服務規律の管理上多分の不安が予想されひいては、市教育の振興にも影響すると考えられ絶対反対である。

2 教育に於ける指導と人事管理の分離については常に充分な配慮をしているが、地域が小さくなればなる程實際運営に於ては指導と管理は渾然一体とならざるを得ない。

この点単に觀念的な立場からの人事と職員管理の分離は、教育の政治的中立性維持の立場からも極めて拙劣な方途である。

以上

○加古川市教育委員会の運営

加古川市教育委員会の運営
加古川市教育委員会は、市を主体として市民の總意を代表する市議会の教育に対する教育委員会との一体の力によって推進されている。

一、市長は教育第一主義をモットーとして市政を実施されている。

二、昭和二十三年十二月、教育委員会法制定に基づき、現市長(当時町長)の提案により町議会の満場一致の議決によって、これを開設し、昭和二十五年市制実施により加古川市教育委員会として現在に至っている。

三、教育新施設(現在、中学校五、小学校一〇、幼稚園一〇、公民館本館一、分館八)

1 小学校の増設

昭和二十五年 野口小、尾上小
昭和二十六年 別府小
昭和二十七年 平岡小
昭和二十八年 野口小、別府小、給食室

2 幼稚園舎の新設

昭和二十六年 平岡幼、神野幼
昭和二十九年 尾上幼、野口幼
(三十年 別府幼を算入)
就園率は九〇%より九九%

四、教育活動の効果

1 方針

地域に立脚した学校教育、社会教育の推進、学校教育と社会教育の一体化

2 顕著な事例

(1) 学校教育

加古川市教育課程(幼小中)の作成実践
王川学園留学交換指導による教育の交流と拡充

地域の食改善と結ぶ学校給食
特色ある学校経営

教育研究所開設
著しい体位の向上

全市的研究行事
幼稚園教育の普及

環境整備の充実
修学旅行の優良表彰

(2) 社会教育・公民館

昭和二十五年県より優良表彰
昭和二十七年文部省より准優良表彰

昭和二十八年文部省より優良表彰
公民館、図書館の充実、巡回文庫の普及

法律相談所、健康相談所開設
青年学級、成人学級、母親学級

産業研究派遣
社会教育関係団体活動

育友会、婦人会、青年団、少年団の全面的活動

美術協会、体育協会その他二十有八団体の活発なる活躍

(四) 和歌山県における地方教育委員会の実情について以下概略を報告いたします。

○地方教育委員会三年

和歌山県教育委員会

一、地方教育委員会の全面設置
昭和二十七年十一月一日から、県下全市町村に教育委員会が発足し、地方教育行政制度に一大変革がもたらされた。

思えば、当時一般県民の教育委員会制度についての認識はまだ充分でないとはいえなかったが、市町村当局並びに住民の理解と協力によりそれぞれ立派な委員が選出され教育長設置及び事務局の整備とともに一応スムーズな発足をした。

一、地方教育委員会連絡協議会の結成
まもなく地方教育委員会相互の連絡提携の強化と教育行政の広域性を適正化し、各市町村の運営をより強化する目的をもって、全県下一九とした連絡協議会が結成され、着々と功績をあげている。

一、地方教育委員会の功績
地方教育委員会ができて、何よりも顕著な功績は、一般住民の教育に対する関心を深め、委員の公選等により、市町村の教育を自らの責任において行う自覚を深めたことである。

なお学校施設設備の整備充実はもとより学校教育及び特に公民館の充実その他社会教育に著しい進歩を見せた。

一、町村合併による強化
最近本県においても町村合併が急速に進められ地方教育委員会設置単位

としても当初から問題となっていた弱小町村が統合され、充実した組織と機構をもった合併新町村が誕生して来た。地方教育委員会は満三年の

経験を経て一般住民の理解と認識の深まりと共に、更に着実に充実した行政を行い教育の振興を、めざして進もうとしている。

和歌山県教育委員会

(四) 人口規模別、類型別の地方教育委員会数(三〇、六、一現在)

人口規模別

市 町 村 全部事務組合 計

五〇〇、〇〇〇人以上

一五〇、〇〇〇—四九九、九九九

一〇〇、〇〇〇—四九九、九九九

五〇、〇〇〇—四九九、九九九

三〇、〇〇〇—四九九、九九九

一五、〇〇〇—四九九、九九九

八、〇〇〇—四九九、九九九

五、〇〇〇—四九九、九九九

二、五〇〇—四九九、九九九

二、五〇〇人未満

計

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

専務教育長

兼務教育長

町村合併に伴う地方教育委員会数

区分	昭和二十八年十月一日現在	昭和三十一年二月一日現在
市町村教育委員数	市町村教育委員数	市町村教育委員数
郡市別	郡市別	郡市別
海草郡	三三	一六
那賀郡	二四	一四
伊都郡	二二	八
有田郡	二二	九
日高郡	三六	一六
西牟婁郡	三四	二五
東牟婁郡	二七	二四
(市)	四	六
計	二〇〇	一一八

○和歌山市教育委員会参考書

教育委員会法第七十条の規定に基き昭和二十七年十一月一日地方自治法第百八十条の四に定める執行機関として和歌山市教育委員会の設置をみた。そしてその事務局を和歌山市役所内に設けたが、庁舎の狭いから当時和歌山市西みぎわ町一番地にあった和歌山県公共職業安定所の建物を買収し、この建物に昭和二十九年九月十八日に移転し現在に至った。以下和歌山市及び教育委員会の概況を述べる。

一 和歌山市の概況

本市は紀ノ川河口の要衝に位し、商工都市として天下に誇り得る綿ねる、メリヤス、検査、建具木工、製材、酒造などの諸工業が発達し、又戦災後は、重要都市整備事業計画の対象として画期的な躍進発展を遂げている。

面積 人口 男 女 計

全、平方キロメートル 一、一七〇・三三

二 教育委員会の概況

昭和三十一年一月一日から同年十月

昭和三十一年二月一日現在

市町村教育委員数	学校組合教育委員数
市町村教育委員数	学校組合教育委員数
郡市別	郡市別
海草郡	一六
那賀郡	一四
伊都郡	八
有田郡	九
日高郡	一六
西牟婁郡	二五
東牟婁郡	二四
(市)	六
計	一一八

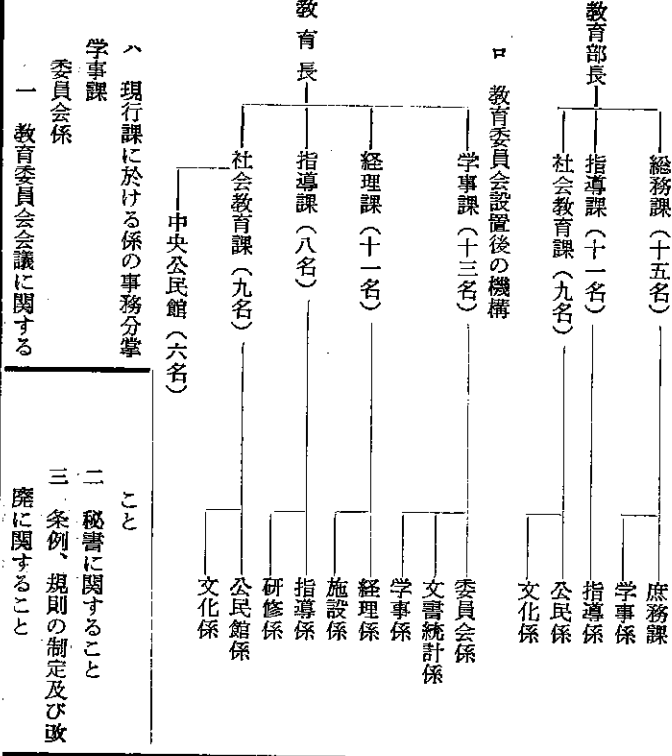
二月三十一日までの間に於ける教育委員会定例会及び臨時時に附議した議案は、次の通りである。

- イ 中央公民館長の人事について
- ロ 昭和三十年度教育費予算について
- ハ 昭和二十九年教育費追加更正予算について
- ニ 和歌山市公立学校警備員服務規程の制定について
- ホ 和歌山市教育委員会事務局規則の一部改正について
- ヘ 和歌山市中央公民館処務規則の制定について
- ト 昭和三十一年度教科書採択について
- チ 昭和三十一年度教育費追加更正予算について
- リ 教育委員会事務局職員的人事について
- ヌ 漢小学校的の位置の変更について
- ル 漢小學校旧校舎旧校地の公用廃止について
- ヲ 和歌山市教育委員会会議規則の一部改正について

改正について

- ナ 和歌山市幼稚園条例の一部改正について
- ラ 昭和三十一年度教育費追加更正予算について
- ム 昭和三十一年度起債方法利息の定率及び償還方法中変更について
- ウ 広瀬小学校講堂建築について
- エ 前号の教育委員会定例会及び臨時会以外の会議として毎週水曜日に協議会を開催してこの議案以外の事項のうち特に重要又は異例に属する事項について協議しており、その協議件数は、百件に達した。

2 教育委員会設置前と設置後の事務局の機構及びその配置定員



- 四 公印の管守に関する事
- 五 事務局職員の任免、その他人事に関する事
- 六 広報に関する事
- 七 各課の調整に関する事
- 八 課内他係の主管に属しないこと
- 学事係
 - 一 学校、幼稚園の設置、廃止及び維持に関する事
 - 二 学校、幼稚園の運営に関する事
 - 三 学校編成に関する事
 - 四 教職員の任免、その他人事に関する事
 - 五 就学、学籍、学区に関する事
 - 六 教職員の厚生に関する事
 - 七 免許事務及び給与事務に関する事
 - 八 前各号に附帯すること
- 文書統計係
 - 一 教育の一般統計調査に関する事
 - 二 指定統計調査に関する事
 - 三 文書の接受、発送に関する事
 - 四 前各号に附帯すること
- 経理係
 - 一 予算及び決算に関する事
 - 二 授業料その他歳入事務に関する事
 - 三 物品の購入、管理、修繕に関する事
 - 四 市費支弁職員の給料並び

に諸給与に關すること
五 前各号に附帶すること
施設係
一 学校、幼稚園の施設の取得維持及び管理に關すること
二 教育関係事業に關すること
三 前各号に附帶すること

指導係
一 教育計画の樹立に關すること
二 教科用圖書の採択に關すること
三 学校訪問による教育指導に關すること
四 生徒活動及び生徒輔導に關すること
五 實業教育に關すること
六 職業教育に關すること
七 児童、生徒の保健衛生及び給食に關すること
八 教育の研究団体に關すること
九 前各号に附帶すること

一 現職教育に關すること
二 研究集会、講習会、視察等に關すること
三 教材並びに教育資料の蒐集、研究に關すること
四 教育研究所に關すること
五 校長会、教頭会の運営に關すること
六 前各号に附帶すること
七 課内他係の主管に屬しないこと
社会教育課

公民係

- 公民館に關すること
- 成人学校に關すること
- 成人、婦人、青少年の社会教育に關すること
- 實業教育に關すること
- 視聽覚教育に關すること
- 前各号に附帶すること

文化係

- 文化団体並びに文化事業に關すること
- 社会教育団体に關すること
- 社会体育並びにリクレーションに關すること
- 文化財の保護に關すること

- 社会教育委員に關すること
- 宗教に關すること
- 前各号に附帶すること
- 課内他係の主管に屬しないこと

6 教員人事異動について
教育委員会発足後も大体左記の様な方針のもとに人事行政を行つてゐる。特に人事の固定化、学校間のバランスに重点を置いて異動がなされてゐるため清新の氣がうかがわれる。

イ 個人の公正なる希望は、できるかぎり尊重する。

ロ 学校間の教員組織の均等化をはかる。

ハ 出来るかぎり固定化を排し、清新の氣風を盛る。

ニ 学校種別間の適正なる人事交流をはかる。

ホ 学校の特長事情を考慮し、適材を適所に配置する。

7 社会教育の活動状況について

1 社会教育の重点方針

イ 社会教育五則
一、社会教育は常に郷土全体の立場から綜合されねばならぬ。
二、社会教育は市民の主体的立場を尊重しなければならぬ。
三、社会教育は市民自身の手により自主的に運営されねばならぬ。
四、社会教育は市民の平和と友愛の上に築き上げられねばならぬ。
五、社会教育は基本的な権確立に努めねばならぬ。

ロ 社会教育推進の目標並方法
一、分派的傾向をさけ、公民館を場として各種団体活動を綜合し効率的運営のでき

昭和三十一年二月二十三日
【参議院】

三三〇

昭和二十九年 度	予算額	一、八三一、九七一、〇〇〇	五、八一五、三四〇	三・二
昭和三十 年度	予算額	一、七〇〇、四八四、二〇〇	五、五八九、六〇〇	三・三

○三木市教育委員会

昭和二十九年 度	予算額	教育費予算額	教育委員会予算額	割 合
昭和三十 年度	予算額	三六、六九八、〇六〇	三、九〇四、一〇〇	一〇・六二

○洲本市教育委員会

昭和二十九年 度	予算額	教育費予算額	教育委員会予算額	割 合
昭和三十 年度	予算額	五六、三三〇、三六二	三、七〇九、〇〇〇	六・五九

○加古川市教育委員会

昭和二十九年 度	予算額	教育費予算額	教育委員会予算額	割 合
昭和三十 年度	予算額	九〇、七一五、二〇〇	五、二二五、〇〇〇	五・八

○和歌山市教育委員会

昭和二十九年 度	予算額	教育費予算額	教育委員会予算額	割 合
昭和三十 年度	予算額	一三九、七四〇、八五二	一三、六〇〇、八六〇	九・九四
昭和二十九年 度	予算額	二八七、五三四、〇三四	一五、二四八、一三二	五・三〇
昭和三十 年度	予算額	一七三、八六二、三〇六	一八、二八三、六二三	一〇・五一

○田辺市教育委員会

昭和二十九年 度	予算額	教育費予算額	教育委員会予算額	割 合
昭和三十 年度	予算額	五〇、四八七、一三六	二、八八五、一六一	五・八
昭和二十九年 度	予算額	九二、八九八、〇六八	四、四三三、六七一	四・八

(D) 地方教育委員会の実績

和歌山県地方教育
委員会連絡協議会

一、教育の中立性確保
1、偏向教育の是正

教育本来の目的達成のために偏向教育の是正に關しては、あらゆる機会を捉えて強力な運動をしている。特に父兄を始め地域住民の学校教育に対する関心は直接に反映

2、教職員の特定イデオロギーによる政治活動の是正

地教委は原単位よりも行政区画を手近かに所管し、教職員の人事権を掌握しているもので、これが是正

3、委員の公選制と二法律

教育二法律の公正妥当な施行は委員の公選制でなければ万全を期し得ない。これによって名分が立つと共に政治の知性を理解せしめる制度であり、殊に若い年代層の心を捉えることができる。

二、教育財政の確保

従来教育費が一般財政からしわ寄せされた傾向が解消され教育費が逐次確保されるようになって、教育の振興また著しいものがある。教育委員会の経費は事務局費を含めても、当該市町村一般予算の約一%~三%の範囲で、地方財政の赤字要因には絶対になつていないことは実際の数字が証明している。

三、人事交流

1、地方教育委員会は未だ三カ年という行政経験が乏しいところから、若干の不満足はあつても、郡県それぞれに連絡協議会をもつて広地域の人事交流を行い、着々好成績をあげ問題は僅少である。

2、都道府県教委は人事問題を自らの手に掌握しようとする動きが一部あつて、若干円滑を欠いた地方もあつたが、今日では教委法第五十一條の適用、または任意の協議会において指導助言の実をあげているので漸次好転している。

3、人事の問題解決に対して障害となつてゐるのは、地方公務員法第二十七條(本人の意志に反してやれない旨の規定)と地域給の問題である。これはあながち教育界のみの問題ではない。専任教育長未設置の委員会では、その妙を發揮するに困難な情勢にあるが、専任教育長をもれなく設置することが出来れば、この一つのあい路を打開するに十分である。

四、具体的実績

1、地教委が文化吸収の触角となつて地域の実態に即応する教育を

行っている。

イ、地域の特異性に基く教育方針の樹立

ロ、特に従来不振であつた僻地の教育は逐次振興を見るに至つた。

2、地方教育委員会は独立執行機関であるから教育施策の実現にあつたて自主的に熱意を傾倒し好成績をあげている。

イ、学校の計画建設及び学校施設の整備促進。

ロ、社会教育施設の整備及び内容の充実。

公民館の設置充実、社会学級(青年学級、成人学級、老人学級)の充実振興。

各種文化団体への助成。

3、管理行政面については細かな点までよく目が届くので、従来とかく軽視されがちな問題も処理し且つ能率をあげ、児童生徒父兄の喜びとなつてゐる。

4、指導行政面では、陣容の比較的に整つた委員会では戦後の混乱期を脱却して教育の技術面上児童生徒の實力向上に著しい成績をあげてゐる。

5、管理行政と指導行政の両面において地域の特殊性をいかしてゐる。

イ、予算執行面では委員の合議制は独任制と異り、必然的に合理的な執行が行われ節約の結果を生んでいる。

ロ、地域の文化素材を活用している。

であつたため、教育の進展を阻んで来たが、このしわ寄せが徒らに行われ難くなつて、教育財政は或程度確保されるようになった。

7、整備された事務局は事務能率をあげている。

事務局職員が増加したとの声をきくが、これは教育面のみではない。事実事務分量も増加している今日、必要員の確保によって、機構の充実をはかるのは当然である。

要するに、地方教育委員会は教育委員会法第一条の精神を発揚することに全力を尽した結果、教育の自主性が漸次確立され、地域教育に対して住民の関心度が非常に高まって来ていることは見逃し難い事実である。かく地域の社会情勢は漸く地教委に協力的になつてきたことは我が国の教育に金字塔をうちたる前徴であるといつても過言ではない。

(四)教育委員会関係の要望、決議等がありましたので以下報告いたします。

○教育委員会制度改正に対する要望事項(案)

神戸市教育委員会

一、五大市教育委員会の職務権限は、都道府県教育委員会と同等とし、都道府県教育委員会の五大市教育委員会に対する指導、助言、援助は行わないものとする。

1 教育財産の取得、管理及び処分に関することは、現行法通りとする。

2 学校その他教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及びその実施に関することは、現行法通りとする。

ること。

3 教育職員免許法の定める免許状に関することは、五大市教育委員会の事務とする。

4 五大市の地域にある公立の高等学校の就学の調整及び通学区域の設定、変更については、都道府県教育委員会は、五大市教育委員会の同意を必要とするものとする。

5 教育に関する法人及び文化財の保護、管理に関する事務は、現行法の所管とすること。

二、五大市公立学校の教育職員は、すべて五大市の公務員とし、その任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事に関する事項は、五大市教育委員会の所管とすること。

但し、給与に関する必要な財源措置については、国において確実な財源を付与せられること。

三、予算の編成並びに執行については、教育委員会の自主性を確保すること。

四、学校その他教育機関並びに事務局及び附置機関の建築の実施については、現行法通りとすること。

五、地方公共団体の議会の議員は、教育委員を兼ねることができるようになること。

六、教育長の任命については、現行法通りとすること。

七、指導主事の職務は、現行法通りとすること。

○敬 願 書

教育委員会は同法第一条に明示する如く教育基本法に則り不当なる支配に服することなく国民全体に対し直接責任を負つて教育行政の執行にあ

たるものでありますので現行制度に於ける教育委員の公選制の堅持と地方教育委員会の機能と責任を全からしむるための教職員の人事権並原案送付権の確保は絶対的に必要な条件と存じます

依てこれらの趣旨に反する一切の措置を排除せられましよう御努力仰ぎたく懇願いたします

昭和三十一年二月二十一日
和歌山県田辺市教育委員会
西牟婁地方教育委員会
連絡協議会

会長 高垣 貞一
参議院 飯島連次郎殿
文教委員長 中川 幸平殿
同 委員

○決 議
教育行政の民主化を根本理念とする教育委員会制度は、教育の本旨に基き、自らの責任において教育本来の目的を達成するという使命を有するものであつて、我等はその責務の重且つ大なるを痛感し、あらゆる困難を克服して真に民意を反映する教育の振興に努力してきた。

しかるに過般、自民党政務調査会に於ては、都道府県及び市町村の教育委員会の公選を廃止し、その権限及び機構を改廃して教育委員会の本質をじゅうりんする改選を決定した。

昭和三十一年度 使用教科書 展 示 会 会 場 一 覧 表
(1) 県において開催する会場

会場名	所 在 地	会場責任者
1 宝塚小学校	宝塚市川面	和久 博
2 三田小学校	有馬郡三田町	小笠原利夫
3 三樹小学校	三木市三木町	利田 好信

かかる本制度の反民主的変革はかつて辛酸をなめた中央集権、官僚統制への逆行を如実に具現するものであり、われらのもつとも遺憾とするところである。

われらは現行法の立法精神に基き、あくまで公選制、原案送付権を堅持し、これに反する如何なる変革に対しても総力を結集して断平反対するものである。

右決議する。
昭和三十一年二月十三日
近畿地区府県市町村教育委員会委員連合協議会

第二、教科書制度
教科書制度については、すでに口頭にて一報を報告いたしました。更に兵庫、岡山、石川及び和歌山市の教育委員会の現状について以下報告いたします。

(1) 昭和三十一年度使用教科書兵庫、岡山、石川、和歌山四市教育委員会展示会実施要綱
兵庫、岡山、石川、和歌山四市教育委員会展示会について

一 目的
文部省刊行の昭和三十一年度使用教科書目録に記載されているすべての教科書見本を展示し、次の諸目的の達成を図る。

1 児童生徒の実態並びに地域社会及び学校の特性を考慮し、各学校の教育計画に最も適切な教科書を

2 現行教科書制度に対する認識を新たにするとともに、各種教科書利用の参考に資する。

3 教育関係者のみならず広く一般の人々にもこれを機会に教育への関心を深め、青少年出版文化の向上に資する。

二 期間
昭和三十一年六月二十五日から、七月四日まで、十日間開催し、期間を分つて、概ね次のように区分する。

1 教育委員及び教科書採択委員に公開 全期間

2 学校職員に公開 六・二七・七・二八・二九・三〇・三十一

三 会場
全県下に二十五会場を設置する。ただし、別に神戸市教委、相生市教委、伊丹市教委は、各一会場を設置する。

1 各会場には小学校、中学校、高等学校用教科書をそれぞれ展示する。

2 会場には、会場責任者(市所管課長または出張所長)及び受理責任者(会場校長)をおく。

なお、会場は開催期間満了後も、地教委のあつせんによつて常設展示会として運営されるよう希望する。

会場名	所 在 地	会場責任者	受理責任者(学校長)	見本配当
小 笠原利夫	小 笠原利夫	小 笠原利夫	小 笠原利夫	小 笠原利夫
利田 好信	利田 好信	利田 好信	利田 好信	利田 好信
松尾賀久治	松尾賀久治	松尾賀久治	松尾賀久治	松尾賀久治

- c 発行者などの宣伝文書ポスターを会場(校地をふくむ)内に掲示又は配布することの禁止
- d 来会者の整理
- e 来会者の名簿作成

(5) 展示会終了後、出品教科書の保管

(6) 出品参考書などの返却、七月十日までに引取らぬ場合は適当に処分する。

(7) 末尾の附録添付の様式により七月八日までに展示会場の情況報告を県学校指導課に提出する。

2 展示会参観の対象
展示会は管下所在の公立学校関係者の外、次のものも対象とする。

- (1) 国立及び私立の小学校、中学校、高等学校に対しては公立の学校と同様に扱う。
- (2) 盲ろう学校も一般の学校と同様に扱う。
- (3) 各種学校に対しても便宜をはかる。
- (4) PTA関係者、出版者、供給所、一般民衆に対しても公開してその趣旨の普及につとめる。

3 公示並びに趣旨の徹底
(1) 六月十日までに県報、県公報、新聞記事

(2) 六月十八日までに出張所(指導主事、連絡主事)は他教委に対して趣旨徹底のため打合せ懇談会等適当な諸会を開く。

(3) 各学校は展示会期間中にPTA関係者の会合をもち教科書制

および理科教科書の選択に関する注意の記載事項の外、次のことがらについて考慮すること。

(1) 県立学校は別紙要項によつて「県立〇〇学校教科書選定委員会」を組織し、自校の教育課程に最も適切な教科書を、民主的且つ公正に選定する。なお、事前に県立高等学校は、学校長が共同して、自主的に地区別、課程別の教科書研究委員会を組織し、なるべく同一の教科書が選定されるように協議し、自校教科書選定の参考に資する。

(2) 選択教科科目の教科書については、採択後にその選択者が予定数より少くなつたり、或は全く無かつたりするために採択を取消す等のことのないようにする。

(3) 県立特殊学校は、児童生徒の個々の障害事情が複雑であるため、現行教科書中から、該当学年の教科書を選定することが、必ずしも適切でない場合があるので、県内各校協議の上、特殊性に即する最も適切な教科書を選定する。

二 公立中小学校使用教科書の採択
地教委管下の学校の使用教科書の採択の責任は、地教委にあるので、その採択は自由であるが、全県的に教科書研究を進めたり、これが指導を行つたりする場合の便や、父兄の経済上の負担を考慮して、次のよう

な事がらを採択上配慮されることが望ましい。

1 昭和三十一年度使用教科書の採択の場合と同じく同一郡市の地教委は共通のものを採択すること。

(1) これがため教科書の採択の諮問機関として、郡市単位に「地方教科書選定協議会（仮称）」をもつこと。

(2) 地方教科書選定協議会は、関係教育委員会に採択希望方針並びに採択希望教科書を答申する。

(3) 地方教育委員会は、答申に基づいて、審議の上、特に支障なき限り答申通り採択を決定する。

2 一郡一市のみならず近接郡市の地方教科書選定協議会は、連絡を密にし、出来るだけ共通のものを使用する。

3 入学頭初に採択した教科書は、特別の理由のない限り、継続使用できるようにする。

4 教科用図書検定基準及び各都市設置の教科書研究会の研究結果等を十分参考にすること。

5 その他昭和三十一年度使用教科書の展示会実施要綱中の2頁の2「採択について」及び7頁の1「中学校社会科教科書の採択に関する注意」の項の記載事項を考慮すること。

三 国立私立学校に於ける採択
国立学校及び私立学校は、法律の定めるところによつて、学校長の責

任において、使用教科書を採択する。

採択の実施に當つては、あくまで、教育的立場を堅持し、公平厳正でなければならぬ。

集計事務について
集計事務は県教育委員会の責任においてこれを行う。ただしその能率化と正確化を期するため次の方法による。

一 県立学校の集計について
次項二「中小学校について」の第二次集計以下を適用する。

二 中小学校の集計について
1 第一次集計 二〇三カ所
一九市教育委員会
一五七町村教育委員会
二七学校組合教育委員会

(1) 市、町、村、学校組合の各教育委員会は管内の学校から提出される需要票A票及び需要一覽表C票が所定の通り整理されているか、否かを確めて受領する。

(2) 市、町、村、学校組合の各教育委員会は学校から提出されたA票と、C票一通を第二次集計所に送付し、C票一通を保存する。

2 第二次集計 一四カ所
六出張所（但し郡市別に行う）
八市教委（神戸、尼崎、西宮、伊丹、明石、姫路、相生、洲本）
他地教委及び県立学校の需要票は、該地区の出張所へ
ただし、神戸市内県立学校に限り

東部特約所へ
(1) 六出張所及び八市地教委は管内の地教委、又は学校（県立学校を含む）から提出される需要票A票及び需要一覽表C票が正しく記載されているかを確めて受領する。

(2) 需要票（A票）を教科書ごとに（学校別、学年別、教科別）に集計を行い、その集計の結果を需要集計票（B票）に記入し、需要票（A票）をまとめたものの上に綴じつける。

(3) 教科書ごとに需要票に需要集計票を綴じつけたものを、発行者別に教科書目録記載の順序にひもでまとめて、全部をまとめてあげる。

(4) 整理した集計票並びに需要票を東部、北部、西部の三特約所へ八月一日（月）までに送付する。

(5) 第二次集計所は需要集計一覽表（D表）の写を一部保管しておく。

(6) 第二次集計事務は六出張所（連絡主事又は主事担当）八市地教委の責任において取次配給所が協力担当する。

3 第三次集計（東部、北部、西部の特約所に集計）
(1) 第三次集計事務は、それぞれ県教育委員会学校指導課、丹有出張所、西播出張所の責任において三特約所が協力担当する。

(2) 六出張所、八市地教委から送達をうけた集計票（需要票にとじつけたもの）の集計を行い、A、B、C、D各票を整理して八月六日（土）までに県教委学校指導課に提出する。

(3) 需要票は教科書別、発行者別に整理してそれぞれ三特約所から発行者に送達する。

(4) 三特約所は各集計表の「写」を一部保管しておく。

4 第四次集計
(1) 第四次集計事務、即ち集計は県教委学校指導課がこれを行う。

(2) 集計は教科書ごとに（学校別、学年別、教科書別、発行者別）に三部作成

(3) 一部は文部省に送達

(4) 一部は発行者に送達

(5) 一部は学校別、学年別、教科別に整理して県教委に保管する。

三 報告事項
1 七月三十日まで文部省へ展示会実施状況を報告する。従つて別紙様式により各会場責任者は展示会実施状況を七月八日までに県学校指導課に報告する。

2 県立学校は、使用希望教科書を七月六日（必着）までに県教委に報告する。

3 地教委は採択方針及び採択教科書を七月三十日までに県教委に報告する。

IV 日程
昭和三十一年度使用教科書展示会に関する日程
月 日 曜 処 理 すべき 事 項
四・一四 木 展示会実施要綱送付についての文書受理

県 処 理 者
教 委 五・二五 月
五・九 月
五・一二 木
五・一五 月
同

教科書需要集計事務委託費についての文書受理
地方教委の自主的教科書展示会開催の有無問合せ発送
右の有無（電話）締切
（文書）締切
県 教 委
県 教 委
市 教 委・出張所
市 教 委・出張所
市 教 委・出張所

会は六月十八日までその組織を完了するものとする。

(四) 協議会の任務

それそれの地域の公立小中学校並びに県公立高校の昭和三十一年度使用教科書選定の方針及び選定希望教科書を決定し、これをそれぞれ地方教育委員会県教育委員会に答申又は上申する。

(五) 協議会の運営

- 1 昭和三十一年度使用教科書に関する教科書選定方針を決定する。
- 2 各校種、各教科、各学年に関する希望教科書を一種類選定する。
- 3 選定にあたっては、一学年間としてまとまったものを選定しなければならぬ。
- 4 協議会において決定した選定方針並びに希望教科書を地方教科書選定協議会にあっては出張所長、県立学校教科書選定委員会にあっては当該学校校長又は県立学校連絡事務所所在の代表者において別紙様式によって報告書を作製し、それぞれ関係する地教委、県教委学校指導課に必要部数を印刷の上報告する。県立学校教科書選定委員会の県教委への報告書は五十部とする。

(六) 教科書制度

明石教育委員会

教科書制度に関する事項の中、当教育委員会が直接問題とする点は教科書の採択に関する点であると思われるので、以下採択についての手続き方法について述べる。

一、教科書採択方針の決定

教育委員会によって採択方針が決定される。

一、教科書選定委員会を組織する。教科書選定委員会は、教育長の諮問に答え、答申案をつくる。

委員の組織は

- 1 小、中、小学校長の代表、各高等学校校長
- 2 小、中、高等学校の教員代表
- 3 父兄代表
- 4 学識経験者
- 5 指導主事

等各界の代表者をもって組織する。一、教科書採択委員会は、次の仕事をする。

- 1 教育委員会の定めた採択方針に基づき選定方針を定める。
- 2 選定方法を協議、決めて実行にうつす。

一、選定方法は、専門委員会を組織し、調査研究並びに答申を依頼する。

ロ、教科書は二種類を選定する。ハ、専門委員は各教科研究部代表を委嘱する。

一、専門委員会の性格

- 1 専門委員会は各教科研究部ごとにその中から代表を選んで組織する。
- 2 専門委員会は教科毎に部会を開いて、教科書の選定に当る。各教科研究部は一般教師、並びに父兄の意見を徴して選定に当る。
- 3 三種類を選定する。

一、教育委員会は選定委員会の答申案にもとづき採択を決定する。

教科書制度に関する意見

一、検定について、

- 1 現在の検定制度はつぎの如き

二、発行供給について、

- 1 教科書の改訂は、進歩の著しい今日、その必要は十分認められるのであるがあまりに改訂が(大改訂が)行われすぎる。年々の大改訂はやめて、小改訂にし、小改訂はその箇所を明示して、古い本でも使えるようにする。
- 2 転入児童、生徒があつても直ちに購入できるよう準備する。

三、価格について、

- 1 必要以上に体裁、紙質をよくして定価を高くしないよう、業者間の協定をすること。
- 四、その他。

- 1 常設の展示会場を設けるようにしたい。
- 2 教科書の無償配布を実現したい。

(3) 教科用図書採択について

和歌山市教育委員会

本市教委の教科書採択運営についての根本態度

教科用図書の採択運営に当たっては、公私如何なる権力も現場の採択意志に影響をおよぼさないよう真に民主的であり、自由、且つ公正な運営がなされるよう周到に留意すること。

(一) 本市教委教科用図書採択基準(市教委指示)

一、我が国の教育目的と一致しているか。

教育基本法及び学校教育法の目的と一致しこれに反するものはないか。例えば平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値勤労と責任の重視、自主的精神の養成などの教育目的と一致しこれに反するものはないか。

ものはないか。

一、立場は公正であるか。政治、宗教について特定の政党や特定の宗派にかたよった思想題材をとり又これによつてその主義や信条を宣伝したりあるいは非難したりしているような事はないか。

一、各教科の指導目標と一致しているか。

(二) 本市教委教科用図書採択基準(市教委指示)

一、教材内容が適当であるか。現在の学習指導要領各教科書(改正を含む)に示されている基準に則つて編さんされているか。

内容が正確であり信頼できるか。

現在文化の進歩発達に応じているか。

一、児童生徒の発達に適合しているか。

児童生徒の生活、経験、興味に適合したものを選んで用いるか。

個人別にに応じて適用の巾があるか。

一、組織排列が適切であるか。

教材の脈絡が適切であり他教材との関連がよく考えられているか。

さし絵、写真、地図、図表等適切に用意されているか。

ローマ字綴等適切であるか。

平易明確に表現されているか。児童生徒に親しまれるよう工夫されているか。

印刷が鮮明で品位があるか。

一、本市の実状に即し各地域各学校の実態にふさわしいものであるか。

一、父兄の経済的負担を出来るだけ軽くすること。

一、教員の負担を軽くすること。

(三) 本年度教科用図書採択方針(協議会決定)

一、児童生徒の実態に即し又学習の効果をもつため教科書の変更は出来るだけ行わないこと。

一、特別の事情のある場合を除き中は三年間、小学校は低学年(一、二、三年)高学年(四、五、六年)の間は同一教科書を用いること。

一、変更は新入生から但し小学校は四年生からも行い得る。

一、採択運営のための経費は計上していない。

二、採択研究委員手当として二万四千円を予算化している。

(四) 教科用図書採択に関する意見

中に一名以上入っているもので研究協議はより多角的視野に立つて行える。

4 最終答申案の決定には校長会と採択研究委員代表合同会議によることになっているので学校経営に当る全校長の意見が入れられる。

一、短所

教科書展示期間が短いので研究の完壁を期し難い。

一、改善点

1 全県的な組織的常設展示場を各都市に設置されたい。

2 新年度使用教科書の展示期間を長くして研究期間を十分にすること。

第三、大学制度

1 兵庫県は県当局が次の通り報告がありました。

大学教育行政に関する基本方針並びに当面の措置要項

一、趣旨

府県は性格並びに地方財政の現状及びその将来への見通しの上に立つて県立大学に根本的検討を重ね、大学教育が真にその効果を發揮し、大学がその使命を達成するためにこの基本的方針を定めるものとする。

二、現状及び問題点

(一) 現状

本県所在の大学は、左表の通りであって、大学教育に示された本県の熱意は高く評価されるところである。

計	国立	公立	私立	計
短大	四	二	一	六
短大	二	一	一	二
計	六	二	一	八

就中県立大学にあっては、四年制大学として医、農、工、商の四大学、短期大学として農、工の二大学併せて六大学を有していることは、その数において全国一位を占め学部学科数及び年間所要経費において、大阪府に次いで第二位を占め、経常費のみで約三億二千万円を支出しているものである。且つ、県立各大学はその形態においてそれぞれ単科大学として、各地域に分散しているため総合大学としての教育効果を期待することができず、しかも各大学とも教員組織及び施設において整備充実を見るに至らず、これを完備するためには、尚将来十三億円の投入を要するものと見込まれているのである。

一方、国立大学たる神戸大学は、文、理、教育、法、経済、経営、工の七学部を有しているが、医農の二学部を欠除しており、これら二学部を増設してはじめて総合大学の完全な機能を發揮し得る状態にある。

さて、本県は県立大学として四単科大学と二短期大学を有していることは、前述の如くであるが、財政上、教育上種々の問題を包蔵している。その主要な点を次に掲記する。

(1) 問題点

a 財政上の問題

現在の県立大学（附属病院を除く）は現在までに施設費、設備費三億五千万円を投入し年間経常費三億二千万円支出しているがなお極めて不完全な状況にあるのであって、これが充実を図るには、今後臨時費約十三億円、経常費、（年間）約四億五千万円程度の投入しなければ充分な教育効果を期待することはできない現状にある。従って県財政の窮乏する現下の情勢においてはもとより、県財政将来の見通しに立つても県立大学今後の整備は勿論、不完全な現状の維持すら困難を感ずるのである。試みに、教員充足状況について、国立大学及び本県立大学を比較すれば次の通りであって、本県立大学の整備の不完全さを窺うことができる。

教員充足状況 昭和三十年度

定員 実員 充足状況

国立 三、四四 三、三六 九六・〇%

県立 六、八 四、四七 六五・〇%

b 四年制大学と同系列学科を有する短期大学を更に一つことは、財政負担を極度に過重ならしめる。

(2)

教育上の本質的問題

学校教育法に大学は、四年制とすると明示されているが、これを二年又は三年において完成する短期大学の制度は、趣旨としては肯定せらるるものであるがこの制度は、飽くまで暫定的な制度として設けられたものであり、しかも現在においては、必ずしも社会的需要を満足させる教育効果を期待することが出来ないものと判断されるのである。二年間で教養、専門に亘って教育することは困難な問題と考えられるし、特に学生中普

通高校よりの進学者が相当数あるを思うとき、一層この感を深くするものである。

(3) 社会的欲求の問題

短大制度については、実業界からの批判もあり又農業短大卒業生については、農村側において受入れ難いものがあるのではないかと考えられる。

三、方針

以上提起した問題点の解決と大学今後の合理的あり方を規定するため、県立大学に関する基本方針と次の方策をとることが適当と考えられる。

一、神戸医科大学、兵庫農科大学を国立神戸大学に移管する。

但し国立移管のために、国立大学の総合計画に従って相当の整備費を負担することが条件となる。

二、姫路工業大学、兵庫農科大学に工業短期大学、農業短期大学をそれぞれ統合する。

但し、姫路工業大学短期大学部生活科は女子短期大学として存置し強化する。

三、神戸商科大学、姫路工業大学は整備強化して技術教育、実業教育の振興をはかる。

四、教育の機会均等ならびに教育の発展を期するため、県において育英又は学徒奨励制度を確立し併せて私学の振興をはかる。

四、措置

1 募集停止

a 兵庫農業短期大学（以下農短大という）は、兵庫農科大学に統合することとし、昭和三十一年度より学生の募集を停止する。

年度より学生の募集を停止する。

b 姫路工業大学短期大学部（以下工短大という）の工業科は、姫路工業大学工学部に統合することとし昭和三十一年度より学生募集を停止する。

2 統合時期

前項の学校又は学科の統合完了の時期は建前として、昭和三十三年度末限りとする。

3 工短大生活科

工短大生活科は、これを充実拡充し学生の入学定員は、約八十名程度に増加することとする。

4 学生

a 短大在学生の内農大及び工大への編入学を希望するものに対しては、特別の措置を講ずる。

b 農大及び工大は入学定員を増加することとし、とりあえず昭和三十一年度においては、農大約十名、工大約十五名程度の募集人員を増加する。

5 教職員

a 教員は統合に伴い、兵庫農科大学、姫路工業大学及びその他の大学に任命を行ない、県立大学の教員組織の強化充実を図る。

b 教員以外の職員にあつても、他大学又はその他の部局に配置転換を行う。

6 施設

a 農短大の施設は、附属高等学校に転用し同校施設の充実を図る。

b 別途同地に農業センターを設立する第一歩として県立機械化

農場を設置し、農業の機械化指導並びに技術者の養成を図る。以上本県大学行政の基本方針等について述べたのであるが、短大の同系列統合の問題に関しては、文部省の短大制度改正の時期をまつて決定すべきである。依つて本県財政の将来の見通し並びに、本県大学教育の効果より判断して、以上の方針を採ることが適当であると考えられる。

2 和歌山大学の財政について、その実態を以下報告いたします。

昭和二十九年年度歳出予算決算報告 (組職国立学校)

和歌山大学

科 目	当初予算額	当初予算増△減額及び流用増△減額	予算現額	決算額	不用額
(項)国立学校	2,333,000円	33,200,000円	35,533,000円	33,000,000円	2,533,000円
(目)職員基本給	2,333,000	33,200,000	35,533,000	33,000,000	2,533,000
職員諸手当	2,333,000	33,200,000	35,533,000	33,000,000	2,533,000
職員特別手当	0	0	0	0	0
超過勤務手当	1,133,000	11,330,000	12,463,000	12,463,000	0
待命職員給与	333,000	3,330,000	3,663,000	3,663,000	0
非常勤務者給与	333,000	3,330,000	3,663,000	3,663,000	0
非常勤務員手当	333,000	3,330,000	3,663,000	3,663,000	0
休職者給与	333,000	3,330,000	3,663,000	3,663,000	0
退官退職手当	333,000	3,330,000	3,663,000	3,663,000	0
諸謝金	1,000,000	10,000,000	11,000,000	11,000,000	0
備外個人給与	1,000,000	10,000,000	11,000,000	11,000,000	0
職員旅費	400,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000	0
赴任旅費	400,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000	0
教育研究旅費	400,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000	0
外国旅費	0	0	0	0	0
委員等旅費	0	0	0	0	0
校費	3,766,000	37,660,000	41,426,000	41,426,000	0
交際費	200,000	2,000,000	2,200,000	2,200,000	0
営繕費	1,766,000	17,660,000	19,426,000	19,426,000	0
国立文教施設災害復旧費	950,000	9,500,000	10,450,000	10,450,000	0
各所修繕	650,000	6,500,000	7,150,000	7,150,000	0
各所新築	210,000	2,100,000	2,310,000	2,310,000	0
防火施設整備費	1,240,000	12,400,000	13,640,000	13,640,000	0
運動場整備費	800,000	8,000,000	8,800,000	8,800,000	0
不動産購入費	760,000	7,600,000	8,360,000	8,360,000	0
総計	11,333,000	113,330,000	124,663,000	124,663,000	0

第四、その他
以上の外、明石市において次の陳情がありました。

陳情書

神戸大学教育学部附属明石分校に高等学校併置方陳情のこと

神戸大学教育学部附属明石分校は、現に中学校、小学校、幼稚園を併置し、本県下の教育の根幹として著しい成果を収めつつありますが、同校は、明治三十七年に兵庫県明石女子師範学校附属小学校・同附属幼稚園として創設されると同時に、同校主事及川平治氏の提唱によって「分団式動的教育」のプランを發表し、すでに明治末期・大正初期において、全国的な教育方式に新機軸を示し、明治・大正・昭和にわたって著しい実績を収めるとともに、終戦後の学制改革に伴って直ちに新教育の研究に先鞭をつけ、昭和二十四年には「明石附小プラン」として「小学校のコアカリキュラム」を發表し、昭和二十八年には「教育実践の新段階」を公刊して明石附小プランの前進を示すなど、その教育界に貢献するところ、全国的にも地方的にも、きわめて著しいものがあります。したがって、同校教育体制の拡充と強化を望む声は、ひとり明石市民のみに止まらず、きわめて広範囲に及ぶものであります。

等学校を移管併設して理想的な幼・小・中・高の総合的な附属教育施設とされますよう、ここに特別の御懇請を賜わたく、両校の沿革概要を具して、謹んで陳情申上ぐる次第であります。

昭和三十一年一月廿七日
明石市教育委員会
明石市長 丸尾儀兵衛
明石市 鳴尾米治郎
議長

以上御報告いたします。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道旭川市に総合大学設置の請願(第四二一号)

一、文部省管理の共同水産総合練習船建造に関する請願(第四二八号)

一、合併町村における統合中学校建築国庫補助金差額交付の請願(第四三九号)

第四二一号 昭和三十一年二月六日受理

北海道旭川市に総合大学設置の請願
請願者 北海道旭川市議会議長 岡嶋保二郎

紹介議員 木下 源吾君

北海道旭川市は、今日既に人口十六万余を数え、道東道北の広はんな未開発地域の一大中心地として産業、経済、教育、文化等諸般にわたる北海道総合開発計画に寄与すべき重大な責務を負荷されているのであるが、広はんな未開地と豊富な資源とを背後に擁するだけに高度の農工技術の導入とこれを推進する有能な人材の育成が絶対的に必要となっている。ところが開発

の先達となるべき中堅指導者の育成機関である独立大学が、一校もなくそのため文化的にも後進地域となっていることはまことに遺憾であるから、是非とも北海道総合開発計画の一環として旭川市に総合大学を設置せられたいとの請願。

第四二八号 昭和三十一年二月七日
受理
文部省管理の共同水産総合練習船建造に関する請願
請願者 三重県津市大谷町一一
三重県立大学内 岡

紹介議員 青山 正一君
田部 一郎

終戦後漁業規模がいちじるしく増大し加工、冷凍設備を有する漁船が建造され、これがため海技免許状所有者の需要が増加するとともに漁海況の精密な調査研究結果が強く要望されているが、一方において多くの大学に水産学部が新設されたにもかかわらずその設備にはみるべきものがなく、必習実験実習課程の履修は到底できない現状であり、このまま推移すれば教育上いちじるしい支障をきたす恐れがあるから、水産界から要求せられている人的資源や業界発展の基礎資料の需給をみたすため文部省管理の水産総合練習船を本年度予算において建造せられたいとの請願。

第四三九号 昭和三十一年二月七日
受理
合併町村における統合中学校建築国庫補助金差額交付の請願
請願者 島根県大原郡大東町長
高橋英夫外二名

紹介議員 佐野 廣君 小瀧 彬君

今回町村合併建設計画に基く統合中学校の建築国庫補助支給基準が規定の改正により大幅に引き上げられたが、町村合併建設計画に基いて島根県大東町が建築完成した新大東中学校は、今回の規定改正前の国庫補助基準で交付を受けたのみであるから、新大東中学校を今回の改正規定により取扱ひその差額補助金を交付せられたいとの請願。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第二条中「小学校」を「義務教育諸学校」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「小学校等」と総称する。）を「義務教育諸学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校

校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

第四条（見出しを含む）中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第六条第一項中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第二項中「要する経費」の下に（以下「学校給食費」という。）を加え、「児童の保護者（学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。）を「児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者」に改める。

第七条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、公立の小学校の設置者が、学校給食を受ける児童の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができ

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第二項に規定する要保護者（その児童について、同法第十三條の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者である者を除く。）

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者で政令で定めるもの

第八条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第九条中「左の」を「次の」に改める。

第十条中「食糧管理法第四條ノ三第二項」を「同法第四條ノ三第二項」に改める。

第十二條中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本学士院法案（予備審査のための付託は一月三十一日）

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月三十一日）

昭和三十一年三月五日印刷

昭和三十一年三月六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局